

愛知県地域防災計画(地震・津波災害対策計画)

新旧対照表(案)

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
	<p>第1編（略）</p> <p>第2編 災害予防</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 地盤災害の予防</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 地盤沈下の防止</p> <p>第6節 被災宅地危険度判定の体制整備</p> <p>第6章 防災施設等の整備</p> <p>第7章 避難行動の促進対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 避難場所及び避難経路の指定等</p> <p>第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</p> <p>第4節、第5節（略）</p> <p>第8章、第9章（略）</p> <p>第10章 津波等予防対策</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第11章～第14章（略）</p> <p>第3編 災害応急対策</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 救援隊等による協力</p> <p>第3節～第5節（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第5章～第7章（略）</p> <p>第8章 地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策</p> <p>第1節 地域安全対策</p> <p>第2節 道路交通規制等</p> <p>第3節 緊急輸送道路の確保</p> <p>第4節 緊急輸送手段の確保</p> <p>第9章、第10章（略）</p> <p>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>第1節、第2節（略）</p> <p>第3節 生活必需物資の供給</p> <p>第12章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策</p> <p>第1節 環境汚染防止対策計画</p> <p>第2節 廃棄物処理計画</p>	<p>第1編（略）</p> <p>第2編 災害予防</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 <u>液状化対策・土砂災害等の予防</u></p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 被災宅地危険度判定の体制整備</p> <p>第6章 <u>応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</u></p> <p>第7章 避難行動の促進対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 緊急避難場所及び避難経路の指定等</p> <p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>第4節、第5節（略）</p> <p>第8章、第9章（略）</p> <p>第10章 津波等予防対策</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 地盤沈下の防止</p> <p>第11章～第14章（略）</p> <p>第3編 災害応急対策</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 応援部隊等による<u>広域応援等</u></p> <p>第3節～第5節（略）</p> <p>第6節 <u>南海トラフ地震の発生時における広域受援</u></p> <p>第5章～第7章（略）</p> <p>第8章 <u>交通の確保・緊急輸送対策</u></p> <p>第1節 道路交通規制等</p> <p>第2節 道路施設対策</p> <p>第3節 空港施設対策</p> <p>第4節 港湾・漁港施設対策</p> <p>第5節 鉄道施設対策</p> <p>第6節 緊急輸送手段の確保</p> <p>第9章、第10章（略）</p> <p>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>第1節、第2節（略）</p> <p>第3節 生活必需品の供給</p> <p>第12章 <u>環境汚染防止及び地域安全対策</u></p> <p>第1節 環境汚染防止対策</p> <p>第2節 地域安全対策</p>	
	<p>第4編災害復旧・復興</p> <p>第2章 災害廃棄物処理対策</p>		

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	<p>第 13 章（略）</p> <p>第 14 章 交通施設の応急対策</p> <p>第 1 節 道路施設対策</p> <p>第 2 節 鉄道施設対策</p> <p>第 3 節 空港施設対策</p> <p>第 4 節 港湾・漁港施設対策</p> <p>第 15 章～第 17 章（略）</p> <p>第 4 編 災害復旧</p> <p>第 1 章 民生安定のための緊急措置</p> <p>第 1 節 義援金その他資金等による支援</p> <p>第 2 節 金融対策</p> <p>第 3 節 住宅等対策</p> <p>第 4 節 労働者対策</p> <p>第 5 節 暴力団等への対策</p> <p>第 2 章 公共施設等災害復旧対策</p> <p>第 1 節 公共施設災害復旧事業</p> <p>第 2 節 激甚災害の指定</p> <p>第 3 章 震災復興都市計画の決定手続き（新設）</p> <p>第 5 編（略）</p>	<p>第 13 章（略） （削除）</p> <p>第 14 章～第 16 章（略）</p> <p>第 4 編 災害復旧・復興</p> <p>第 1 章 公共施設等災害復旧対策</p> <p>第 1 節 公共施設災害復旧事業</p> <p>第 2 節 激甚災害の指定</p> <p>第 3 節 暴力団等への対策</p> <p>第 2 章 災害廃棄物処理対策</p> <p>第 3 章 震災復興都市計画の決定手続き</p> <p>第 4 章 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第 1 節 罹災証明書の交付等</p> <p>第 2 節 被災者への経済的支援等</p> <p>第 3 節 金融対策</p> <p>第 4 節 住宅等対策</p> <p>第 5 節 労働者対策</p> <p>第 5 章 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>第 1 節 商工業の再建支援</p> <p>第 2 節 農林水産業の再建支援</p> <p>第 5 編（略）</p>	
1	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 計画の目的</p> <p>第 2 節 計画の性格 （追加）</p>	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 計画の目的</p> <p>第 2 節 計画の性格</p> <p>4 愛知県地域強靱化計画との関係</p> <p>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 13 条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。</p> <p>このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計</p>	<p>愛知県地域強靱化計画の策定</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由																		
2	<p>4 他の計画との関係</p> <p>(1) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、策定が進められている愛知県の国土強靱化地域計画を指針とするものとする。</p> <p>(2) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。</p> <p>第 3 節 計画の構成</p> <table border="1" data-bbox="241 774 1072 853"> <thead> <tr> <th colspan="2">構成</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 4 編</td> <td>災害復旧</td> <td>被災地域の迅速な復旧に向けた対策 等</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 章 被害想定及び減災効果</p> <p>第 2 節 地震・津波被害の予測及び減災効果</p> <p>1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果</p> <p>(1) 被害予測</p> <p>イ 調査結果の概要</p> <p>(イ) 結果</p>	構成		主な内容	第 4 編	災害復旧	被災地域の迅速な復旧に向けた対策 等	<p>画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。</p> <p>ア 県民の生命を最大限守る</p> <p>イ 地域及び社会の重要な機能を維持する</p> <p>ウ 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する</p> <p>エ 迅速な復旧復興を可能とする</p> <p>5 他の計画との関係</p> <p>(削除)</p> <p>水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。</p> <p>第 3 節 計画の構成</p> <table border="1" data-bbox="1108 774 1957 892"> <thead> <tr> <th colspan="2">構成</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 4 編</td> <td>災害復旧・復興</td> <td>被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 章 被害想定及び減災効果</p> <p>第 2 節 地震・津波被害の予測及び減災効果</p> <p>1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果</p> <p>(1) 被害予測</p> <p>イ 調査結果の概要</p> <p>(イ) 結果</p> <p>b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定</p>	構成		主な内容	第 4 編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等	<p>記載箇所の変更</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理 (防災基本計画)</p>						
構成		主な内容																			
第 4 編	災害復旧	被災地域の迅速な復旧に向けた対策 等																			
構成		主な内容																			
第 4 編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等																			
9	<p>b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定</p> <p><浸水・津波></p> <table border="1" data-bbox="241 1198 1037 1332"> <thead> <tr> <th>津波ケース</th> <th>(略)</th> <th>浸水想定域（浸水深 1cm 以上）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>(略)</td> <td>約 37,000ha</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>(略)</td> <td>約 35,000ha</td> </tr> </tbody> </table>	津波ケース	(略)	浸水想定域（浸水深 1cm 以上）	①	(略)	約 37,000ha	⑦	(略)	約 35,000ha	<p>b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定</p> <p><浸水・津波></p> <table border="1" data-bbox="1131 1198 1942 1332"> <thead> <tr> <th>津波ケース</th> <th>(略)</th> <th>浸水想定域（浸水深 1cm 以上）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>(略)</td> <td>約 35,000ha</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>(略)</td> <td>約 32,800ha</td> </tr> </tbody> </table>	津波ケース	(略)	浸水想定域（浸水深 1cm 以上）	①	(略)	約 35,000ha	⑦	(略)	約 32,800ha	<p>調査結果の訂正</p>
津波ケース	(略)	浸水想定域（浸水深 1cm 以上）																			
①	(略)	約 37,000ha																			
⑦	(略)	約 35,000ha																			
津波ケース	(略)	浸水想定域（浸水深 1cm 以上）																			
①	(略)	約 35,000ha																			
⑦	(略)	約 32,800ha																			
11	<p>2 東海地震・東南海地震等の被害予測</p> <p>(1) 調査の目的</p> <p>(略)</p>	<p>2 東海地震・東南海地震等の被害予測</p> <p>(1) 調査の目的</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>																		

地震・津波災害対策計画

頁	現行 (平成 27 年 6 月修正)	改正案	改正理由																
21	<p>以上のような状況を踏まえ、県は、<u>海洋型地震</u>では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、④養老－桑名－四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を平成 14 年度及び平成 15 年度の 2 年間で実施した。</p> <p>第 5 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海農政局</td> <td>(1) <u>農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。</u> (2)～(12) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	(略)	(略)	東海農政局	(1) <u>農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。</u> (2)～(12) (略)	(略)	(略)	<p>以上のような状況を踏まえ、県は、<u>海溝型地震</u>では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、④養老－桑名－四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を平成 14 年度及び平成 15 年度の 2 年間で実施した。</p> <p>第 5 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海農政局</td> <td>(1) <u>農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。</u> (2)～(12) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	(略)	(略)	東海農政局	(1) <u>農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。</u> (2)～(12) (略)	(略)	(略)	表記の整理
機関名	内 容																		
(略)	(略)																		
東海農政局	(1) <u>農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。</u> (2)～(12) (略)																		
(略)	(略)																		
機関名	内 容																		
(略)	(略)																		
東海農政局	(1) <u>農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。</u> (2)～(12) (略)																		
(略)	(略)																		
23	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="5">名古屋地方 気象台</td> <td>(1) <u>地震に関する観測及びその成果の収集並びにその情報の発表を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。</u> ア <u>大津波警報、津波警報、津波注意報、地震・津波情報</u> イ <u>東海地震に関連する情報</u> ウ <u>緊急地震速報（気象庁から伝達する）</u></td> </tr> <tr> <td>(3) <u>地震防災対策強化地域の地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をする。</u></td> </tr> <tr> <td>(4) <u>南海トラフ地震防災対策推進地域に係る地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をする。</u></td> </tr> <tr> <td>(5) <u>緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名古屋地方 気象台	(1) <u>地震に関する観測及びその成果の収集並びにその情報の発表を行う。</u>	(2) <u>次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。</u> ア <u>大津波警報、津波警報、津波注意報、地震・津波情報</u> イ <u>東海地震に関連する情報</u> ウ <u>緊急地震速報（気象庁から伝達する）</u>	(3) <u>地震防災対策強化地域の地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をする。</u>	(4) <u>南海トラフ地震防災対策推進地域に係る地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をする。</u>	(5) <u>緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報を行う。</u>	(略)	(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="5">名古屋地方 気象台</td> <td>(1) <u>愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。</u></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>愛知県及び市町村が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう支援する。</u></td> </tr> <tr> <td>(3) <u>愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。</u></td> </tr> <tr> <td>(4) <u>都道府県や市町村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。</u></td> </tr> <tr> <td>(5) <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・助言を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名古屋地方 気象台	(1) <u>愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。</u>	(2) <u>愛知県及び市町村が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう支援する。</u>	(3) <u>愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。</u>	(4) <u>都道府県や市町村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。</u>	(5) <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・助言を行う。</u>	(略)	(略)	表記の整理
名古屋地方 気象台	(1) <u>地震に関する観測及びその成果の収集並びにその情報の発表を行う。</u>																		
	(2) <u>次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。</u> ア <u>大津波警報、津波警報、津波注意報、地震・津波情報</u> イ <u>東海地震に関連する情報</u> ウ <u>緊急地震速報（気象庁から伝達する）</u>																		
	(3) <u>地震防災対策強化地域の地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をする。</u>																		
	(4) <u>南海トラフ地震防災対策推進地域に係る地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をする。</u>																		
	(5) <u>緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報を行う。</u>																		
(略)	(略)																		
名古屋地方 気象台	(1) <u>愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。</u>																		
	(2) <u>愛知県及び市町村が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう支援する。</u>																		
	(3) <u>愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。</u>																		
	(4) <u>都道府県や市町村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。</u>																		
	(5) <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・助言を行う。</u>																		
(略)	(略)																		
24	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部地方整</td> <td>(1)～(3) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	中部地方整	(1)～(3) (略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部地方整</td> <td>(1)～(3) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	中部地方整	(1)～(3) (略)									
(略)	(略)																		
中部地方整	(1)～(3) (略)																		
(略)	(略)																		
中部地方整	(1)～(3) (略)																		

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）		改正案		改正理由
26	備局	(4)ア～イ (略) ウ 海上緊急輸送路を確保するため、津波流出物の除去等を実施する。 エ～キ (略) ク 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策車両、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。	備局	(4)ア～イ (略) ウ 航路啓開に関する計画に基づき、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保を実施する。 エ～キ (略) ク 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。	表記の整理 指定地方行政機関の追加
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	近畿中部防衛局東海防衛支局	(略)	近畿中部防衛局東海防衛支局	(略)	
	(追加)	(追加)	国土地理院 中部地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 (4) 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第 3 6 条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。	
	5 指定公共機関		5 指定公共機関		
機関名	内容		機関名	内容	
(略)	(略)		(略)	(略)	
日本赤十字社	(1) ～(4) (略) (5) 義援金の受付及び配分を行う。(略)		日本赤十字社	(1) ～(4) (略) (5) 義援金等の受付及び配分を行う。(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
ソフトバンクモバイル株式会社	(略)		ソフトバンク株式会社	(略)	

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由																								
33	<p>第 2 編 災害予防 第 1 章 防災協働社会の形成推進 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 防災協働社会の形成推進</td> <td>県、市 町村</td> <td>1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>業務継続計画の策定</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 3 節 企業防災の促進</td> <td>企業</td> <td>(追加) 1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>事業の継続</u> 1(4) <u>地域貢献・地域との共生</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 防災協働社会の形成推進	県、市 町村	1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>業務継続計画の策定</u>	(略)	(略)	(略)	第 3 節 企業防災の促進	企業	(追加) 1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>事業の継続</u> 1(4) <u>地域貢献・地域との共生</u>	<p>第 2 編 災害予防 第 1 章 防災協働社会の形成推進 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 防災協働社会の形成推進</td> <td>県、市 町村</td> <td>1(1)、1(2) (略) (削除) ※第 6 章に記載</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 3 節 企業防災の促進</td> <td>企業</td> <td>1(1) <u>事業継続計画の策定・運用</u> 1(2)、1(3) (略) (削除) 1(4) <u>地域との共生と貢献</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 防災協働社会の形成推進	県、市 町村	1(1)、1(2) (略) (削除) ※第 6 章に記載	(略)	(略)	(略)	第 3 節 企業防災の促進	企業	1(1) <u>事業継続計画の策定・運用</u> 1(2)、1(3) (略) (削除) 1(4) <u>地域との共生と貢献</u>	
区 分	機関名	主な措置																									
第 1 節 防災協働社会の形成推進	県、市 町村	1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>業務継続計画の策定</u>																									
(略)	(略)	(略)																									
第 3 節 企業防災の促進	企業	(追加) 1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>事業の継続</u> 1(4) <u>地域貢献・地域との共生</u>																									
区 分	機関名	主な措置																									
第 1 節 防災協働社会の形成推進	県、市 町村	1(1)、1(2) (略) (削除) ※第 6 章に記載																									
(略)	(略)	(略)																									
第 3 節 企業防災の促進	企業	1(1) <u>事業継続計画の策定・運用</u> 1(2)、1(3) (略) (削除) 1(4) <u>地域との共生と貢献</u>																									
34	<p>第 1 節 防災協働社会の形成推進 1 県（防災局、各部署）及び市町村における措置 (3) <u>業務継続計画の策定</u> 県及び市町村は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</p> <p><u>また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。</u></p>	<p>第 1 節 防災協働社会の形成推進 1 県（防災局、各部署）及び市町村における措置 (削除) ※第 6 章に記載</p>	記載箇所の変更																								
35	<p>3 県民の基本的責務 (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p> <p>第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携 3 市町村における措置 市町村は、自主防災組織が消防団、婦人消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p>	<p>3 県民の基本的責務 (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、<u>緊急避難場所</u>や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p> <p>第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携 3 市町村における措置 市町村は、自主防災組織が消防団、婦人<u>(女性)</u>消防<u>(防火)</u>クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p>	表記の整理 (防災基本計画の修正)																								
36	<p>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) ボランティアの受入体制の整備</p>	<p>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) ボランティアの受入体制の整備</p>	表記の整理																								

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
37	<p>ア 県及び市町村は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。</p> <p>(ア) 県及び市町村は、<u>災害対策本部内にボランティアの受入れに必要な機、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、市町村は災害ボランティアセンターを設置する。</u></p> <p>第3節 企業防災の促進</p> <p>1 企業における措置</p> <p>(追加)</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（<u>生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生</u>）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、<u>防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 生命の安全確保</p> <p><u>顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保するものとする。</u></p> <p>(2) 二次災害の防止</p> <p><u>製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組みが必要である。</u></p> <p>(3) 事業の継続</p> <p><u>被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、</u></p>	<p>ア 県及び市町村は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。</p> <p>(ア) 県及び市町村は、ボランティアの受入れに必要な機、イス及び電話等の資機材を確保して、<u>県は広域ボランティア支援本部、市町村は災害ボランティアセンターを設置する。</u></p> <p>第3節 企業防災の促進</p> <p>1 企業における措置</p> <p>(1) <u>事業継続計画の策定・運用</u></p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。</p> <p><u>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</u></p> <p><u>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</u></p> <p>(2) 生命の安全確保</p> <p><u>顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。</u></p> <p>(3) 二次災害の防止</p> <p><u>落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>表記の整理（防災基本計画の修正）</p> <p>事業継続ガイドライン」(内閣府)の改定</p> <p>事業継続ガイドライン」(内閣府)の改定</p> <p>記載箇所の変更</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	<p><u>手段などを取り決めておくものとする。</u></p> <p>(4) <u>地域貢献・地域との共生</u> <u>災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を活かした活動が望まれる。</u> <u>また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。</u></p>	<p>(4) <u>地域との共生と貢献</u> <u>緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。</u> <u>企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。</u></p>	<p>事業継続ガイドライン」（内閣府）の改定</p>
40	<p>第 2 章 建築物等の安全化 第 1 節 建築物の耐震推進 1 県(建設部)及び市町村における措置</p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 <u>不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。</u> <u>また、同法に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物(昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。)を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。</u></p>	<p>第 2 章 建築物等の安全化 第 1 節 建築物の耐震推進 1 県(建設部)及び市町村における措置</p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 <u>建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。</u></p>	<p>表記の整理</p>
41	<p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</p> <p>(2) <u>民間住宅の減災化施策の促進</u> <u>県は、旧基準住宅(昭和 56 年 5 月以前着工)を対象に市町村の実施する減災化促進に関する補助事業に助成することにより、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。</u></p> <p>(3) <u>一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進</u> (追加)</p>	<p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</p> <p>(2) <u>民間住宅の減災化施策の促進</u> <u>県は、旧基準住宅を対象に市町村の実施する減災化促進に関する補助事業に助成することにより、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。</u></p> <p>(3) <u>一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進</u> <u>イ 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成</u> <u>県が耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
46	<p><u>イ</u> 市町村の耐震診断費補助事業への助成 県は、民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物及び、<u>県又は市町村が耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物</u>に対する市町村の耐震診断費補助事業に助成するものとする。</p> <p><u>ウ～エ</u></p> <p>5 都市建築物の防災対策 (1) 高層建築物の防災対策 11 階建以上又は高さ 31m を超える高層建築物については、消防機関の立入検査強化を始め、現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について関係市町村を通じて指導の強化に努めるものとする。</p> <p>第 3 節 ライフライン関係施設等の整備 1 施設管理者等における措置 <u>施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。</u></p>	<p><u>ウ</u> 市町村の耐震診断費補助事業への助成 県は、民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物に対する市町村の耐震診断費補助事業に助成するものとする。</p> <p><u>エ～オ</u></p> <p>5 都市建築物の防災対策 (1) 高層建築物の防災対策 11 階建以上又は高さ 31m を超える高層建築物については、消防機関の立入検査強化を始め、現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について関係市町村を通じて指導の強化に努めるものとする。 <u>また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く県民や事業者周知し、高層階における室内安全対策を促進する。</u></p> <p>第 3 節 ライフライン関係施設等の整備 1 施設管理者等における措置 <u>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理 （防災基本計画）</p>
49	<p>6 下水道 下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。</p> <p>(1) 管渠施設の対策 流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。 (略)</p> <p>(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策</p>	<p>6 下水道 <u>下水道管理者（県（建設部）及び市町）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。</u></p> <p>(1) 管渠施設の対策 <u>下水道管理者は、流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。</u> (略)</p> <p>(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策</p>	<p>表記の整理 （主体の明確化等）</p> <p>表記の整理 （主体の明確化）</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
50	<p>最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 緊急連絡体制の確立 被害の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県内関係市町との連絡体制を確立する。</p> <p>(4) 復旧用資機材の確保 復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。 また、資機材について、保管リストを集計把握し関係機関等に周知する。</p> <p>(5) 復旧体制の確立 被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部10県4市の相互支援等の体制を確立する。</p> <p>(6) 民間団体の協力 本県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会と協定を締結し被災後に被災状況調査（管内テレビカメラ調査）を実施する。</p> <p>7 通信施設</p> <p>(1) 電気通信</p> <p>イ 株式会社NTTドコモ</p> <p>(ア)～(ウ) （略）</p> <p>(エ) 各種災害対策機器の配備</p> <p>a 移動無線基地局（中継函タイプ含む）車の配備</p> <p>b 移動電源車の配備</p> <p>c 22Gマイクロエントランスの配備</p> <p>d サービスカーの配備</p>	<p><u>下水道管理者は、最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。</u></p> <p>（略）</p> <p>(3) 緊急連絡体制の確立 <u>県は、被害の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県内関係市町との連絡体制を確立する。</u></p> <p>(4) 復旧用資機材の確保 <u>下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。</u> <u>また、県は、資機材について、保管リストを集計把握し関係機関等に周知する。</u></p> <p>(5) 復旧体制の確立 <u>下水道管理者は、被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部10県4市の相互支援等の体制を確立する。</u></p> <p>(6) 民間団体の協力 <u>県は、本県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会と協定を締結し、被災後の状況調査（管内テレビカメラ調査）等への支援体制を確立する。</u> <u>また、下水道管理者（市町）は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</u></p> <p>7 通信施設</p> <p>(1) 電気通信</p> <p>イ 株式会社NTTドコモ</p> <p>(ア)～(ウ) （略）</p> <p>(エ) 各種災害対策機器の配備</p> <p>a 移動無線基地局車の配備</p> <p>b 移動電源車の配備</p> <p>c 非常用マイクロ設備の配備</p> <p>d <u>衛星携帯電話及び携帯電話の配備</u></p>	<p>（主体の明確化）</p> <p>表記の整理 （主体の明確化）</p> <p>表記の整理 （主体の明確化等）</p> <p>表記の整理 （主体の明確化）</p> <p>表記の整理 （防災基本計画の修正等）</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	<p>(オ) (略)</p> <p>(カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し 従来の震度 6 に耐えうる蓄電池、発電装置系の耐震対策を震度 7 に強化</p> <p>(キ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討 衛星回線による基地局伝送路の検討</p>	<p>(オ) (略)</p> <p>(カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策 蓄電池、発電装置の長時間化</p> <p>(キ) 被災地域への通信の疎通確保対策 a 災害対策機器による通信の疎通確保 b 非常用基地局による通信の疎通確保</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
51	<p>エ ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。</p>	<p>エ ソフトバンク株式会社 ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。</p>	<p>表記の整理</p>
53	<p>8 農地及び農業用施設</p> <p>(2) ため池等の整備 (略)</p> <p>また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。 (追加)</p>	<p>8 農地及び農業用施設</p> <p>(2) ため池等の整備 (略)</p> <p>また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池（<u>防災重点ため池</u>）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。 ◆ 附属資料第 1 「防災重点ため池」</p>	<p>表記の整理</p> <p>附属資料の追加</p>
54	<p>第 4 節 文化財の保護</p> <p>2 平常時からの対策</p> <p>(1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財防災台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の<u>掌握につとめる</u>。</p> <p>3 応急的な対策</p> <p>被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に<u>つとめる</u>。</p> <p>5 応急協力体制</p> <p>県は、市町村教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に<u>つとめるとともに</u>、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。</p>	<p>第 4 節 文化財の保護</p> <p>2 平常時からの対策</p> <p>(1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財防災台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の<u>掌握に努める</u>。</p> <p>3 応急的な対策</p> <p>被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に<u>努める</u>。</p> <p>5 応急協力体制</p> <p>県は、市町村教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に<u>努めるとともに</u>、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由												
60	<p>第4章 中山間地等における孤立対策</p> <p>第1節 孤立危険地域の把握</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>市町村は、中山間地域、沿岸地域、島しょ部などの集落のうち、道路交通または海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある孤立危険地域をあらかじめ把握しておくこととする。</p>	<p>第4章 中山間地等における孤立対策</p> <p>第1節 孤立危険地域の把握</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>市町村は、中山間地域、沿岸地域、島しょ部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある孤立危険地域をあらかじめ把握しておくこととする。</p>	表記の整理												
62	<p>第5章 地盤災害の予防</p> <p>■ 基本方針</p> <p>（追加）</p> <p>（略）</p> <p>○ 県は、土砂災害危険箇所や地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、市町村の地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど市町村との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。</p> <p>○ <u>液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。</u></p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4節 土砂災害の防止</td> <td>中部地方整備局、県</td> <td>1(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備の支援</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第4節 土砂災害の防止	中部地方整備局、県	1(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備の支援	<p>第5章 液状化対策・土砂災害等の予防</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>○ 土砂災害危険箇所や地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、市町村の地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど市町村との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。</p> <p>（削除）</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4節 土砂災害の防止</td> <td>県</td> <td>1(1) 土砂災害危険箇所等の把握 1(2) 土砂災害警戒区域等の指定 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システムの整備 1(6) 避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第4節 土砂災害の防止	県	1(1) 土砂災害危険箇所等の把握 1(2) 土砂災害警戒区域等の指定 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システムの整備 1(6) 避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進	<p>表記の整理</p> <p>記載箇所の変更</p> <p>表記の整理</p> <p>記載箇所の変更</p>
区分	機関名	主な措置													
第4節 土砂災害の防止	中部地方整備局、県	1(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備の支援													
区分	機関名	主な措置													
第4節 土砂災害の防止	県	1(1) 土砂災害危険箇所等の把握 1(2) 土砂災害警戒区域等の指定 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システムの整備 1(6) 避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進													

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）			改正案			改正理由
63	第 5 節 地盤沈下の防止	県	(1) 調査・観測の継続実施 (2) 地盤沈下防止対策等の実施	(削除)	(削除)	※第 10 章第 5 節に記載	
	第 6 節 被災宅地危険度判定 の体制整備	(略)	(略)	第 5 節 被災宅地危険度判定 の体制整備	(略)	(略)	
63	第 1 節 土地利用の適正誘導 県（関係部局）及び市町村における措置			第 1 節 土地利用の適正誘導 県（関係部局）及び市町村における措置			表記の整理
	<p>地盤災害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤災害の予防を検討する。</p>			<p>液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。</p>			
63	第 4 節 土砂災害の防止 1 中部地方整備局及び県（建設部、農林水産部）における措置			第 4 節 土砂災害の防止 1 県（建設部、農林水産部）における措置			表記の整理
	<p>(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置</p> <p>ア 適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害危険箇所についての情報提供を行うものとする。</p> <p>イ 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害のおそれのある箇所について、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により危険箇所を把握し、その箇所を公表、周知するものとする。また、土砂災害危険箇所のうち、優先度の高い箇所から順次土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害防止施設の整備など災害予防上必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>◆附属資料第 1「危険箇所等の定義」 (追加) ※本節 1(2)に記載されている内容</p>			<p>(1) 土砂災害危険箇所等の把握</p> <p>県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）、山地災害危険地区を把握する。</p> <p>土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査については、調査を完了させる実施目標を設定して行う。</p>			
				<p>(2) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p> <p>県は、土砂災害危険箇所のうち、緊急性の高い箇所から順次、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。</p> <p>イ 災害危険区域</p> <p>県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基</p>			表記の整理

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	<p>(追加) ※本節 1(2)に記載されている内容</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備の支援 <u>土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については土砂災害危険箇所）の住民への周知、土砂災害監視システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、市町村に対しては、土砂災害警戒情報の発表・伝達、大規模な土砂災害が急迫した場合の緊急調査に基づく土砂災害緊急情報の通知を行い、当該通知に基づくその他警戒避難体制の確立に関する必要な支援を行うものとする。</u></p> <p>◆附属資料第 1「土砂災害警戒区域等の定義」</p> <p>(追加)</p>	<p><u>準法第 39 条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を推進する。</u></p> <p>ウ <u>急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域</u> <u>県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第 3 条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を推進する。</u> <u>なお、未指定の危険箇所については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定するものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）</u></p> <p>(3) <u>土砂災害警戒区域等に関する情報の提供</u> <u>ア 県は、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。</u> <u>基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。</u> <u>イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり等防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。</u></p> <p>(削除) ※本節 1(2), (3)に整理して記載</p> <p>(4) <u>土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</u> <u>土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	<p><u>【土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域】</u> <u>土砂災害から、県民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進める。</u> <u>おおむね 5 年ごとに、土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査を行い、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに、公表する。</u> <u>土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、土砂災害警戒区域に関する資料を関係市町村に提供し、市町村地域防災計画に基づき土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進が図られるよう支援する。</u> <u>また、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。</u> ① 開発行為の制限 ② 建築物の安全性の向上 ③ 建築物に対する移転等の勧告 <u>なお、未指定の箇所については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定するものとする。</u> ◆附属資料第 1「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」 <u>【災害危険区域】</u> <u>建築基準法第 39 条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊による危険の著しい地区を「災害危険区域」として指定し、建築物の防災対策を推進する。</u> <u>指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導をし、安全確保を図るものとする。</u> <u>なお、がけに近接した住宅で移転を必要とするものについては、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を適用し、その費用の一部を補助して移転の促進を図っていくものとする。</u> <u>【急傾斜地崩壊危険区域】</u> <u>降雨等が原因となって急傾斜地の崩壊が発生し、人家等に被害が及ぶ危</u></p>	<p><u>ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</u> ① 開発行為の制限 ② 建築物の構造規制 ③ 建築物に対する移転等の勧告</p> <p><u>イ 災害危険区域</u> <u>指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。</u> <u>なお、がけに近接した住宅で移転を必要とするものについては、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を適用し、その費用の一部を補助して移転の促進を図る。</u></p> <p><u>ウ 急傾斜地崩壊危険区域</u> ① がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	<p><u>険性がより高い急傾斜地崩壊危険箇所については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条の規定に基づき、「急傾斜地崩壊危険区域」に順次指定し、災害を防止するために必要な対策を進める。</u></p> <p><u>この指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。</u></p> <p>① がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制</p> <p>② 標識等による住民への周知</p> <p>③ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導</p> <p>④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令</p> <p>⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適當な箇所の崩壊防止工事の実施</p> <p><u>なお、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定するものとする。</u></p> <p>◆附属資料第 1「急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域・災害危険区域」</p> <p>【地すべり防止区域】</p> <p><u>降雨等により地すべりの発生が想定される地すべり危険箇所のうち、実際に地すべり現象が確認された箇所については、地すべり等防止法第 3 条の規定に基づく「地すべり防止区域」として指定し、必要な対策を進める。</u></p> <p><u>この指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。</u></p> <p>① 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制</p> <p>② 標識等による住民への周知</p> <p>③ 地すべり防止工事の実施</p> <p><u>なお、未指定の地すべり危険箇所については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら現に地すべり現象が確認された箇所を指定するものとする。</u></p> <p>◆附属資料第 1「地すべり危険箇所・地すべり防止区域」</p> <p>【土石流危険溪流】</p> <p><u>降雨等により山腹崩壊が生じた場合に、崩壊土砂がそのまま溪流を流下したり、溪床に一旦堆積した崩壊土砂がその後の降雨によって一気に流下</u></p>	<p>② 標識等による住民への周知</p> <p>③ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導</p> <p>④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令</p> <p>⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適當な箇所の崩壊防止工事の実施</p> <p>エ 地すべり防止区域</p> <p>① 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制</p> <p>② 標識等による住民への周知</p> <p>③ 地すべり防止工事の実施</p> <p>オ 土石流危険溪流</p> <p>① 標識等による住民への周知</p> <p>② 土石流を受け止める砂防えん堤の設置</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	<p>して土石流が発生し、下流の人家等が被害を受ける危険性が高い土石流危険渓流について、下流の人家等への被害を防止するため、必要な対策を講じる。</p> <p><u>土石流危険渓流の主な対策は、次のとおり。</u></p> <p>① 標識等による住民への周知 ② 土石流を受け止める砂防えん堤の設置</p> <p>◆附属資料第 1「土石流危険渓流」</p> <p>【山地災害危険地区】 山崩れ、地すべり又はこれらによって発生した崩壊土砂により、人家・公共施設等に被害を与えるおそれのある山地災害危険地区について災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。</p> <p>◆附属資料第 1「山地災害危険地区等」</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>カ 山地災害危険地区 災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。</p> <p>(5) 土砂災害監視システムの整備 県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を市町村や住民に提供する土砂災害監視システムの整備を行う。</p> <p>(6) 避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進 的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難勧告の発令基準に土砂災害警戒情報の発表を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村を支援する。</p> <p><u>このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。</u></p> <p>◆ 附属資料第 1「危険箇所等の定義・土砂災害警戒区域等の定義」 ◆ 附属資料第 1「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」 ◆ 附属資料第 1「急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域・災害危険区域」 ◆ 附属資料第 1「地すべり危険箇所・地すべり防止区域」 ◆ 附属資料第 1「土石流危険渓流」 ◆ 附属資料第 1「山地災害危険地区等」</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加 （防災基本計画の修正）</p> <p>対策の追加 （防災基本計画の修正）</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
65	<p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 (追加)</p> <p>市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。</p> <p>ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（エに掲げる施設に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）</p> <p>イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>オ 救助に関する事項</p> <p>カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 (追加)</p>	<p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア 市町村防災会議は、<u>土砂災害危険箇所、山地災害危険箇所等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</u></p> <p>イ 市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。</p> <p>① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（④に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）</p> <p>② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>④ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>⑤ 救助に関する事項</p> <p>⑥ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</p> <p>ウ 市町村は、<u>土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。</u></p>	<p>施策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p>
66	<p>(2) ハザードマップの作成及び周知 (略)</p> <p>また、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、<u>ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。</u></p>	<p>(2) ハザードマップの作成及び周知 (略)</p> <p>また、<u>基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。</u></p> <p>なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、<u>Web サイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知す</u></p>	<p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p>

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由																																	
67	<p>第 5 節 地盤沈下の防止</p> <p>第 6 節 被災宅地危険度判定の体制整備</p> <p>第 6 章 防災施設等の整備</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 地震災害発生時における<u>救援・消火活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材を事前に整備しておくとともに、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させる必要がある。</u></p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="235 699 1070 1316"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">防災施設・設備及び災害用資機材の整備</td> <td rowspan="10">県、市町村、防災関係機関</td> <td>1(1)、1(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>1(3) (略)</td> </tr> <tr> <td>1(4) 浸水対策用資器材の整備強化</td> </tr> <tr> <td>1(5)～1(7) (略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>1 県（防災局、建設部、関係部局）、市町村及び防災関係機関における</p>	区分	機関名	主な措置	防災施設・設備及び災害用資機材の整備	県、市町村、防災関係機関	1(1)、1(2) (略)	(追加)	(追加)	(追加)	1(3) (略)	1(4) 浸水対策用資器材の整備強化	1(5)～1(7) (略)	(追加)	(追加)	(追加)	<p>ることが望ましい。</p> <p>(削除) ※第 10 章第 5 節に記載</p> <p>第 5 節 被災宅地危険度判定の体制整備</p> <p>第 6 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 地震・津波災害発生時における<u>応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。</u></p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1124 699 1960 1316"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td rowspan="12">県、市町村、防災関係機関</td> <td>1(1)、1(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>1(3) 公的機関の業務継続性の確保</td> </tr> <tr> <td>1(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</td> </tr> <tr> <td>1(5) 人材の育成等</td> </tr> <tr> <td>1(6) (略)</td> </tr> <tr> <td>1(7) 浸水対策用資機材の整備強化</td> </tr> <tr> <td>1(8)～1(10) (略)</td> </tr> <tr> <td>5 情報の収集・連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td>6 救助・救急に係る施設・設備等</td> </tr> <tr> <td>9 物資の備蓄、調達供給体制の確保</td> </tr> <tr> <td>10 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</td> </tr> <tr> <td>11 災害廃棄物処理に係る事前対策</td> </tr> <tr> <td>12 罹災証明書の発行体制の整備</td> </tr> </tbody> </table> <p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p> <p>1 県（防災局、建設部、関係部局）、市町村及び防災関係機関における</p>	区分	機関名	主な措置	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	県、市町村、防災関係機関	1(1)、1(2) (略)	1(3) 公的機関の業務継続性の確保	1(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等	1(5) 人材の育成等	1(6) (略)	1(7) 浸水対策用資機材の整備強化	1(8)～1(10) (略)	5 情報の収集・連絡体制の整備	6 救助・救急に係る施設・設備等	9 物資の備蓄、調達供給体制の確保	10 応急仮設住宅の設置に係る事前対策	11 災害廃棄物処理に係る事前対策	12 罹災証明書の発行体制の整備	<p>構成の整理 表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																																		
防災施設・設備及び災害用資機材の整備	県、市町村、防災関係機関	1(1)、1(2) (略)																																		
		(追加)																																		
		(追加)																																		
		(追加)																																		
		1(3) (略)																																		
		1(4) 浸水対策用資器材の整備強化																																		
		1(5)～1(7) (略)																																		
		(追加)																																		
		(追加)																																		
		(追加)																																		
区分	機関名	主な措置																																		
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	県、市町村、防災関係機関	1(1)、1(2) (略)																																		
		1(3) 公的機関の業務継続性の確保																																		
		1(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等																																		
		1(5) 人材の育成等																																		
		1(6) (略)																																		
		1(7) 浸水対策用資機材の整備強化																																		
		1(8)～1(10) (略)																																		
		5 情報の収集・連絡体制の整備																																		
		6 救助・救急に係る施設・設備等																																		
		9 物資の備蓄、調達供給体制の確保																																		
		10 応急仮設住宅の設置に係る事前対策																																		
		11 災害廃棄物処理に係る事前対策																																		
12 罹災証明書の発行体制の整備																																				

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	<p>措置</p> <p>(1) 防災施設等の整備 地震災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。 <u>併せて、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるよう努めるものとする。</u></p> <p>(追加) ※第1章第1節に記載されている内容を整理</p> <p>(第1章 防災協働社会の形成推進) (第1節 防災協働社会の形成推進) (1 県（防災局、各部局）及び市町村における措置)</p> <p><u>(3)業務継続計画の策定</u> 県及び市町村は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。 <u>また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。</u></p> <p>(追加) ※本章8(2)に記載されている内容を整理</p> <p>8 消防常備化、広域化の推進、救急業務実施体制の整備及び防災担当者の教育訓練の実施</p> <p><u>(2) それと同時に地震災害に対処すべき防災関係者には、地震に関する深い知識と地震災害を防御するための防災資機材を自由に駆使し得る知識、技能の習得が必要である。</u></p>	<p>措置</p> <p>(1) 防災施設等の整備 地震・津波災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。</p> <p><u>(3) 公的機関の業務継続性の確保</u></p> <p><u>ア 県、市町村及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。</u> <u>また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</u></p> <p><u>イ 県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。</u></p> <p><u>①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</u> <u>②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</u> <u>③電気・水・食料等の確保</u> <u>④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</u> <u>⑤重要な行政データのバックアップ</u> <u>⑥非常時優先業務の整理</u></p> <p><u>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</u> 県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p>	<p>表記の整理</p> <p>記載箇所の変更（防災基本計画）</p> <p>表記の整理（防災基本計画）</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
68	<p>(追加) ※本章 8 (3) に記載されている内容を整理</p> <p>8 消防常備化、広域化の推進、救急業務実施体制の整備及び防災担当者の教育訓練の実施</p> <p>(3) 県及び名古屋市では、消防職団員に対して、教育訓練の徹底を図るとともに、企業等における自衛消防隊員にも消防学校で教育訓練を実施し、その技能向上を図ることとし、大地震に的確に対処し得る人材を養成する。</p> <p>(3) 防災中枢機能の充実</p> <p>(4) 浸水対策用資器材の整備強化</p> <p>注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な<u>く</u>い、土のう、スコップ、カケヤ等の防災資器材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。</p> <p>(5) ～ (7) (略)</p> <p>2 県（防災局）における措置</p> <p>(5) 防災ヘリコプターの導入及び防災航空隊の設置</p> <p>ウ 防災ヘリコプターの運航にあたり、消防業務にも有効活用するため、市町村（一部事務組合を含む。）消防職員を県職員に任命（併任）し、県、市町村が一体となった防災活動を遂行する体制を整備する。</p>	<p>(5) 人材の育成等</p> <p>県及び市町村は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</p> <p>また、県及び名古屋市は、消防学校において、消防職団員に対する教育訓練の徹底を図るとともに、企業等における自衛消防隊員に教育訓練を実施し、その技能向上を図る。</p> <p>このほか、県及び市町村は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</p> <p>(6) 防災中枢機能の充実</p> <p>(7) 浸水対策用資器材の整備強化</p> <p>注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な<u>く</u>い木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資器材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。</p> <p>(8) ～ (10) (略)</p> <p>2 県（防災局）における措置</p> <p>(5) 防災ヘリコプターの導入及び防災航空隊の設置</p> <p>ウ 防災ヘリコプターの運航にあたり、消防業務にも有効活用するため、市町村（一部事務組合及び広域連合（以下「一部事務組合等」という。）を含む。）消防職員を県職員に任命（併任）し、県、市町村が一体となった防災活動を遂行する体制を整備する。</p>	<p>表記の整理 （防災基本計画）</p> <p>表記の整理 表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
69	<p>4 消防機関（市町村）における措置</p> <p>消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。</p> <p>(略)</p> <p>5 通信施設・設備等</p> <p>(追加)</p>	<p>4 消防機関（市町村）における措置</p> <p>消防ポンプ自動車、<u>救助・救急用資器材</u>等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。(略)</p> <p>5 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制</p> <p>県及び市町村は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかん</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理 （防災基本計画）</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
70	<p>(追加) (追加) 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落・市町村・県・関係機関相互間における情報連絡網の整備を図ると共に主要都市間の市外通話施設、有線放送施設、無線施設、放送施設等を防災構造化するなどの整備改善に努め、</p> <p>(追加) 万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。</p> <p>(追加) また、大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。</p> <p>(追加) なお、県、市町村及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</p> <p>6 救助施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食糧、生活必需品等の物資について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。</p> <p>7 その他施設・設備等</p>	<p>がみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。</p> <p>(2) 通信施設・設備等 <u>ア 通信施設の防災構造化等</u> 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落・市町村・県・関係機関相互間における情報連絡網の整備を図ると共に主要都市間の市外通話施設、有線放送施設、無線施設、放送施設等を防災構造化するなどの整備改善に努める。また、予備機等の設置に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p><u>イ 通信施設の非常用発電機</u> 万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。</p> <p><u>ウ 耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備</u> 大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。</p> <p><u>エ 防災情報システムの整備</u> 県、市町村及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</p> <p>6 救助・救急に係る施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。 また、県及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。</p> <p>県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について関係機関とあらかじめ協議する。</p> <p>7 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等</p>	<p>画) 表記の整理</p> <p>表記の整理 (防災基本計画の修正)</p> <p>表記の整理</p>

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由																				
(178)	<p>(追加) ※第3編第11章第1節に記載されている内容を整理 (第3編 災害応急対策) (第11章 水・食品・生活必需品等の供給) (第1節 給水)</p> <p>5 非常用水源の確保 震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 給水対象及び給水量 非常用水源の規模決定にあたっては、<u>3 (4) の表</u>を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかななくてはならない。</p> <p>(2) 非常用水源の確保 非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。 ア ～ エ (略) オ 井戸の利用 (ア) (略) (イ) <u>県から提供する災害時井戸情報を活用し、生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。</u></p> <p>◆ 附属資料第11「浄水場等施設」 (追加) ※第3編第11章第2節、第3節に記載されている内容を整理 (第3編 災害応急対策) (第11章 水・食品・生活必需品等の供給) (第2節 食品の供給)</p>	<p>8 非常用水源の確保 震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 給水対象及び給水量 非常用水源の規模決定にあたっては、<u>次表</u>を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかななくてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="1178 635 1971 794"> <thead> <tr> <th>地震発生からの日数</th> <th>目標水量(ℓ/人・日)</th> <th>住民の水の運搬距離</th> <th>主な給水方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生～3日</td> <td>3</td> <td>おおむね1km以内</td> <td>耐震性貯水槽、タンク車</td> </tr> <tr> <td>4日～10日</td> <td>20</td> <td>おおむね250m以内</td> <td>配水幹線等からの仮設給水栓</td> </tr> <tr> <td>11日～21日</td> <td>100</td> <td>おおむね100m以内</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>22日～28日</td> <td>被災前給水量(約250)</td> <td>おおむね10m以内</td> <td>仮配管からの各給水共用栓</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非常用水源の確保 非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。 ア ～ エ (略) オ 井戸の利用 (ア) (略) (イ) <u>生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。</u></p> <p>◆ 附属資料第11「浄水場等施設」</p>	地震発生からの日数	目標水量(ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法	発生～3日	3	おおむね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車	4日～10日	20	おおむね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓	11日～21日	100	おおむね100m以内	同上	22日～28日	被災前給水量(約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓	<p>記載箇所の変更</p>
地震発生からの日数	目標水量(ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法																				
発生～3日	3	おおむね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車																				
4日～10日	20	おおむね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓																				
11日～21日	100	おおむね100m以内	同上																				
22日～28日	被災前給水量(約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓																				
(178)	<p>1 市町村における措置 (1) <u>市町村は、自ら炊出し、その他による食品の給与を実施するものとする。</u></p>	<p>9 物資の備蓄、調達供給体制の確保 (1) <u>市町村及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。</u> なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初</p>	<p>記載箇所の変更</p>																				

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
(180)	<p>(2) 給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。</p> <p>2 県（防災局、農林水産部、産業労働部）における措置</p> <p>(1) 県は、被害状況の把握とともに、必要食料品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に米穀等主食の応急供給、副食品の調達あつせん等の措置を講じる。</p> <p>(2) 市町村の実施する炊出し、その他による食品の給与について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。</p> <p>（第 3 編 災害応急対策） （第 1 1 章 水・食品・生活必需品等の供給） （第 3 節 生活必需物資の供給）</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 市町村は、災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努力するものとする。</p> <p>なお、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p>(2) 市町村は、自ら生活必需品の供給を行うこととする。</p> <p>(3) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。</p> <p>2 県（防災局、農林水産部、産業労働部）における措置</p> <p>(1) 県は、災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努力するものとする。</p> <p>(2) 県は災害時に迅速に生活必需物資を調達あつせんできるよう、関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。</p> <p>(3) 県は、災害の状況により、中部経済産業局に物資の調達を、自衛隊に物資の供給の実施を要請する。</p> <p>(4) 県は、特に必要と認めるときは、市町村に対し、他市町村の生活必需物資供給活動の応援を要請する。</p> <p>(追加) (追加) (追加) (追加)</p>	<p>期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p>(2) 市町村及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り 1 週間分程度、最低でも 3 日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。</p> <p>(3) 市町村及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。</p> <p>(4) 県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。</p> <p>◆ 附属資料第 8 「必需物資の備蓄」 ◆ 附属資料第 8 「協定による応急生活物資供給」 ◆ 附属資料第 8 「主食・副食・調味料の調達斡旋」 ◆ 附属資料第 15 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協</p>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
70	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>8 消防常備化、広域化の推進、救急業務実施体制の整備及び防災担当者の教育訓練の実施</p> <p>(1) 大地震に対処するには、防災資機材の整備だけでなく、消防の常備化、広域化を推進するとともに、救急業務実施体制の整備を図ることが必要である。</p> <p>(2) それと同時に地震災害に対処すべき防災関係者には、地震に関する深い知識と地震災害を防御するための防災資機材を自由に駆使し得る知識、技能の習得が必要である。</p> <p>(3) 県及び名古屋市では、消防職団員に対して、教育訓練の徹底を図るとともに、企業等における自衛消防隊員にも消防学校で教育訓練を実施し、その技能向上を図ることとし、大地震に的確に対処し得る人材を養成する。</p> <p>(追加) ※第3編第16章第4節に記載の内容を整理</p> <p>(第3編 災害応急対策)</p> <p>(第16章 住宅対策)</p> <p>(第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営)</p>	<p><u>定書（県対県生活協同組合連合会）」</u></p> <p>◆ <u>附属資料第15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対県パン協同組合・敷島製パン㈱・フジパン㈱・山崎製パン㈱名古屋工場）」</u></p> <p>◆ <u>附属資料第15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対コンビニ8社）」</u></p> <p>◆ <u>附属資料第15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対大手スーパー12社）」</u></p> <p>◆ <u>附属資料第15「災害時における仮設トイレ等の賃貸借に関する協定書」</u></p> <p>(削除)</p> <p>※本章1(4)に整理して記載</p> <p>※本章1(5)に整理して記載</p>	<p>表記の整理</p>
(207)	<p>1 県（建設部）及び市町村における措置</p> <p>(2) 建設用地の確保</p> <p><u>イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、各市町村は、あらかじめ住宅建</u></p>	<p>10 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</p> <p>(1) 県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要る資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(2) 応急仮設住宅を迅速に供与するため、各市町村は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を</p>	<p>対策の追加 （防災基本計画）</p> <p>表記の整理 （防災基本計</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
<p>(183)</p>	<p>設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</p> <p>（追加） ※第3編第12章第2節に記載されている内容を整理 （第3編 災害応急対策） （第12章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策） （第2節 廃棄物処理計画） 1 県（環境部）における措置 （1）連絡調整及び支援・協力の実施 <u>県は、災害時における災害廃棄物等の収集・運搬、処分について、愛知県衛生事業協同組合及び一般社団法人愛知県産業廃棄物協会と平成17年4月1日付けで、愛知県解体工事業連合会と平成21年3月25日付けで、「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を締結している。</u> <u>また、愛知県フロン回収・処理推進協議会と被災地で廃棄される冷凍空調機器等のフロン類回収について、平成17年4月1日付けで「災害時等におけるフロン類の回収に関する協定」を締結している。</u> <u>県は、これらの協定に基づく災害応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるため、必要な情報を収集・整理し、県内市町村、廃棄物処理業者の団体等の連絡調整を行い、廃棄物の円滑な処理を推進する。</u> <u>また、必要に応じて、廃棄物の広域的な処理体制を図るため、国、他県、市町村、廃棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支援・協力をし、廃棄物の円滑な処理を推進する。</u> ◆ 附属資料第15「災害時におけるフロン類の回収に関する協定書（県対フロン回収・処理推進協議会）」 ◆ 附属資料第15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県衛生事業協同組合）」 ◆ 附属資料第15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県解体工事業連合会）」 ◆ 附属資料第15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県産業廃棄物協会）」</p>	<p>作成しておく。</p> <p><u>なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。</u></p> <p>1.1 災害廃棄物処理に係る事前対策 （1）市町村災害廃棄物処理計画の策定 <u>市町村は、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</u> （2）県災害廃棄物処理計画の策定 <u>県（環境部）は、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省）に基づき、県災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について示すものとする。</u> （3）広域連携、民間連携の促進 <u>中部地方環境事務所、県（環境部）及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</u> <u>また、市町村は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。</u> <u>なお、県は、次の協定を締結している。</u> <u>ア 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する</u></p>	<p>画)</p> <p>表記の整理 （防災基本計画）</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
(216)	<p>(2) 事業者に対する指導</p> <p><u>産業廃棄物の処理については、事業者に対し適切な措置を講ずるよう指導する。</u></p> <p><u>また、アスベスト含有廃棄物の処理については、飛散防止措置を講ずるよう指導する。</u></p> <p>(追加) ※第4編第1章第1節に記載されている内容を整理 (第4編 災害復旧) (第1章 民生安定のための緊急措置) (第1節 義援金その他資金等による支援)</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(2) 罹災証明書の交付等</p> <p><u>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援</u></p>	<p><u>協定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内 容 一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援 ・相手方 県内の市町村、ごみ・し尿処理関係一部事務組合及び下水道管理者（平成 26 年 1 月 1 日） <p><u>イ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内 容 災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分 ・相手方 愛知県衛生事業協同組合（平成 17 年 4 月 1 日付け） 一般社団法人愛知県産業廃棄物協会（平成 17 年 4 月 1 日付け） 愛知県解体工事業連合会（平成 21 年 3 月 25 日付け） <p><u>ウ 災害時等におけるフロン類の回収に関する協定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内 容 被災地で廃棄される冷凍空調機器等のフロン類回収 ・相手方 愛知県フロン回収・処理推進協議会（平成 17 年 4 月 1 日付け） <ul style="list-style-type: none"> ◆ 附属資料第 15「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定（県内市町村等）」 ◆ 附属資料第 15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県衛生事業協同組合）」 ◆ 附属資料第 15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県産業廃棄物協会）」 ◆ 附属資料第 15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県解体工事業連合会）」 ◆ 附属資料第 15「災害時におけるフロン類の回収に関する協定書（県対フロン回収・処理推進協議会）」 <p>1.2 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>(1) 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応</u></p>	<p>表記の整理</p>

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由																														
71	<p>措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>第 7 章 避難行動の促進対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="232 469 1072 975"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 節 避難場所及び避難路の指定等</td> <td>(略)</td> <td>(1) 広域避難場所の選定 (2) 広域避難場所標識の設置等 (3) 一時避難場所の確保 (4) 避難路の選定</td> </tr> <tr> <td>第 3 節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 5 節 避難に関する意識啓発</td> <td>(略)</td> <td>(1) 避難場所等の広報 (2) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 2 節 避難場所及び避難路の指定等	(略)	(1) 広域避難場所の選定 (2) 広域避難場所標識の設置等 (3) 一時避難場所の確保 (4) 避難路の選定	第 3 節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第 5 節 避難に関する意識啓発	(略)	(1) 避難場所等の広報 (2) (略)	<p>援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p>第 7 章 避難行動の促進対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1122 469 1962 975"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 節 緊急避難場所及び避難路の指定等</td> <td>(略)</td> <td>1 緊急避難場所の指定 (削除) (削除) 2 避難路の選定</td> </tr> <tr> <td>第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 5 節 避難に関する意識啓発</td> <td>(略)</td> <td>(1) 緊急避難場所等の広報 (2) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 2 節 緊急避難場所及び避難路の指定等	(略)	1 緊急避難場所の指定 (削除) (削除) 2 避難路の選定	第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第 5 節 避難に関する意識啓発	(略)	(1) 緊急避難場所等の広報 (2) (略)	
区分	機関名	主な措置																															
第 2 節 避難場所及び避難路の指定等	(略)	(1) 広域避難場所の選定 (2) 広域避難場所標識の設置等 (3) 一時避難場所の確保 (4) 避難路の選定																															
第 3 節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	(略)	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
第 5 節 避難に関する意識啓発	(略)	(1) 避難場所等の広報 (2) (略)																															
区分	機関名	主な措置																															
第 2 節 緊急避難場所及び避難路の指定等	(略)	1 緊急避難場所の指定 (削除) (削除) 2 避難路の選定																															
第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	(略)	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
第 5 節 避難に関する意識啓発	(略)	(1) 緊急避難場所等の広報 (2) (略)																															
72	<p>第 1 節 気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備</p> <p>第 2 節 避難場所及び避難路の指定等</p> <p>市町村における措置</p> <p>1 避難場所の指定</p> <p>市町村は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p>	<p>第 1 節 津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備</p> <p>第 2 節 緊急避難場所及び避難路の指定等</p> <p>市町村における措置</p> <p>1 緊急避難場所の指定</p> <p>市町村は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p>なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</p> <p>また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</p>	<p>対策の追加 (防災基本計画)</p>																														

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
74	<p>とともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p>1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(1) 市町村の避難計画 (略)</p> <p>イ 避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 避難場所、避難所への経路及び誘導方法 エ 避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (略)</p> <p>オ 避難場所、避難所の管理に関する事項 (ア) 避難場所や避難所の秩序保持 (略)</p> <p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</p> <p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>市町村及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置</p> <p>(1) 避難場所等の広報 避難場所や避難所の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>ア 避難場所、避難所の名称 イ 避難場所、避難所の所在位置 ウ (略) エ 避難場所、避難所への経路 オ 避難場所、避難所の区分 カ その他必要な事項 (追加)</p>	<p>るよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p>1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(1) 市町村の避難計画 (略)</p> <p>イ <u>緊急</u>避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ <u>緊急</u>避難場所、避難所への経路及び誘導方法 エ <u>緊急</u>避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (略)</p> <p>オ <u>緊急</u>避難場所、避難所の管理に関する事項 (ア) <u>緊急</u>避難場所や避難所の秩序保持 (略)</p> <p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、<u>緊急</u>避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</p> <p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>市町村及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置</p> <p>(1) <u>緊急</u>避難場所等の広報 <u>緊急</u>避難場所や避難所の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>ア <u>緊急</u>避難場所、避難所の名称 イ <u>緊急</u>避難場所、避難所の所在位置 ウ (略) エ <u>緊急</u>避難場所、避難所への経路 オ <u>緊急</u>避難場所、避難所の区分 カ その他必要な事項</p> <p><u>・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと</u> <u>・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理 (防災基本計画の修正)</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
	<p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難時における知識 (追加)</p> <p>ウ 避難場所、避難所滞在中の心得 (追加)</p>	<p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難時における知識</p> <p><u>・避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とすること</u></p> <p><u>・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること）</u></p> <p><u>・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと</u></p> <p>ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得</p> <p>(3) その他</p> <p><u>防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</u></p>	<p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>表記の整理 対策の追加 (防災基本計画の修正)</p>
76	<p>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>市町村における措置</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p>	<p>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>市町村における措置</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、<u>マンホールトイレ</u>、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p>	<p>表記の整理 (防災基本計画の修正)</p>
77	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>県（健康福祉部、振興部、県民生活部、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>県（健康福祉部、振興部、県民生活部、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由															
84	<p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (イ) 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、要配慮者のなから、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市町村内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成すること。その際、設定した要件からあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できることとすること。</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。 (追加)</p> <p>第10章 津波等予防対策 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="235 890 1057 1029"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">※第5章第5節に記載されている内容</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 津波等防災事業の推進 3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者における措置 (1) 方針・計画の策定 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。 ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画 イ 防潮堤、堤防、防波堤等の補強、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画 ウ 水門、陸閘等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法</p>	区分	機関名	主な措置	(追加)	(追加)	(追加)	※第5章第5節に記載されている内容			<p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (イ) 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市町村内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。</p> <p><u>ウ 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</u></p> <p>第10章 津波等予防対策 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1124 890 1946 1045"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5節 地盤沈下の防止</td> <td>県</td> <td>1 調査・観測の継続実施 2 地盤沈下防止対策等の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 津波等防災事業の推進 3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者における措置 (1) 方針・計画の策定 <u>ア</u> 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。 <u>ア</u> 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画 <u>イ</u> 防潮堤、堤防、防波堤等の補強、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画 <u>ウ</u> 水門、陸閘等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法</p>	区分	機関名	主な措置	第5節 地盤沈下の防止	県	1 調査・観測の継続実施 2 地盤沈下防止対策等の実施	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p>
区分	機関名	主な措置																
(追加)	(追加)	(追加)																
※第5章第5節に記載されている内容																		
区分	機関名	主な措置																
第5節 地盤沈下の防止	県	1 調査・観測の継続実施 2 地盤沈下防止対策等の実施																
87	<p>(1) 方針・計画の策定 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。 ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画 イ 防潮堤、堤防、防波堤等の補強、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画 ウ 水門、陸閘等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法</p>	<p>(1) 方針・計画の策定 <u>ア</u> 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。 <u>ア</u> 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画 <u>イ</u> 防潮堤、堤防、防波堤等の補強、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画 <u>ウ</u> 水門、陸閘等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法</p>	<p>表記の整理</p>															

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由												
88	<p>エ 港湾の業務継続計画（衣浦港及び三河港）</p> <p>（追加） ※第5章第5節に記載されている内容を整理</p> <p>（第5章 地盤災害の予防） （第5節 地盤沈下の防止） 県（環境部）における措置 (1) 調査・観測の継続実施</p> <p>(66) 地盤沈下の動向を把握するため、県内の沖積平野及びその関連地域において一級水準測量を継続実施するとともに、県内に設置されている地盤沈下観測所等において地盤沈下と密接な関係のある地下水位の変化及び地層の収縮状況の観測を行う。これらの調査・観測結果は、定期的に住民及び防災関係機関に提供し、地盤災害予防対策に資する。</p> <p>(2) 地盤沈下防止対策等の実施 （略）</p> <p>第11章 広域応援体制の整備 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 広域応援体制の整備</td> <td>県、市町村</td> <td>1(1) <u>災害時等の応援に関する協定（9県1市）</u> 1(2) <u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</u> 1(3) 応援協定の締結等 1(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1) <u>災害時等の応援に関する協定（9県1市）</u> 1(2) <u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</u> 1(3) 応援協定の締結等 1(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備	<p>イ 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。</p> <p><u>なお、伊勢湾、名古屋港、衣浦港、三河港、については、港湾の業務継続計画が策定されている。</u></p> <p>第5節 地盤沈下の防止 <u>ゼロメートル地帯については、揺れや液状化により堤防の被災や津波による浸水が生じる恐れがあることから、浸水による被害の潜在的な危険度を高めないように地盤沈下防止対策を実施する。</u></p> <p>県（環境部）における措置 (1) 調査・観測の継続実施</p> <p>地盤沈下の動向を把握するため、県内の沖積平野及びその関連地域において一級水準測量を継続実施するとともに、県内に設置されている地盤沈下観測所等において地盤沈下と密接な関係のある地下水位の変化及び地層の収縮状況の観測を行う。これらの調査・観測結果は、定期的に住民及び防災関係機関に提供する。</p> <p>(2) 地盤沈下防止対策等の実施 （略）</p> <p>第11章 広域応援体制の整備 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 広域応援体制の整備</td> <td>県、市町村</td> <td>1(1) <u>応援要請手続きの整備</u> （削除） 1(2) 応援協定の締結等 1(3) <u>防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1) <u>応援要請手続きの整備</u> （削除） 1(2) 応援協定の締結等 1(3) <u>防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</u>	<p>対策の追加 （防災基本計画の修正）</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置													
第2節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1) <u>災害時等の応援に関する協定（9県1市）</u> 1(2) <u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</u> 1(3) 応援協定の締結等 1(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備													
区分	機関名	主な措置													
第2節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1) <u>応援要請手続きの整備</u> （削除） 1(2) 応援協定の締結等 1(3) <u>防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</u>													
89															

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）			改正案			改正理由
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	第 3 節 救援隊等による協 力体制の整備	県、市町村	1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>愛知県広域消防相互応援協定</u> 1(4) <u>愛知 DMAT による医療救護活動</u> (追加)	第 3 節 <u>応援部隊等に係る広域応援体制の整備</u>	県、市町村	1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>県内の広域消防相互応援</u> 1(4) <u>医療救護活動の広域応援</u> 1(5) <u>自衛隊</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(追加)	(追加)	(追加)	<u>中部地方整備局</u>		3 <u>緊急災害対策派遣隊等</u>	
	<p>第 1 節 資料の整備 県（防災局）及び指定地方行政機関における措置 (略)</p> <p>第 2 節 広域応援体制の整備 1 県(防災局、各部局)及び市町村における措置 (追加)</p> <p>(1) <u>災害時等の応援に関する協定</u> 県は、<u>中部 9 県 1 市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「県市」という。））において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備えて、「災害時等の応援に関する協定」を締結している。</u> 県市は、この協定に基づく災害応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。</p> <p>◆ <u>附属資料第 15「災害時等の応援に関する協定書（9 県 1 市）」</u></p>			<p>第 1 節 資料の整備 県（防災局）及び指定地方行政機関における措置 (略)</p> <p>◆ <u>附属資料第 7「災害対策基本法第 33 条の規定に基づく派遣職員に関する資料」</u> ◆ <u>附属資料第 7「市町村別専門技術職員数」</u></p> <p>第 2 節 広域応援体制の整備 1 県(防災局、各部局)及び市町村における措置 (1) <u>応援要請手続きの整備</u> 県及び市町村は、<u>国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。</u> (2) <u>応援協定の締結等</u> ア <u>相互応援協定</u> 県及び市町村は、<u>災害対策基本法第 49 条の 2 に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。</u> なお、<u>県は、次の協定を締結している。</u> ① <u>災害時等の応援に関する協定（中部 9 県 1 市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）</u></p>			<p>対策の追加 （防災基本計画）</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
90	<p>(2) <u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</u> <u>県は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」を締結している。県は、この協定に基づく広域応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。</u></p> <p>◆ 附属資料第 15「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」</p> <p>(3) <u>応援協定の締結等</u> <u>県及び市町村は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第 8 条、第 49 条の 2 及び同条の 3 の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>◆ 附属資料第 15「市町村消防相互応援協定等締結状況」</p> <p>(4) <u>防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</u> <u>(追加)</u> <u>県及び市町村は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>② <u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</u></p> <p>イ <u>民間団体等との協定</u> <u>県及び市町村は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</u> <u>ア 防災活動拠点の確保等</u> <u>県及び市町村は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</u> <u>イ 南海トラフ地震等発生時の受援計画</u> <u>南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料供給、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。</u> <u>県は、国の活動に対応した受援計画を策定し、県、市町村及びその他の防災関係機関が実施すべき事項について定めておくものとする。</u> <u>なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。</u> <u>ウ 訓練、検証等</u> <u>県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加 (南海トラフ地震における愛知県広域受援計画)</p> <p>対策の追加 (南海トラフ地震における愛知県広域受援計画)</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	<p>◆ 附属資料第 6「防災活動拠点」 （追加） （追加）</p> <p>第 3 節 救援隊等による協力体制の整備 1 県（防災局）及び市町村における措置 （2）広域航空消防応援 県及び市町村は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。</p> <p>◆ 附属資料第 15「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」 （3）愛知県広域消防相互応援協定 市町村は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。</p> <p>◆ 附属資料第 15「愛知県内広域消防相互応援協定」 ◆ 附属資料第 15「愛知県消防広域応援基本計画」 ◆ 附属資料第 15「四県一市航空消防防災相互応援協定」 ◆ 附属資料第 7「災害対策基本法第 33 条の規定に基づく派遣職員に関する資料」 ◆ 附属資料第 7「市町村別専門技術職員数」 （4）愛知県 DMAT による医療救護活動 県は、<u>愛知県内外で</u>大規模災害等が発生した場合において、「愛知 DMAT</p>	<p>◆ 附属資料第 15「災害時等の応援に関する協定書（9 県 1 市）」 ◆ 附属資料第 15「<u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</u>」 ◆ 附属資料第 15「<u>市町村消防相互応援協定等締結状況</u>」 ◆ 附属資料第 6「防災活動拠点」 ◆ 附属資料第 15「<u>南海トラフ地震における愛知県広域受援計画</u>」 ◆ 附属資料第 15「<u>「東海地震」及び「東南海・南海地震」応急対策活動要領に基づく愛知県広域受援計画</u>」</p> <p>第 3 節 <u>応援部隊等に係る広域応援体制の整備</u> 1 県（防災局、健康福祉部）及び市町村における措置 （2）広域航空消防応援 県及び市町村は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう<u>実践的な訓練等</u>を通じて活動体制の整備に努めるものとする。</p> <p>◆ 附属資料第 15「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」 ◆ 附属資料第 15「<u>四県一市航空消防防災相互応援協定</u>」 （3）<u>県内の</u>広域消防相互応援 市町村は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう<u>実践的な訓練等</u>を通じて活動体制の整備に努めるものとする。</p> <p>◆ 附属資料第 15「愛知県内広域消防相互応援協定」 ◆ 附属資料第 15「愛知県消防広域応援基本計画」</p> <p>（4）医療救護活動の広域応援 <u>県は、中部 9 県 1 市で締結した「災害時等の応援に関する協定」において、医療救護活動に必要な物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、医療機関による傷病者の受入について相互に応援することを定めている。</u> 県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知 DMAT 設置運営要領」</p>	<p>附属資料の追加</p> <p>表記の整理 主体の追加 表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理 （防災基本計画）</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	<p>設置運営要領」及び「愛知 DMAT に関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。</p> <p>◆ 附属資料第 15「愛知 DMAT 設置運営要領」 ◆ 附属資料第 15「愛知 DMAT に関する協定」 (追加)</p>	<p>及び「愛知 DMAT に関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の整備に努めるものとする。</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時等の応援に関する協定書（9 県 1 市）」 ◆ 附属資料第 15「愛知 DMAT 設置運営要領」 ◆ 附属資料第 15「愛知 DMAT に関する協定」 (5) 自衛隊</p> <p>県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。</p> <p>また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。</p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
91	<p>2 県警察における措置</p> <p>(1) 県警察は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に都道府県警察の相互支援を行う警察災害派遣隊等の災害警備能力の向上に努めるものとする。 (追加)</p>	<p>2 県警察における措置</p> <p>(1) 県警察は、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、都道府県警察の相互支援を行う警察災害派遣隊等の災害警備能力の向上に努めるものとする。</p> <p>3 中部地方整備局における措置</p> <p>中部地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。</p>	<p>表記の整理 (防災基本計画)</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p>
92	<p>第 1 2 章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>■ 基本方針 (追加)</p> <p>(略)</p>	<p>第 1 2 章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 国、県及び市町村は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。 (略)</p>	<p>方針の追加 (防災基本計画の修正)</p>

地震・津波災害対策計画

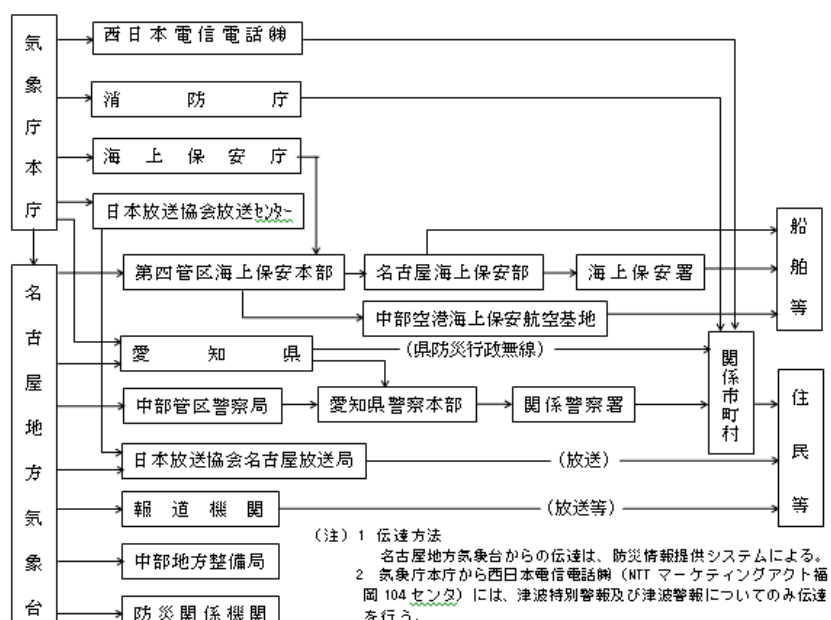
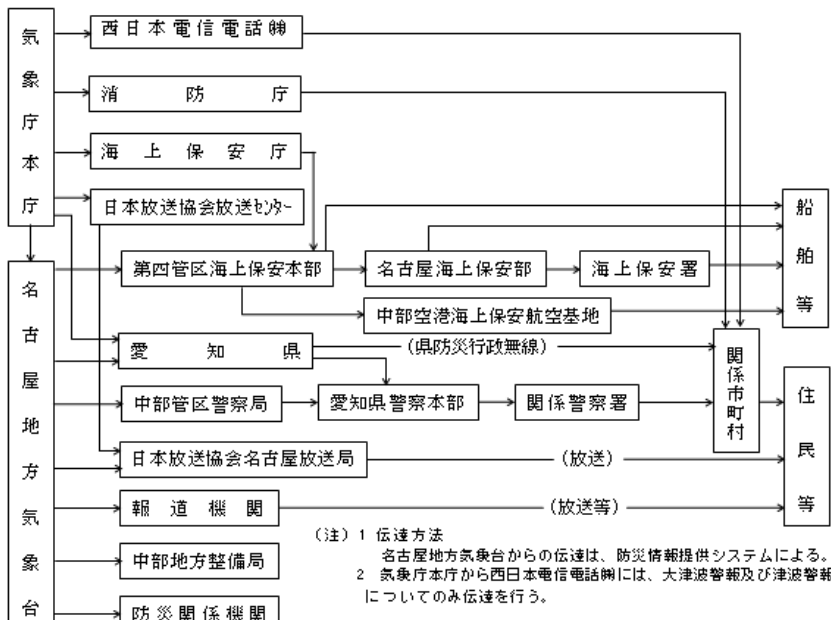
頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由																						
94	<p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="235 391 1070 742"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 防災訓練の実施</td> <td>県、市町村</td> <td>1(1)～1(4) (略) 1(5) <u>防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 防災のための意識啓発・広報</td> <td>県、市町村、 県警察</td> <td>(1) (略) (2) 防災に関する <u>広報</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 防災訓練の実施 1 県（防災局、各部局）及び市町村等における措置</p> <p>(5) <u>防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力</u> 県及び市町村は、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。</p> <p>(7) 図上訓練等 県及び市町村は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する本部要員及び支部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。</p> <p>第2節 防災のための意識啓発・広報 県（防災局、関係部局）、市町村及び県警察における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発 (略)</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災訓練の実施	県、市町村	1(1)～1(4) (略) 1(5) <u>防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力</u> (略)	(略)	(略)	第2節 防災のための意識啓発・広報	県、市町村、 県警察	(1) (略) (2) 防災に関する <u>広報</u> (略)	<p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の<u>多様なニーズ</u>に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1124 391 1960 742"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 防災訓練の実施</td> <td>県、市町村</td> <td>1(1)～1(4) (略) 1(5) 防災訓練の指導協力 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 防災のための意識啓発・広報</td> <td>県、市町村、 県警察</td> <td>(1) (略) (2) 防災に関する <u>知識の普及</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 防災訓練の実施 1 県（防災局、各部局）及び市町村等における措置</p> <p>(5) 防災訓練の指導協力 県及び市町村は、<u>居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</u> <u>また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。</u></p> <p>(7) 図上訓練等 県及び市町村は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び<u>方面本部</u>等において応急対策活動に従事する本部要員及び<u>方面本部</u>要員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。</p> <p>第2節 防災のための意識啓発・広報 県（防災局、関係部局）、市町村及び県警察における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発 (略)</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災訓練の実施	県、市町村	1(1)～1(4) (略) 1(5) 防災訓練の指導協力 (略)	(略)	(略)	第2節 防災のための意識啓発・広報	県、市町村、 県警察	(1) (略) (2) 防災に関する <u>知識の普及</u> (略)	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																							
第1節 防災訓練の実施	県、市町村	1(1)～1(4) (略) 1(5) <u>防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力</u> (略)																							
	(略)	(略)																							
第2節 防災のための意識啓発・広報	県、市町村、 県警察	(1) (略) (2) 防災に関する <u>広報</u> (略)																							
区分	機関名	主な措置																							
第1節 防災訓練の実施	県、市町村	1(1)～1(4) (略) 1(5) 防災訓練の指導協力 (略)																							
	(略)	(略)																							
第2節 防災のための意識啓発・広報	県、市町村、 県警察	(1) (略) (2) 防災に関する <u>知識の普及</u> (略)																							
95	<p>(1) 防災意識の啓発 (略)</p>	<p>(1) 防災意識の啓発 (略)</p>																							

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
100	<p>ケ 地域の避難場所、避難路に関する知識 （追加） （追加） （追加）</p> <p>コ （略）</p> <p>サ 家庭における防災の話し合い</p> <p>シ、ス （略）</p> <p>(2) 防災に関する広報 県及び市町村は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進 県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、<u>3 日以上（可能な限り 1 週間分程度）の家庭内備蓄を推進する。</u></p> <p>第 13 章 震災に関する調査研究の推進 震災に関する調査研究の推進 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置</p> <p>(6) 地籍調査 市町村は、<u>防災化</u>の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。</p>	<p>ケ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識</p> <p>コ <u>警報等や避難指示等の意味と内容</u></p> <p>サ <u>緊急地震速報、津波警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動</u></p> <p>シ <u>様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動</u></p> <p>ス （略）</p> <p>セ <u>家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）</u></p> <p>ソ、タ （略）</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及 <u>県及び市町村は、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、</u>県及び市町村は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進 県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、<u>携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等</u>その他の生活必需品について、<u>可能な限り 1 週間分程度、最低でも 3 日間分の家庭内備蓄を推進する。</u></p> <p>第 13 章 震災に関する調査研究の推進 震災に関する調査研究の推進 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置</p> <p>(6) 地籍調査 市町村は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を<u>世界測地系による数値情報により</u>正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。</p>	<p>表記の整理 （防災基本計画の修正等）</p> <p>対策の追加 （防災基本計画の修正）</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由																				
103	<p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 災害対策本部の設置・運営</td> <td>県</td> <td>1(1)～1(6) (略) (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 災害対策本部の設置・運営	県	1(1)～1(6) (略) (追加)	<p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 災害対策本部の設置・運営</td> <td>県</td> <td>1(1)～1(6) (略) <u>1(7) 国の現地災害対策本部との調整</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 災害対策本部の設置・運営	県	1(1)～1(6) (略) <u>1(7) 国の現地災害対策本部との調整</u>									
区分	機関名	主な措置																					
第1節 災害対策本部の設置・運営	県	1(1)～1(6) (略) (追加)																					
区分	機関名	主な措置																					
第1節 災害対策本部の設置・運営	県	1(1)～1(6) (略) <u>1(7) 国の現地災害対策本部との調整</u>																					
104	<p>第1節 災害対策本部の設置・運営 1 県（防災局）における措置 (追加)</p>	<p>第1節 災害対策本部の設置・運営 1 県（防災局）における措置 <u>(7) 国の現地災害対策本部との調整</u> <u>国の現地災害対策本部が設置された場合は、国に対する支援の要請や相互の情報共有等を図るため、合同会議の開催等必要な連絡調整を行う。</u></p>	<p>対策の追加 （防災基本計画の修正）</p>																				
106	<p>(追加)</p>	<p>3 防災関係機関における措置 (3) 惨事ストレス対策 ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。 イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</p>	<p>対策の追加 （防災基本計画）</p>																				
108	<p>第2章 避難行動 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第2節 避難の指示</td> <td>市町村</td> <td>1(1) 避難の指示 1(2)～1(4) (略) <u>1(5) 広域一時滞在に係る協議</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県（知事又は知事の命を受けた職員）</td> <td>3(1)～3(7) <u>3(8) 広域一時滞在に係る協議等</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 避難の指示	市町村	1(1) 避難の指示 1(2)～1(4) (略) <u>1(5) 広域一時滞在に係る協議</u>	(略)	(略)	県（知事又は知事の命を受けた職員）	3(1)～3(7) <u>3(8) 広域一時滞在に係る協議等</u>	<p>第2章 避難行動 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第2節 避難の指示</td> <td>市町村</td> <td>1(1) 避難の指示等 1(2)～1(4) (略) (削除) ※第10章に記載</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県（知事又は知事の命を受けた職員）</td> <td>3(1)～3(7) (削除) ※第10章に記載</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 避難の指示	市町村	1(1) 避難の指示等 1(2)～1(4) (略) (削除) ※第10章に記載	(略)	(略)	県（知事又は知事の命を受けた職員）	3(1)～3(7) (削除) ※第10章に記載	
区分	機関名	主な措置																					
第2節 避難の指示	市町村	1(1) 避難の指示 1(2)～1(4) (略) <u>1(5) 広域一時滞在に係る協議</u>																					
	(略)	(略)																					
	県（知事又は知事の命を受けた職員）	3(1)～3(7) <u>3(8) 広域一時滞在に係る協議等</u>																					
区分	機関名	主な措置																					
第2節 避難の指示	市町村	1(1) 避難の指示等 1(2)～1(4) (略) (削除) ※第10章に記載																					
	(略)	(略)																					
	県（知事又は知事の命を受けた職員）	3(1)～3(7) (削除) ※第10章に記載																					

地震・津波災害対策計画

頁	現行 (平成 27 年 6 月修正)	改正案	改正理由
109	<p>第1節 津波警報等の伝達</p> <p>1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置</p> <p>(2) 地震に関する情報等</p> <p>ア 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。(震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、<u>気象業務法の地震動特別警報</u>、<u>その他の緊急地震速報</u>は、地震動警報に位置づけられる。)</p>	<p>第1節 津波警報等の伝達</p> <p>1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置</p> <p>(2) 地震に関する情報等</p> <p>ア 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。(震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報、<u>震度5弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)</u>は地震動警報に位置づけられる。)</p>	表記の整理
111	<p>6 津波警報等情報の伝達</p> <p>(1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p>  <p>(注) 1 伝達方法 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。 2 気象庁本庁から西日本電信電話(NTTマーケティングアクト福岡104センタ)には、津波特別警報及び津波警報についてのみ伝達を行う。</p>	<p>6 津波警報等情報の伝達</p> <p>(1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p>  <p>(注) 1 伝達方法 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。 2 気象庁本庁から西日本電信電話には、大津波警報及び津波警報についてのみ伝達を行う。</p>	<p>第四管区海上保安部から直接、船舶等へ伝達する線を追加</p> <p>(注)の「(NTTマーケティングアクト福岡104センタ)」を削除。また、「津波特別警報」を「大津波警報」に修正。</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
112	<p>第 2 節 避難の指示</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難の指示 (追加)</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。</p> <p>(追加)</p> <p>なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</p> <p>(追加)</p> <p><u>(5) 広域一時滞在に係る協議</u> 災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、</p>	<p>第 2 節 避難の指示</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難の指示等</p> <p><u>ア 避難指示等</u> 津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</p> <p><u>その他地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。</u></p> <p><u>なお、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備情報の提供に努める。</u></p> <p><u>イ 避難準備情報</u> 一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</p> <p><u>また、必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難所を開設する。</u></p> <p><u>ウ 屋内避難</u> 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</p> <p><u>エ 対象地域の設定</u> 避難準備情報や避難指示を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p> <p>(削除) ※第 10 章第 1 節に記載</p>	<p>対策の追加 (防災基本計画の修正等)</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正等)</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正等) 記載箇所の変更</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
113	<p>又は避難先都道府県との協議を県に要求する。</p> <p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置</p> <p><u>(8) 広域一時滞在に係る協議等</u></p> <p>県は、<u>県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。</u></p> <p>県は、<u>市町村から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。</u></p> <p><u>また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わって協議を行う。（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）</u></p>	<p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置</p> <p><i>(削除) ※第10章第1節に記載</i></p>	記載箇所の変更
116	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p> <p>■ 基本方針</p> <p>(追加)</p> <p>○ <u>県、市町村及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。</u></p> <p>○ <u>県、市町村及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。</u></p> <p>○ <u>迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市町村及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。</u></p> <p>○ <u>各防災関係機関は、住民が適切な判断による行動がとれるよう、災害状況、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ正確に広報することが大切である。</u></p> <p>○ <u>各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。</u></p>	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。</u></p> <p>○ <u>県、市町村及び関係機関は、相互に連携して災害応急対策が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努める。</u></p> <p>○ <u>県、市町村及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。</u></p> <p>○ <u>被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。</u></p> <p>○ <u>各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。</u></p>	<p>方針の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理 (防災基本計画の修正)</p> <p>表記の整理</p>

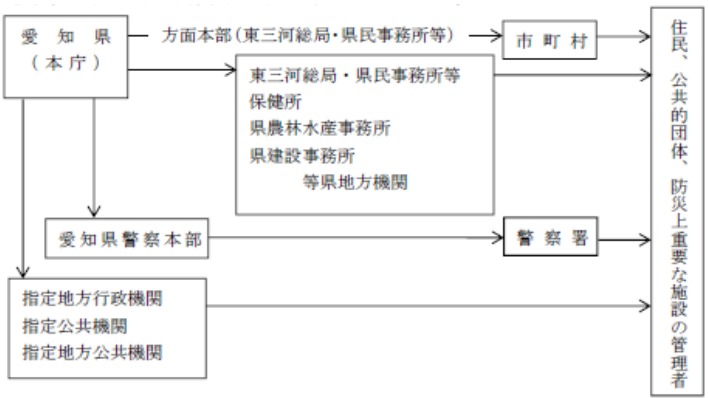
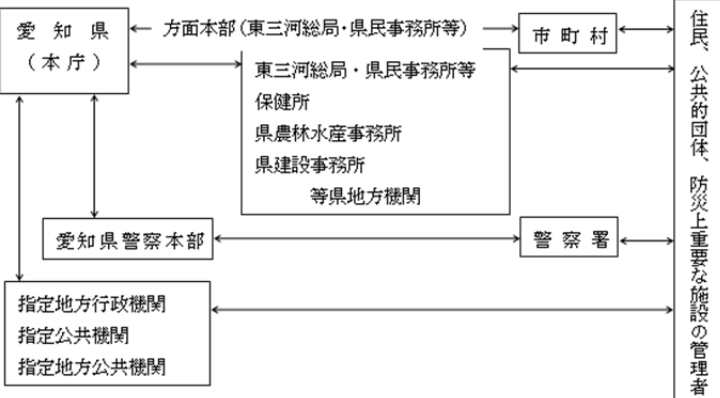
地震・津波災害対策計画

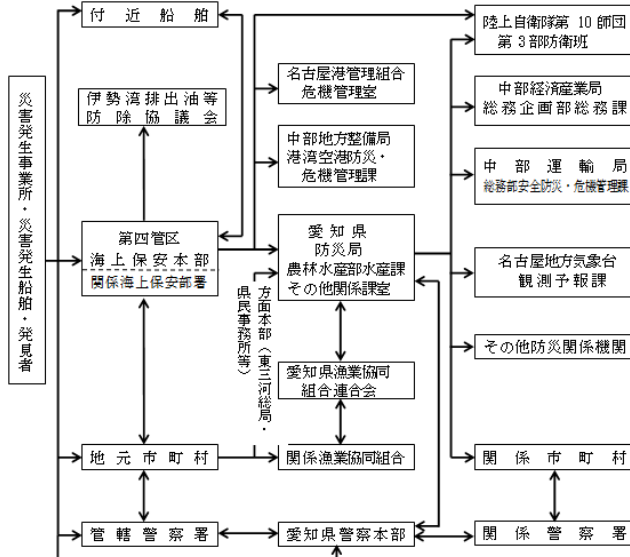
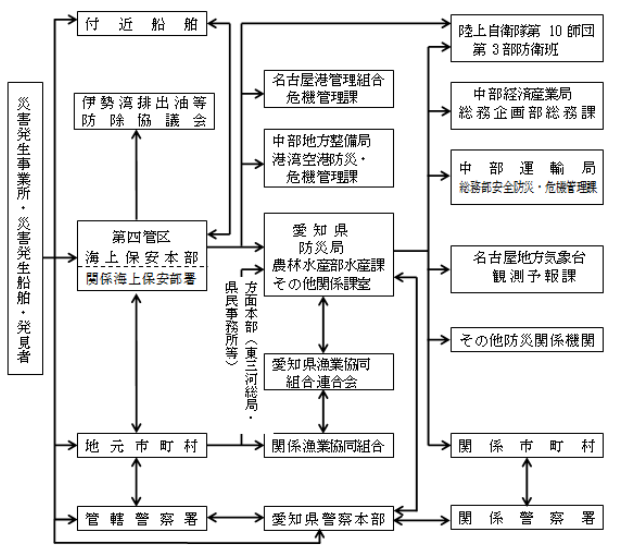
頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由																				
	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 236 365 276">機関名</th> <th data-bbox="365 236 703 276">発災</th> <th data-bbox="703 236 835 276">3日</th> <th data-bbox="835 236 967 276">1週間</th> <th data-bbox="967 236 1077 276">復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 276 365 387">市町村</td> <td data-bbox="365 276 703 387">○被害状況等の情報収集及び県等への通報 (以下略)</td> <td data-bbox="703 276 835 387"></td> <td data-bbox="835 276 967 387"></td> <td data-bbox="967 276 1077 387">→</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市町村	○被害状況等の情報収集及び県等への通報 (以下略)			→	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 236 1254 276">機関名</th> <th data-bbox="1254 236 1592 276">発災</th> <th data-bbox="1592 236 1724 276">3日</th> <th data-bbox="1724 236 1856 276">1週間</th> <th data-bbox="1856 236 1966 276">復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 276 1254 387">市町村</td> <td data-bbox="1254 276 1592 387">○被害状況等の情報収集及び県への報告 (以下略)</td> <td data-bbox="1592 276 1724 387"></td> <td data-bbox="1724 276 1856 387"></td> <td data-bbox="1856 276 1966 387">→</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市町村	○被害状況等の情報収集及び県への報告 (以下略)			→	
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																			
市町村	○被害状況等の情報収集及び県等への通報 (以下略)			→																			
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																			
市町村	○被害状況等の情報収集及び県への報告 (以下略)			→																			
	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 435 443 475">区分</th> <th data-bbox="443 435 584 475">機関名</th> <th data-bbox="584 435 1077 475">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 475 443 858">第1節 被害状況等の収集・伝達</td> <td data-bbox="443 475 584 858">市町村</td> <td data-bbox="584 475 1077 858"> 1(1) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報 (追加) 1(2) 行方不明者の情報収集 1(3) <u>即報基準に該当する火災、災害の報告</u> 1(4) <u>災害応急対策完了後 15 日以内の確定報告</u> 1(5) (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 858 443 1430"></td> <td data-bbox="443 858 584 1430">県</td> <td data-bbox="584 858 1077 1430"> 2(1) 市町村への職員派遣及び情報収集 2(2) 方面本部構成機関から県関係部局への連絡 2(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集伝達 2(4) <u>内閣総理大臣（消防庁経由）への報告及び災害応急対策完了後 20 日以内の確定報告</u> (追加) (追加) (追加) 2(5) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 被害状況等の収集・伝達	市町村	1(1) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報 (追加) 1(2) 行方不明者の情報収集 1(3) <u>即報基準に該当する火災、災害の報告</u> 1(4) <u>災害応急対策完了後 15 日以内の確定報告</u> 1(5) (略)		県	2(1) 市町村への職員派遣及び情報収集 2(2) 方面本部構成機関から県関係部局への連絡 2(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集伝達 2(4) <u>内閣総理大臣（消防庁経由）への報告及び災害応急対策完了後 20 日以内の確定報告</u> (追加) (追加) (追加) 2(5) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 435 1355 475">区分</th> <th data-bbox="1355 435 1518 475">機関名</th> <th data-bbox="1518 435 1966 475">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 475 1355 858">第1節 被害状況等の収集・伝達</td> <td data-bbox="1355 475 1518 858">市町村</td> <td data-bbox="1518 475 1966 858"> 1(1) 被害情報の収集 1(2) <u>災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告</u> 1(3) 行方不明者の情報収集 1(4) <u>火災・災害即報要領に基づく報告</u> (削除) 1(5) (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 858 1355 1430"></td> <td data-bbox="1355 858 1518 1430">県</td> <td data-bbox="1518 858 1966 1430"> 2(1) 市町村への職員派遣による情報収集 2(2) 方面本部構成機関による情報収集等 2(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集 2(4) <u>災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告</u> 2(5) <u>市町村への連絡</u> 2(6) <u>ライフライン事業者への情報提供</u> 2(7) 人的被害の数の一元的な集約・調整 2(8) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 被害状況等の収集・伝達	市町村	1(1) 被害情報の収集 1(2) <u>災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告</u> 1(3) 行方不明者の情報収集 1(4) <u>火災・災害即報要領に基づく報告</u> (削除) 1(5) (略)		県	2(1) 市町村への職員派遣による情報収集 2(2) 方面本部構成機関による情報収集等 2(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集 2(4) <u>災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告</u> 2(5) <u>市町村への連絡</u> 2(6) <u>ライフライン事業者への情報提供</u> 2(7) 人的被害の数の一元的な集約・調整 2(8) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知			
区分	機関名	主な措置																					
第1節 被害状況等の収集・伝達	市町村	1(1) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報 (追加) 1(2) 行方不明者の情報収集 1(3) <u>即報基準に該当する火災、災害の報告</u> 1(4) <u>災害応急対策完了後 15 日以内の確定報告</u> 1(5) (略)																					
	県	2(1) 市町村への職員派遣及び情報収集 2(2) 方面本部構成機関から県関係部局への連絡 2(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集伝達 2(4) <u>内閣総理大臣（消防庁経由）への報告及び災害応急対策完了後 20 日以内の確定報告</u> (追加) (追加) (追加) 2(5) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知																					
区分	機関名	主な措置																					
第1節 被害状況等の収集・伝達	市町村	1(1) 被害情報の収集 1(2) <u>災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告</u> 1(3) 行方不明者の情報収集 1(4) <u>火災・災害即報要領に基づく報告</u> (削除) 1(5) (略)																					
	県	2(1) 市町村への職員派遣による情報収集 2(2) 方面本部構成機関による情報収集等 2(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集 2(4) <u>災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告</u> 2(5) <u>市町村への連絡</u> 2(6) <u>ライフライン事業者への情報提供</u> 2(7) 人的被害の数の一元的な集約・調整 2(8) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知																					

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
117	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>1 市町村の措置</p> <p>(1) 市町村長は、<u>異常現象及び被害状況、災害応急対策等の災害に関する情報の収集に努め、遅滞なく県及び関係機関に通報するものとする。</u></p> <p>(追加)</p> <p>この場合において、市町村長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 県（防災局、関係部局）の措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集<u>伝達</u>を行う。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>1 市町村の措置</p> <p>(1) <u>被害情報の収集</u></p> <p>市町村長は、<u>人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。</u></p> <p><u>特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。</u></p> <p><u>なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。</u></p> <p>(2) <u>災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告</u></p> <p>市町村は、<u>災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）</u><u>について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。</u></p> <p>この場合において、市町村長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(3) <u>行方不明者の情報収集</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>火災、災害即報要領に基づく報告</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>2 県（防災局、関係部局）の措置</p> <p>(1) <u>市町村への職員派遣による情報収集</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>方面本部構成機関による情報収集等</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>防災ヘリコプター等による災害状況の収集</u></p> <p>県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集を行う。</p> <p>(4) <u>災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告</u></p> <p>(略)</p>	<p>対策の追加 （防災基本計画の修正等）</p> <p>対策の追加 （防災基本計画の修正等）</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(5) 市町村への連絡 <u>県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。</u></p> <p>(6) ライフライン事業者への情報提供 <u>県は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。</u></p> <p>(7) 人的被害の数の一元的な集約・調整 <u>県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について、一元的な集約・調整を行う。その際県は、市町村、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。</u></p> <p>(8) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知 (略)</p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の追加 （防災基本計画の修正）</p> <p>対策の追加 （防災基本計画の修正）</p> <p>表記の整理</p>
119	<p>4 被害状況等の一般的収集、伝達系統</p> <p>(1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。</p>  <p>(3) 情報の収集伝達については、第 2 章「通信の運用」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAX を含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。</p>	<p>4 被害状況等の一般的収集、伝達系統</p> <p>(1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。</p>  <p>(3) 情報の収集伝達については、第 2 節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAX を含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。</p>	<p>矢印を両矢印に修正</p> <p>表記の整理</p>

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
120	<p>5 重要な災害情報の収集伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>6 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統</p> <p>大量排出油等の事故が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。</p> 	<p>5 重要な災害情報の収集伝達</p> <p>(1) <u>国に対する逐次の情報伝達</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>災害の規模の把握のために必要な情報</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>安否情報</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>孤立集落に係る情報</u></p> <p><u>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市町村に連絡するものとする。また、県、市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</u></p> <p>6 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統</p> <p>大量排出油等の事故が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。</p> 	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p>
			<p>「名古屋港管理組合危機管理室」を「名古屋港管理組合危機管理課」に修正</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
122	<p>7 報告の方法</p> <p>(3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努めるものとする。</p> <p>第2節 通信手段の確保</p> <p>1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p><u>(5) 非常通信</u></p> <p><u>エ 利用者の心得</u></p> <p><u>非常通信を利用する場合は、依頼者は被依頼者側において、その通信の取扱が便宜であるよう次の事項を守るよう心がけなければならない。</u></p> <p><u>(7) 依頼する通報の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものとする。</u></p> <p><u>(イ) 通報の配達については、無線局の免許人、着信を予想せられる者、その他関係者が配達に協力し、その配達上適宜の措置を講じなければならないから、利用者はあらかじめ通報の宛先を想定し、関係者と協議しておくことが望ましい。</u></p> <p><u>(ウ) 非常通信はなるべく無料として取り扱うようになっているが、通信経路が途中、西日本電信電話株式会社回線を媒介するとき、その他通報の取扱に関し実費額の補償を必要とするときは、その費用を補償しなければならないこともあるから、利用する無線局とあらかじめ協議しておく必要がある。</u></p> <p>(7) 電話・電報施設の優先利用</p> <p>ア 一般電話及び電報</p> <p>(7) 災害時優先電話の登録</p> <p><u>各防災関係機関は、災害時における非常扱いの通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳の回避のため、あらかじめ発信する電話番号を西日本電信電話株式会社の名古屋支店に「災害時優先電話」として登録する。</u></p> <p><u>(イ) 非常扱いの通話（当サービスは平成27年7月31日終了）</u></p> <p><u>天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、別に定める事項を内容とする通話については、すべての通話に優先して接続される。</u></p>	<p>7 報告の方法</p> <p>(3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を<u>尽く</u>して報告するよう努めるものとする。</p> <p>第2節 通信手段の確保</p> <p>1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(5) 非常通信</p> <p>(削除)</p> <p>(7) 電話・電報施設の優先利用</p> <p>ア 一般電話及び電報</p> <p>(7) 災害時優先電話</p> <p><u>災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>表記の整理</p> <p>運用上の細部の取扱いであるため、記載を削除</p> <p>表記の整理</p> <p>運用が終了したため削除</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行 (平成 27 年 6 月修正)	改正案	改正理由																														
123	<p>(ウ) 緊急扱いの通話 (当サービスは平成27年7月31日終了) <u>火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合で別に定める事項を内容とする通話については、一般通話に優先して接続される。</u> (エ)、(オ) (略) (8) 携帯電話の使用 <u>各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。</u> (9)、(10) (略)</p>	<p>(削除) (イ)、(ウ) (略) (削除) (8)、(9) (略)</p>	<p>運用が終了したため削除 表記の整理 表記の整理</p>																														
124	<p>第3節 広報 3 各機関の措置 (2) (略)</p>	<p>第3節 広報 3 各機関の措置 (3) (略)</p>	<p>表記の整理</p>																														
125	<p>エ <u>インターネットホームページ掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供</u></p> <p>5 広報活動の実施方法 (3) 多様な情報伝達手段の活用 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板やホームページ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</p>	<p>エ <u>Webサイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供</u></p> <p>5 広報活動の実施方法 (3) 多様な情報伝達手段の活用 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板やWebサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</p>	<p>表記の整理</p>																														
126	<p>第4章 応援協力・派遣要請 ■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊の要請 (追加) (以下省略) </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 (追加) (以下省略) </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	<ul style="list-style-type: none"> ○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊の要請 (追加) (以下省略) 				市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 (追加) (以下省略) 				<p>第4章 応援協力・派遣要請 ■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊等の要請 <u>○海上保安庁への応援要請</u> (以下省略) </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 <u>○県に対する海上保安庁の応援要請</u> (以下省略) </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	<ul style="list-style-type: none"> ○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊等の要請 <u>○海上保安庁への応援要請</u> (以下省略) 				市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 <u>○県に対する海上保安庁の応援要請</u> (以下省略) 				<p>表記の整理</p>
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																													
県	<ul style="list-style-type: none"> ○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊の要請 (追加) (以下省略) 																																
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 (追加) (以下省略) 																																
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																													
県	<ul style="list-style-type: none"> ○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊等の要請 <u>○海上保安庁への応援要請</u> (以下省略) 																																
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 <u>○県に対する海上保安庁の応援要請</u> (以下省略) 																																

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由																																												
127	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="232 236 1055 1220"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 1 節 応援協力</td> <td>県</td> <td>1(1)～1(5) (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>3(1) 防災関係機関相互における 応援要求又は応急措置の要請 3(2) 災害対策上必要な資料又は 調査の成果の相互交換</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 2 節 救援隊等による協力</td> <td>県公安委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の応援要請 (追加)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>3 愛知県内広域消防相互応援協定 に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請 (追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 1 節 応援協力 1 県（防災局）における措置 (1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（災害対策基本法第70条、同法第74条の3） 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにす</p>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 応援協力	県	1(1)～1(5) (略) (追加)	(略)	(略)	(追加)	(追加)	防災関係機関	3(1) 防災関係機関相互における 応援要求又は応急措置の要請 3(2) 災害対策上必要な資料又は 調査の成果の相互交換	第 2 節 救援隊等による協力	県公安委員会	(略)	県	2 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の応援要請 (追加)	市町村	3 愛知県内広域消防相互応援協定 に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請 (追加)	(追加)	(追加)	(追加)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1122 236 1944 1220"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 1 節 応援協力</td> <td>県</td> <td>1(1)～1(5) (略) 1(6) 市町村の応急措置の代行</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>3 市町村の応急措置の代行</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>4(1) 防災関係機関相互における 応援要求又は応急措置の要請 4(2) 災害対策上必要な資料又は 調査の成果の相互交換</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 2 節 応援部隊等による広域応援等</td> <td>県公安委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2(1) 緊急消防援助隊等の応援要請 2(2) 海上保安庁への応援要請</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>3(1) 緊急消防援助隊等の応援要請 3(2) 県に対する海上保安庁の応援要請</td> </tr> <tr> <td>第 6 節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</td> <td>県、市町村、防災関係機関</td> <td>(1) 緊急輸送ルート確保 (2) 救助・救急、消火活動 (3) 災害医療活動 (4) 物資調達 (5) 燃料供給</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 1 節 応援協力 1 県（防災局）における措置 (1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（災害対策基本法第70条、同法第74条の3） 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにす</p>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 応援協力	県	1(1)～1(5) (略) 1(6) 市町村の応急措置の代行	(略)	(略)	中部地方整備局	3 市町村の応急措置の代行	防災関係機関	4(1) 防災関係機関相互における 応援要求又は応急措置の要請 4(2) 災害対策上必要な資料又は 調査の成果の相互交換	第 2 節 応援部隊等による広域応援等	県公安委員会	(略)	県	2(1) 緊急消防援助隊等の応援要請 2(2) 海上保安庁への応援要請	市町村	3(1) 緊急消防援助隊等の応援要請 3(2) 県に対する海上保安庁の応援要請	第 6 節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	県、市町村、防災関係機関	(1) 緊急輸送ルート確保 (2) 救助・救急、消火活動 (3) 災害医療活動 (4) 物資調達 (5) 燃料供給	<p>対策の追加 （防災基本計画の修正）</p>
区分	機関名	主な措置																																													
第 1 節 応援協力	県	1(1)～1(5) (略) (追加)																																													
	(略)	(略)																																													
	(追加)	(追加)																																													
	防災関係機関	3(1) 防災関係機関相互における 応援要求又は応急措置の要請 3(2) 災害対策上必要な資料又は 調査の成果の相互交換																																													
第 2 節 救援隊等による協力	県公安委員会	(略)																																													
	県	2 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の応援要請 (追加)																																													
	市町村	3 愛知県内広域消防相互応援協定 に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請 (追加)																																													
(追加)	(追加)	(追加)																																													
区分	機関名	主な措置																																													
第 1 節 応援協力	県	1(1)～1(5) (略) 1(6) 市町村の応急措置の代行																																													
	(略)	(略)																																													
	中部地方整備局	3 市町村の応急措置の代行																																													
	防災関係機関	4(1) 防災関係機関相互における 応援要求又は応急措置の要請 4(2) 災害対策上必要な資料又は 調査の成果の相互交換																																													
第 2 節 応援部隊等による広域応援等	県公安委員会	(略)																																													
	県	2(1) 緊急消防援助隊等の応援要請 2(2) 海上保安庁への応援要請																																													
	市町村	3(1) 緊急消防援助隊等の応援要請 3(2) 県に対する海上保安庁の応援要請																																													
第 6 節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	県、市町村、防災関係機関	(1) 緊急輸送ルート確保 (2) 救助・救急、消火活動 (3) 災害医療活動 (4) 物資調達 (5) 燃料供給																																													

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
(追加)	<p>るため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対し応急措置又は<u>その他の災害応急対策の実施等</u>を要請する。</p>	<p>るため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対し、<u>道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧その他の応援の求めや応急措置又は災害応急対策の実施</u>を要請する。</p> <p><u>なお、国の現地災害対策本部が設置された場合は、同本部との合同会議を活用する等により応援を要請する。</u></p> <p><u>(6) 市町村の応急措置の代行（災害対策基本法第73条）</u></p> <p><u>県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。</u></p> <p><u>ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限</u></p> <p><u>イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限</u></p> <p><u>ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限</u></p> <p><u>エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限</u></p>	<p>対策の追加 (防災基本計画)</p>
(追加)		<p>3 中部地方整備局における措置</p> <p><u>(1) 市町村の応急措置の代行（災害対策基本法第78条の2）</u></p> <p><u>中部地方整備局は、被災により、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。</u></p> <p><u>ア 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限</u></p> <p><u>イ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限</u></p> <p><u>ウ 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等をする権限</u></p> <p><u>エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限</u></p>	<p>対策の追加 (防災基本計画)</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
129	<p>3 防災関係機関における措置</p> <p>4 災害緊急事態</p> <p>5 経費の負担</p> <p>第 2 節 救援隊等による協力</p> <p>2 県（防災局）における措置（緊急消防援助隊等）</p> <p>（追加）</p> <p>県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（追加）</p> <p>3 市町村の措置</p> <p>（追加）</p> <p>(1) 市町村長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うもの</p>	<p>4 防災関係機関における措置</p> <p>5 災害緊急事態</p> <p>6 経費の負担</p> <p>第 2 節 応援部隊等による広域応援等</p> <p>2 県（防災局）における措置</p> <p>(1) 緊急消防援助隊等の応援要請</p> <p>県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 海上保安庁への応援要請</p> <p>ア 県は、災害の発生に際し必要な場合は、第四管区海上保安本部長に対して、応急措置の実施の要請を行うものとする。</p> <p>イ 要請は、次の事項を明らかにした要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。</p> <p>（ア）災害の状況及び応急措置を要請する理由</p> <p>（イ）応急措置を希望する期間</p> <p>（ウ）応急措置を希望する区域</p> <p>（エ）活動内容</p> <p>①傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送</p> <p>②巡視船を活用した医療活動場所の提供</p> <p>③巡視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供</p> <p>④その他県及び市町村が行う災害応急対策の支援 等</p> <p>（オ）その他参考となるべき事項（使用可能岸壁等）</p> <p>ウ 応急措置に係る要請書、受入等については、第 3 節自衛隊の災害派遣に準じて行うものとする。</p> <p>3 市町村の措置</p> <p>(1) 緊急消防援助隊等の応援要請</p> <p>ア 市町村長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものと</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理 （防災基本計画）</p> <p>対策の追加 （南海トラフ地震における愛知県広域受援計画の策定）</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
132	<p>とする。</p> <p>(2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。</p> <p>(3) 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。 (追加)</p> <p>第 4 節 ボランティアの受入</p> <p>4 協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>(1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード(協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会)、公益財団法人名古屋 YMCA、<u>一般財団法人名古屋 YWCA</u>、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害 V ネット、特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会</p> <p>第 5 節 防災活動拠点の確保</p> <p>1 県（防災局）及び市町村における措置</p> <p>(1) 県、市町村は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする<u>広域応援部隊等の</u>人</p>	<p>する。</p> <p>イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。</p> <p>ウ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。</p> <p>(2) <u>海上保安庁の応援要請の依頼</u></p> <p>ア <u>市町村長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。</u></p> <p>イ <u>依頼は、2 の(2)のイの事項を明示した要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。</u></p> <p><u>また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市町村長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。</u></p> <p>第 4 節 ボランティアの受入</p> <p>4 協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>(1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、<u>認定</u>特定非営利活動法人レスキューストックヤード(協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会)、公益財団法人名古屋 YMCA、<u>公益財団法人名古屋 YWCA</u>、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害 V ネット、特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会</p> <p>第 5 節 防災活動拠点の確保</p> <p>1 県（防災局）及び市町村における措置</p> <p>(1) 県、市町村は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする<u>応援部隊等の展開及</u></p>	<p>対策の追加 (南海トラフ地震における愛知県広域受援計画の策定)</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
	<p>員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。</p> <p>(2) 市町村は県内市町村への、県は隣接県や遠隔都道府県への応援が必要となる場合の活動拠点としての活用も図るものとする。</p> <p>2 防災活動拠点の確保</p> <p>(1) 地区防災活動拠点 市町村は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。</p> <p>(2) 地域防災活動拠点 県及び政令市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地域防災活動拠点の確保を図るものとする。</p> <p>(3) 広域防災活動拠点 県及び政令市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、広域防災活動拠点の確保を図るものとする。</p> <p>(4) 中核広域防災活動拠点 県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、中核広域防災活動拠点の確保を図るものとする。</p> <p>(5) 航空広域防災活動拠点 県は、受援及び応援のための航空機等の集結活動拠点として、航空広域防災活動拠点の確保を図るものとする。</p> <p>(6) 臨海広域防災活動拠点 県は、受援及び応援のための船舶等の集結活動拠点として、臨海広域防災活動拠点の確保を図るものとする。</p> <p>3 防災活動拠点の区分と要件等 ※別紙1参照</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。</p> <p>(2) 当該拠点は、市町村又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。</p> <p>2 防災活動拠点の確保</p> <p>県及び市町村は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表1の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。</p> <p>なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおりとなっている。</p> <p>表1 防災活動拠点の区分と要件等 ※別紙1参照</p> <p>表2 南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能 ※別紙2参照</p> <p>表3 「東海地震」及び「東南海・南海地震」応急対策活動要領に基づく愛知県広域受援計画 ※別紙2参照</p> <p>第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</p> <p>1 県（振興部、防災局、健康福祉部、建設部）、市町村、防災関係機関における措置</p> <p>南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における</p>	<p>表記の整理</p> <p>節の新設（「南海トラフ地震における愛知県広域受援計</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由																
136	<p>第5章 救出・救助対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="232 1157 1055 1353"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第3節 航空機の活用</td> <td>県</td> <td>1(1) 防災ヘリコプターの出動 2 航空機の運用調整</td> </tr> <tr> <td>市町村等</td> <td>1(2) 防災ヘリコプターの応援要請</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 救出・救助活動</p> <p>5 中部地方整備局及び高速道路会社における措置</p>	区分	機関名	主な措置	第3節 航空機の活用	県	1(1) 防災ヘリコプターの出動 2 航空機の運用調整	市町村等	1(2) 防災ヘリコプターの応援要請	<p>具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。</p> <p>県、市町村、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。</p> <p>(1) 緊急輸送ルートの確保</p> <p>被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動</p> <p>(2) 救助・救急、消火活動</p> <p>あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動</p> <p>(3) 災害医療活動</p> <p>全国から派遣されたDMAT等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動</p> <p>(4) 物資調達</p> <p>国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動</p> <p>(5) 燃料供給</p> <p>災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動</p> <p>◆ 附属資料第15「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」</p> <p>第5章 救出・救助対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1122 1157 1944 1353"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第3節 航空機の活用</td> <td>県</td> <td>1 航空機の運用調整 2(1) 防災ヘリコプターの出動</td> </tr> <tr> <td>市町村等</td> <td>2(2) 防災ヘリコプターの応援要請</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 救出・救助活動</p> <p>5 中部地方整備局及び高速道路会社における措置</p>	区分	機関名	主な措置	第3節 航空機の活用	県	1 航空機の運用調整 2(1) 防災ヘリコプターの出動	市町村等	2(2) 防災ヘリコプターの応援要請	<p>画」の策定)</p> <p>対策の追加</p>
区分	機関名	主な措置																	
第3節 航空機の活用	県	1(1) 防災ヘリコプターの出動 2 航空機の運用調整																	
	市町村等	1(2) 防災ヘリコプターの応援要請																	
区分	機関名	主な措置																	
第3節 航空機の活用	県	1 航空機の運用調整 2(1) 防災ヘリコプターの出動																	
	市町村等	2(2) 防災ヘリコプターの応援要請																	
138																			

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
139	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>8 災害救助法の適用 第 3 節 航空機の活用 (追加)</p>	<p>(1) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援 <u>国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言等を行うものとする。</u></p> <p>(2) 高速道路のサービスエリア等の使用 高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うものとする。</p> <p>8 合同調整所の設置 <u>災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。</u></p> <p><u>また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。</u></p> <p>9 災害救助法の適用 第 3 節 航空機の活用 1 航空機の運用調整 (1) 航空運用チームの設置 <u>県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用チーム）を設置する。</u></p> <p>(2) 参画機関 <u>航空運用チームには、警察、消防、中部地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMAT 都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得る。</u></p> <p>(3) 調整事項等 <u>航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行う。</u></p> <p><u>また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</u></p>	<p>(防災基本計画の修正)</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>表記の整理</p> <p>記載箇所の変更</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
142	<p>1 愛知県防災ヘリコプターの活用 (1) 県（防災局）における措置 イ <u>地震発生等による出動</u> 知事は、県域内において<u>地震災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。</u></p> <p>2 航空機の運用調整 <u>県は、県災害対策本部において、必要に応じて、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等とともに、これらの機関が保有する航空機の運用に係る調整を行う。</u> <u>消防、警察、海上保安庁、自衛隊等航空機を保有する機関は、県災害対策本部で行われる運用調整に参加し、協力するよう努める。</u></p> <p>第 6 章 消防活動・危険性物質対策 第 1 節 消防活動 1 市町村（消防の一部組合、消防を含む一部組合を含む）の措置 (2) (略) ア 大震防御計画の目標 (略) イ 大震防御計画の推進 (ア) 防御方針 a～b (略) c 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保防御に当たる。 d 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保防御に当たる。 e、f (略) g 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防ぎよする。 h (略)</p>	<p><u>なお、政府の現地対策本部が設置されている場合には、同本部と連携するよう留意する。</u></p> <p>2 愛知県防災ヘリコプターの活用 (1) 県（防災局）における措置 イ <u>災害発生等による出動</u> 知事は、県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。 (削除) ※本節 1 (1) 及び (2) に記載</p> <p>第 6 章 消防活動・危険性物質対策 第 1 節 消防活動 1 市町村（消防の一部組合、消防を含む一部組合を含む）の措置 (2) (略) ア 大震火災防御計画の目標 (略) イ 大震火災防御計画の推進 (ア) 防御方針 a、b (略) c 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御に当たる。 d 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御に当たる。 e、f (略) g 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。 h (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>記載箇所の変更</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
149	<p>(ウ) 延焼阻止線 延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防ぎよし、阻止しようとするもので地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。 (25m以上の道路)</p> <p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第1節 医療救護 1 県（健康福祉部）における措置</p> <p>(3) 医療救護班の派遣要請 県は、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。</p> <p>(7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置 県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地に対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、広域搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を設置する。</p> <p>(9) 県域を越えた協力体制の確立 県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、関係機関の協力を得て、愛知県の県域を越えた協力体制を確立する。</p>	<p>(ウ) 延焼阻止線 延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防ぎ御し、阻止しようとするもので地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。(25m以上の道路)</p> <p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第1節 医療救護 1 県（健康福祉部）における措置</p> <p>(3) 医療救護班の派遣要請 県は、県医師会、県歯科医師会、<u>県病院協会</u>、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。</p> <p>(7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置 県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地に対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、<u>県営名古屋飛行場内に広域搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）</u>を設置する。</p> <p>(9) 県域を越えた協力体制の確立 県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、<u>厚生労働省</u>に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するとともに、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）の活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るなど関係機関の協力を得て、愛知県の県域を越えた協力体制を確立する。</u></p> <p><u>なお、全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととなっている。（遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、ドクターヘリを含めた空路参集も考慮）</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理 (防災基本計画の修正)</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
152	<p>1 1 血液製剤の確保</p> <p>(1) 県は、災害発生後速やかに県内血液センターを始めとする献血ルーム等の被災状況及び必要とされる血液量を把握するとともに、<u>血液センターと連携を図り、血液製剤を確保し、供給する。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(2) <u>血液製剤の県内確保が困難な場合には、日本赤十字社愛知県支部と県が協力して、県外からの血液製剤の導入を図る。</u></p> <p>(3) 県は、通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプターを出動させるとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。</p> <p>第 2 節 防疫・保健衛生</p> <p>2 市町村における措置</p>	<p>1 1 血液製剤の確保</p> <p>(1) 県は、災害発生後速やかに県内血液センターを始めとする献血ルーム等の被災状況及び必要とされる血液量を把握する。<u>。</u></p> <p>(2) 県は、<u>血液センターと連携を図り、次のとおり血液製剤を確保し、供給する。</u></p> <p><u>ア 平常時と同様に医療機関と血液センターの間で血液製剤の供給が行われている場合は、災害時にあってもそれを優先する。</u></p> <p><u>イ 血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県災害医療調整本部（医薬安全課）を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。</u></p> <p><u>ウ 血液製剤の県内確保が困難な場合には、県から愛知県赤十字血液センターを通じ東海北陸ブロック血液センターへ要請し、県外からの血液製剤の導入を図る。</u></p> <p>(3) 県は、通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプターを出動させるとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。</p> <p><u>県は県外から血液製剤の導入を図る際に通常の輸送体制が取れない場合は、調達先の都道府県に対し輸送への協力を要請する。</u></p> <p>第 2 節 防疫・保健衛生</p> <p>2 市町村における措置</p>	<p>表記の整理</p>
153	<p>(2) 防疫活動</p> <p>ウ <u>避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。</u></p>	<p>(2) 防疫活動</p> <p>ウ <u>避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</u></p>	<p>表記の整理 (防災基本計画)</p>
154	<p>9 応援協力関係</p> <p>(7) 県は、市町村からの求めに応じ、<u>または</u>、必要と認めるときは、D P A Tを派遣する。</p>	<p>9 応援協力関係</p> <p>(7) 県は、市町村からの求めに応じ、<u>又は</u>、必要と認めるときは、D P A Tを派遣する。</p>	<p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行 (平成 27 年 6 月修正)	改正案	改正理由																																																																														
156	<p>第 8 章 地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 大震災発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予測されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒活動を推進する。</p> <p>○ (略)</p> <p>(追加) ※第 1 4 章に記載されている内容</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="235 657 1070 1366"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3 日</th> <th>1 週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">察 県 警 署</td> <td>○地域安全対策</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○交通規制等の実施</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">整備局 中部地方</td> <td>○状況の把握</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>(追加) (追加) (以下省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">古屋高速道路公社 社、愛知県道路公社、名</td> <td>○点検の実施</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>(以下省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3 日	1 週間	復旧対応期	察 県 警 署	○地域安全対策	→			○交通規制等の実施	→			(略)	(略)				整備局 中部地方	○状況の把握	→			(追加) (追加) (以下省略)				古屋高速道路公社 社、愛知県道路公社、名	○点検の実施	→			(以下省略)				<p>第 8 章 交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>(削除) ※ 第 1 2 章に記載</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1124 657 1960 1366"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3 日</th> <th>1 週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">察 県 警 署</td> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○交通規制等の実施</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">整備局 中部地方</td> <td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○緊急災害派遣隊による活動支援</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">古屋高速道路公社 社、愛知県道路公社、名</td> <td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>(以下省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3 日	1 週間	復旧対応期	察 県 警 署	(削除)				○交通規制等の実施	→			(略)	(略)				整備局 中部地方	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有	→			○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保				○緊急災害派遣隊による活動支援				古屋高速道路公社 社、愛知県道路公社、名	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有	→			(以下省略)				<p>表記の整理</p> <p>記載箇所の変更</p> <p>記載箇所の変更</p>
機関名	発災	3 日	1 週間	復旧対応期																																																																													
察 県 警 署	○地域安全対策	→																																																																															
	○交通規制等の実施	→																																																																															
(略)	(略)																																																																																
整備局 中部地方	○状況の把握	→																																																																															
	(追加) (追加) (以下省略)																																																																																
古屋高速道路公社 社、愛知県道路公社、名	○点検の実施	→																																																																															
	(以下省略)																																																																																
機関名	発災	3 日	1 週間	復旧対応期																																																																													
察 県 警 署	(削除)																																																																																
	○交通規制等の実施	→																																																																															
(略)	(略)																																																																																
整備局 中部地方	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有	→																																																																															
	○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保																																																																																
	○緊急災害派遣隊による活動支援																																																																																
古屋高速道路公社 社、愛知県道路公社、名	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有	→																																																																															
	(以下省略)																																																																																

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）		改正案		改正理由																				
	(追加)	(追加)																							
	(追加)	(追加)																							
	(追加)	(追加)																							
	県	<ul style="list-style-type: none"> ○道路被害情報の収集 ○緊急輸送道路の機能確保 ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応急対策の実施 (追加) (以下略) 	県	<ul style="list-style-type: none"> ○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○応援要求 (以下略) 																					
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○道路被害情報の収集 ○緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 (追加) (以下略) 	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 (以下略) 																					
	■ 主な機関の措置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 25%;">機関名</th> <th style="width: 60%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 地域安全 対策</td> <td>県警察</td> <td>1(1) 社会秩序の維持対策 1(2) 広報、相談活動 1(3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</td> </tr> <tr> <td>第四管区海上保安本部</td> <td>2 海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り</td> </tr> </tbody> </table>		区分	機関名	主な措置	第1節 地域安全 対策	県警察	1(1) 社会秩序の維持対策 1(2) 広報、相談活動 1(3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請	第四管区海上保安本部	2 海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り	■ 主な機関の措置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 25%;">機関名</th> <th style="width: 60%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">※第12章に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	機関名	主な措置	(削除)	(削除)	(削除)		※第12章に記載			(削除)	(削除)	
区分	機関名	主な措置																							
第1節 地域安全 対策	県警察	1(1) 社会秩序の維持対策 1(2) 広報、相談活動 1(3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請																							
	第四管区海上保安本部	2 海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り																							
区分	機関名	主な措置																							
(削除)	(削除)	(削除)																							
	※第12章に記載																								
	(削除)	(削除)																							

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）			改正案			改正理由
		市町村	3 県警察の実施する地域安全活動に対する協力		(削除)	(削除)	
	第 2 節 道 路 交 通 規 制 等	(略)	(略)	第 1 節 道 路 交 通 規 制 等	(略)	(略)	
	第 3 節 <u>緊 急 輸 送 道 路 の 確 保</u>	中部地方整備局	1 (1) <u>状況の把握</u> 1 (2) 緊急輸送道路の機能確保 (追加) 1 (3) 情報の提供 1 (4) 応急対策の実施	第 2 節 <u>道 路 施 設 対 策</u>	中部地方整備局	1 (1) <u>道路情報の収集及び関係機 関との情報共有</u> 1 (2) <u>道路、橋梁等の緊急復旧、 緊急輸送道路の機能確保</u> 1 (3) <u>緊急災害派遣隊による活動 支援</u> 1 (4) 情報の提供 1 (5) 応急対策の実施	
		中日本高速道路株 式会社、愛知県道 路公社、名古屋高 速道路公社	2・4・5 (1) <u>点検の実施</u> 2・4・5 (2) ～2・4・5 (4) (略)		中日本高速道路株 式会社、愛知県道 路公社、名古屋高 速道路公社	2・4・5 (1) <u>道路情報の収集及び関 係機関との情報共有</u> 2・4・5 (2) ～2・4・5 (4) (略)	
		県	3 (1) 道路被害情報の収集 3 (2) 緊急輸送道路の機能確保 3 (3) ～3 (5) (略)		県	3 (1) 道路被害情報の収集及び関 <u>係機関との情報共有</u> 3 (2) <u>道路、橋梁等の緊急復旧、 緊急輸送道路の機能確保</u> 3 (3) ～3 (5) (略)	
		市町村	6 (1) 道路被害情報の収集 6 (2) 緊急輸送道路の機能確保 6 (3) 情報の提供		市町村	6 (1) 道路被害情報の収集及び関 <u>係機関との情報共有</u> 6 (2) <u>道路橋梁等の緊急復旧、緊 急輸送道路の機能確保</u> 6 (3) 情報の提供	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）			改正案				改正理由
	(追加)	(追加)	(追加)	第3節 空港施設 対策	中部国際空港 行場 愛知県名古屋飛	中部国際空港株式会社	1 施設の使用停止及び応急工事	
※第14章に記載されている内容						大阪航空局 中部空港事務所	2 航空交通の安全確保及び混乱の回避	
						県（名古屋空港事務所）	3 施設の使用停止及び応急工事	
						自衛隊	4 航空交通の安全確保及び混乱の回避	
	(追加)	(追加)	(追加)	第4節 港湾・漁港施設対策	港湾・漁港管理者 (県、市町村、名古屋港管理組合)	1(1) 応急工事の実施 1(2) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請		
※第14章に記載されている内容					第四管区海上保安本部	2(1) 在港船舶に対する避難指示・勧告 2(2) 安全通信（四管区航行警報）による船舶及び関係機関への情報周知 2(3) 水路調査及び巡視船艇による警戒等安全措施 2(4) 海上交通規制		
		(追加)	(追加)	(追加)	第5節 鉄道施設 対策	東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	1(1) 対策本部・復旧本部の設置 1(2) 情報の収集・伝達・提供 1(3) 応急復旧活動の実施 1(4) 旅客の避難誘導 1(5) 自衛隊への救援要請	
※第14章に記載されている内容				名古屋市営地下鉄		2(1) 緊急対応措置の実施 2(2) 応急復旧活動の実施 2(3) 情報の提供 2(4) 代替輸送の要請		

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）			改正案			改正理由
					その他鉄道事業者	3(1) 災害対策本部の設置 3(2) 緊急対応措置の実施 3(3) 応急復旧活動の実施	
	第4節 緊急輸送 手段の確 保	(略)	(略)	第6節 緊急輸送 手段の確 保	(略)	(略)	
158	第1節 地域安全対策			(削除) ※第12章に記載			構成の整理
159	第2節 道路交通規制等			第1節 道路交通規制等			
	1 県警察における措置 (追加)			1 県警察における措置 <u>県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。</u> <u>この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。</u>			表記の整理
	3 自動車運転者の措置 (1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。 イ 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。 (追加)			3 自動車運転者の措置 (1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。 イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。 ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。			表記の整理
161	ウ～オ (略)			エ～カ (略)			
	第3節 緊急輸送道路の確保			第2節 道路施設対策			表記の整理
	1 中部地方整備局における措置			1 中部地方整備局における措置			表記の整理
	(1) <u>状況の把握</u> (追加) ※第14章に記載されている内容			(1) <u>道路情報の収集及び関係機関との情報共有</u>			表記の整理
	(2) 緊急輸送道路の機能の確保			エ <u>道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u>			表記の整理
	ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援す			ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援す			(南海トラフ

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
162	<p>るためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。</p> <p>(追加) ※第14章に記載されている内容 イ～オ</p> <p>(追加) ※第14章に記載されている内容</p> <p>(追加)</p> <p>(3) 情報の提供 緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。</p> <p>(4) 応急資機材等の確保</p> <p>2 中日本高速道路株式会社における措置</p> <p>(1) 点検の実施 ア 災害が発生した場合において、的確かつ迅速な応急復旧を行うため災害点検を実施し、被災状況の把握に努める。 イ～エ (略)</p> <p>(追加) ※第14章に記載されている内容</p> <p>(4) 応急復旧対策の実施 (追加) ※第14章に記載されている内容 ア (略) イ 緊急輸送道路として指定を受けた道路が通行不能になった場合は、緊急通行車両等の通行のため、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低1車線の確保を行う。 なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。</p>	<p>るためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。<u>なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。</u></p> <p><u>イ 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u> <u>ウ～カ</u></p> <p><u>キ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。</u></p> <p><u>(3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援</u> <u>必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。</u></p> <p>(4) 情報の提供 緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム、<u>ビーコン</u>等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。</p> <p>(5) 応急資機材等の確保</p> <p>2 中日本高速道路株式会社における措置</p> <p>(1) <u>道路情報の収集及び関係機関との情報共有</u> ア 災害が発生した場合において、的確かつ迅速な応急復旧を行うため災害点検を実施し、被災状況及び交通状況の把握に努める。 イ～エ (略) オ <u>道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u></p> <p>(4) 応急復旧対策の実施 <u>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u> <u>イ (略)</u> <u>ウ 緊急輸送道路として指定を受けた道路が通行不能になった場合は、緊急通行車両等の通行のため、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低1車線の確保を行う。</u> なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。</p>	<p>地震における愛知県広域受援計画等)</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理 表記の整理</p> <p>表記の整理 (南海トラフ地震における愛知県広域受援計画等)</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
163	<p>ウ （略） （追加） ※第14章に記載されている内容</p> <p>3 県（建設部）における措置</p> <p>(1) 道路被害情報の収集 ア 被害状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、市町村等から情報の収集に努める。</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保 ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。</p> <p>(5) 応急復旧対策の実施 （追加） ※第14章に記載されている内容 緊急輸送道路としての機能確保を最優先として、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な工法により速やかに応急復旧工事を行う。 （追加） ※第14章に記載されている内容</p>	<p><u>また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。</u></p> <p>エ （略）</p> <p>オ <u>応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。</u></p> <p>3 県（建設部）における措置</p> <p>(1) <u>道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有</u> ア 被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、市町村等から情報の収集に努める。</p> <p>(2) <u>道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</u> ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。<u>なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。</u></p> <p>(5) 応急復旧対策の実施 ア <u>道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u></p> <p>イ 緊急輸送道路としての機能確保を最優先として、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な工法により速やかに応急復旧工事を行う。</p> <p>ウ <u>応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理 （南海トラフ地震における愛知県広域受援計画等） 表記の整理</p>
164	<p>4 愛知県道路公社における措置</p> <p>(1) <u>点検の実施</u> （追加） ※第14章に記載されている内容</p> <p>(4) 応急復旧対策の実施 （追加） ※第14章に記載されている内容 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう障害物除去による道路啓開、応急復旧作業を実施する。</p>	<p>4 愛知県道路公社における措置</p> <p>(1) <u>道路情報の収集及び関係機関との情報共有</u> ウ <u>道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u></p> <p>(4) 応急復旧対策の実施 ア <u>道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u> イ 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう障害物除去による道路啓開、応急復旧作業を実施する。 なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理 （南海トラフ地震における愛知県広域受援計画等）</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
165	<p>(追加) ※第 1 4 章に記載されている内容</p> <p>5 名古屋高速道路公社における措置</p> <p>(1) 点検の実施</p> <p>ア 次により路上及び路下の点検を実施し、被害状況の把握、復旧検討のための点検を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>(追加) ※第 1 4 章に記載されている内容</p> <p>(4) 応急復旧対策の実施</p> <p>(追加) ※第 1 4 章に記載されている内容</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害時協力協定を締結している協力業者の応援を受け、緊急輸送道路の機能確保を優先に早急な応急復旧作業を実施する。</p> <p>なお、津波被害発生時には、くしの齒ルート of 道路啓開を他の道路に優先する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(追加) ※第 1 4 章に記載されている内容</p> <p>6 市町村における措置</p> <p>(1) 道路被害情報の収集</p> <p>巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。</p> <p>(追加) ※第 1 4 章に記載されている内容</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保</p> <p>(追加) ※第 1 4 章に記載されている内容</p> <p>管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応</p>	<p>優先する。</p> <p><u>また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。</u></p> <p>ウ <u>応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。</u></p> <p>5 名古屋高速道路公社における措置</p> <p>(1) <u>道路情報の収集及び関係機関との情報共有</u></p> <p>ア 次により路上及び路下の点検を実施し、被害状況及び交通状況の把握、復旧検討のための点検を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u></p> <p>(4) 応急復旧対策の実施</p> <p>ア <u>道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 災害時協力協定を締結している協力業者の応援を受け、緊急輸送道路の機能確保を優先に早急な応急復旧作業を実施する。</p> <p>なお、津波被害発生時には、くしの齒ルート of 道路啓開を他の道路に優先する。</p> <p><u>また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。</u></p> <p>6 市町村における措置</p> <p>(1) <u>道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有</u></p> <p>ア <u>巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。</u></p> <p>イ <u>道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u></p> <p>(2) <u>道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</u></p> <p>ア <u>道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u></p> <p>イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理 (南海トラフ地震における愛知県広域受援計画等)</p> <p>表記の整理 (南海トラフ地震における愛知県広域受援計画等)</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理 (南海トラフ地震における</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
	<p>急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>なお、津波被害発生時には、くしの齒ルート^{（注）}の道路啓開を他の道路に優先する。</p> <p>また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>（追加）※第14章に記載されている内容</p>	<p>急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>なお、津波被害発生時には、くしの齒ルート^{（注）}の道路啓開を他の道路に優先する。</p> <p>また、南海トラフ地震の発生時には、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。</p> <p>ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。</p>	<p>愛知県広域受援計画等)</p>
(192)	<p>（追加）※第14章第3節に記載されている内容</p> <p>（第14章 交通施設の応急対策）</p> <p>第3節 航空施設対策</p> <p>（追加）※第14章第4節に記載されている内容を整理</p> <p>（第14章 交通施設の応急対策）</p> <p>第4節 港湾・漁港施設対策</p>	<p>第3節 空港施設対策</p> <p>第4節 港湾・漁港施設対策</p>	<p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p>
(193)	<p>1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置</p> <p>(3) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請</p> <p>名古屋港管理組合及び市町村は、港湾施設について応急工事の実施が困難である場合、県へ要員の確保につき応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。</p> <p>（追加）</p> <p>2 第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(3) 海上交通規制</p> <p>第四管区海上保安本部は、災害応急対策活動の遂行、あるいは航路障害のため、船舶交通の規制を行う必要がある場合、航行禁止・制限区域の設定</p>	<p>1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置</p> <p>(3) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請</p> <p>名古屋港管理組合及び市町村は、港湾・漁港施設について応急工事の実施が困難である場合、県へ要員の確保につき応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。</p> <p><u>(4) 航路啓開の実施</u></p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>現地災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。</u></p> <p>2 第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(3) 海上交通規制</p> <p>第四管区海上保安本部は、災害応急対策活動として行う緊急輸送を円滑に行うため、あるいは航路障害のため、船舶交通の規制を行う必要がある場</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理 （防災基本計画）</p> <p>表記の整理 （防災基本計画の修正）</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由																										
(191)	<p>あるいは巡視船艇による交通整理等の措置を講ずる。</p> <p>（追加） ※第14章第2節に記載されている内容 （第14章 交通施設の応急対策） 第2節 鉄道施設対策 第4節 緊急輸送手段の確保</p>	<p>合、航行禁止・制限区域の設定あるいは巡視船艇による交通整理等の措置を講ずる。</p> <p>第5節 鉄道施設対策 第6節 緊急輸送手段の確保</p>	<p>構成の整理 表記の整理</p>																										
170	<p>第9章 浸水・津波対策 第2節 津波対策 4 その他の措置</p> <p>その他の津波災害に対する対策は、県、関係市町村及びその他の防災関係機関が、第1節「浸水対策」のほか、第3章「災害情報の伝達・収集・広報」、第5章「救出・救助対策」、第8章「<u>地域安全・道路交通規制</u>・緊急輸送対策」などの各計画に準拠して必要な措置を講ずる。</p>	<p>第9章 浸水・津波対策 第2節 津波対策 4 その他の措置</p> <p>その他の津波災害に対する対策は、県、関係市町村及びその他の防災関係機関が、第1節「浸水対策」のほか、第3章「災害情報の伝達・収集・広報」、第5章「救出・救助対策」、第8章「<u>交通の確保</u>・緊急輸送対策」などの各計画に準拠して必要な措置を講ずる。</p>	<p>表記の整理</p>																										
171	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 避難所の開設・運営</td> <td>市町村</td> <td>1(1) 避難所の開設 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求 (追加) (追加) ※第2章に記載されている内容</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2 他市町村に対する応援指示 (追加) ※第2章に記載されている内容</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 要配慮者支援対策</td> <td>市町村</td> <td>1(1)～1(6) (略) 1(7) 外国人への情報の提供と収集</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の開設・運営	市町村	1(1) 避難所の開設 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求 (追加) (追加) ※第2章に記載されている内容	県	2 他市町村に対する応援指示 (追加) ※第2章に記載されている内容	第2節 要配慮者支援対策	市町村	1(1)～1(6) (略) 1(7) 外国人への情報の提供と収集	県	(略)	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 避難所の開設・運営</td> <td>市町村</td> <td>1(1) 避難所の開設 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求 <u>1(4) 避難所の運営</u> <u>3(1) 広域一時滞在に係る協議等</u></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2 他市町村に対する応援指示 <u>3(2) 広域一時滞在に係る協議等</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 要配慮者支援対策</td> <td>市町村</td> <td>1(1)～1(6) (略) 1(7) 外国人に対する情報提供と<u>支援ニーズの把握</u></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の開設・運営	市町村	1(1) 避難所の開設 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求 <u>1(4) 避難所の運営</u> <u>3(1) 広域一時滞在に係る協議等</u>	県	2 他市町村に対する応援指示 <u>3(2) 広域一時滞在に係る協議等</u>	第2節 要配慮者支援対策	市町村	1(1)～1(6) (略) 1(7) 外国人に対する情報提供と <u>支援ニーズの把握</u>	県	(略)	
区分	機関名	主な措置																											
第1節 避難所の開設・運営	市町村	1(1) 避難所の開設 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求 (追加) (追加) ※第2章に記載されている内容																											
	県	2 他市町村に対する応援指示 (追加) ※第2章に記載されている内容																											
第2節 要配慮者支援対策	市町村	1(1)～1(6) (略) 1(7) 外国人への情報の提供と収集																											
	県	(略)																											
区分	機関名	主な措置																											
第1節 避難所の開設・運営	市町村	1(1) 避難所の開設 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求 <u>1(4) 避難所の運営</u> <u>3(1) 広域一時滞在に係る協議等</u>																											
	県	2 他市町村に対する応援指示 <u>3(2) 広域一時滞在に係る協議等</u>																											
第2節 要配慮者支援対策	市町村	1(1)～1(6) (略) 1(7) 外国人に対する情報提供と <u>支援ニーズの把握</u>																											
	県	(略)																											

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
172	<p>第 1 節 避難所の開設・運営</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>（追加） ※「3 避難所の運営」から移動</p> <p>市町村は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町村の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>（1）～（12）（略）</p> <p>◆ 附属資料第 9「市町村別避難場所・避難所」</p> <p>3 避難所の運営</p> <p>（追加） ※第 2 章第 2 節に記載されている内容を整理</p> <p>（第 2 章 避難行動）</p> <p>（第 2 節 避難の勧告・指示）</p>	<p>第 1 節 避難所の開設・運営</p> <p>1 市町村における措置</p> <p><u>（4）避難所の運営</u></p> <p>市町村は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町村の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。</p> <p><u>ア～シ</u>（略）</p> <p>◆ 附属資料第 9「市町村別緊急避難場所・避難所」</p> <p>（削除） ※1（4）に記載</p>	<p>表記の整理</p>
(112)	<p>1 市町村における措置</p> <p><u>（5）広域一時滞在に係る協議</u></p> <p>災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、<u>その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。</u></p>	<p>3 広域一時滞在に係る協議等</p> <p><u>（1）市町村における措置</u></p> <p>市町村は、災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、<u>同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。</u></p>	<p>構成の整理</p>
(113)	<p>2 県（知事又は知事の名を受けた職員）における措置</p> <p><u>（8）広域一時滞在に係る協議等</u></p> <p>県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。</p> <p>また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わって協議を行う。（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）</p>	<p><u>（2）県における措置</u></p> <p>県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。</p> <p>また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わって協議を行う。（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）</p>	
174	<p>第 2 節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>	<p>第 2 節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市町村における措置</p> <p><u>（1）避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</u></p> <p>第 2 章 第 3 節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照</p> <p><u>（2）避難行動要支援者の避難支援</u></p> <p>第 2 章 第 3 節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由																
	<p>(追加)</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>2 県（健康福祉部、県民生活部）における措置</p> <p>(1) 情報収集・支援体制の整備 市町村、県保健所等から情報収集し、必要な支援体制を整備する<u>ものとする</u>。</p> <p>(2) 広域調整・市町村支援 保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援する<u>ものとする</u>。</p> <p>第 3 節 帰宅困難者対策</p> <p>2 事業者、学校等における措置</p> <p>事業者や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</p> <p>第 1 1 章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="235 1117 1057 1426"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 2 節 食料の供給</td> <td>市町村</td> <td>1(1) 炊出し等による食品給与の実施 1(2) 他市町村又は県への応援要求 (追加)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(追加) 2(1) 市町村等の要請に基づく米穀等 主食の応急供給、副食品の調達 あつせん措置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 2 節 食料の供給	市町村	1(1) 炊出し等による食品給与の実施 1(2) 他市町村又は県への応援要求 (追加)	県	(追加) 2(1) 市町村等の要請に基づく米穀等 主食の応急供給、副食品の調達 あつせん措置	<p>(3) 障害者に対する情報提供 <u>障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。</u></p> <p>(4) ~ (8) (略)</p> <p>2 県（健康福祉部、県民生活部）における措置</p> <p>(1) 情報収集・支援体制の整備 市町村、県保健所等から情報収集し、必要な支援体制を整備する。</p> <p>(2) 広域調整・市町村支援 保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援する。 <u>また、市町村からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム（D C A T）を編成し、派遣する。</u></p> <p>第 3 節 帰宅困難者対策</p> <p>2 事業者、学校等における措置</p> <p>事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</p> <p>第 1 1 章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1120 1117 1942 1426"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 2 節 食品の供給</td> <td>市町村</td> <td>1(1) 炊出し<u>その他</u>による食品の供給 1(2) 他市町村又は県への応援要求 1(3) <u>米穀の原料調達</u></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2 <u>食品の確保・輸送</u> (削除)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 2 節 食品の供給	市町村	1(1) 炊出し <u>その他</u> による食品の供給 1(2) 他市町村又は県への応援要求 1(3) <u>米穀の原料調達</u>	県	2 <u>食品の確保・輸送</u> (削除)	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加等</p> <p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																	
第 2 節 食料の供給	市町村	1(1) 炊出し等による食品給与の実施 1(2) 他市町村又は県への応援要求 (追加)																	
	県	(追加) 2(1) 市町村等の要請に基づく米穀等 主食の応急供給、副食品の調達 あつせん措置																	
区分	機関名	主な措置																	
第 2 節 食品の供給	市町村	1(1) 炊出し <u>その他</u> による食品の供給 1(2) 他市町村又は県への応援要求 1(3) <u>米穀の原料調達</u>																	
	県	2 <u>食品の確保・輸送</u> (削除)																	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）		改正案		改正理由
178					
	第 3 節 生活必需物資の 供給	市町村	2(2) 他市町村への応援指示 1(1) 生活必需物資の備蓄 1(2) 生活必需品の供給 1(3) 他市町村又は県に対する応援要 請	(削除) 第 3 節 生活必需品の 供給	
		県	(追加) 2(1) 生活必需物資の備蓄 2(2) 調達あっせんに向けた関係業界 との連携 2(3) 中部経済産業局へ物資の調達、 自衛隊へ物資の供給の実施要請 2(4) 他市町村への応援要請	県	2 生活必需品の確保、輸送 (削除) (削除) (削除) (削除)
(179)	第 1 節 給水 5 非常用水源の確保 6 災害救助法の適用 第 2 節 食品の供給 1 市町村における措置 (1) 市町村は、自ら炊出し、その他による食品の <u>給与</u> を実施するものとする。 (追加) ※「4 炊き出しその他による食品の <u>給与</u> 」に記載されている内容を整理 (4 炊き出しその他による食品の給与) 市町村は、概ね次のとおり食品を供給する。 <u>(1) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品(及び飲料水)</u> を供給する。 ア 第1段階 乾パン、ビスケットなど イ 第2段階 パン、おにぎり、弁当など <u>(2) (略)</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) 縁故者先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象となる。なお、こ</u>		第 1 節 給水 (削除) ※第 2 編第 6 章に記載 5 災害救助法の適用 第 2 節 食品の供給 1 市町村における措置 <u>(1) 炊き出しその他による食品の供給</u> 市町村は、炊出し、その他による食品の <u>供給を概ね次のとおり実施するものとする。</u> ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。 イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水(ペットボトル等)を供給する。 第1段階 乾パン、ビスケットなど 第2段階 パン、おにぎり、弁当など ウ (略) エ (略) オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう	構成の整理 表記の整理 表記の整理 (防災基本計画)	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
<p>(179)</p>	<p><u>の場合現物をもって支給する。</u></p> <p>(2) <u>給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。</u></p> <p>(追加) ※「5 米穀の原料調達」に記載されている内容を修正</p> <p>(5 米穀の原料調達)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p> <p>(3) 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（生産局）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>(4) (略)</p>	<p><u>努める。</u></p> <p>(2) <u>他市町村又は県へ応援要求</u> <u>備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。</u> <u>なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</u></p> <p>(3) <u>米穀の原料調達</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p> <p>ウ 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（政策統括官）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>エ (略)</p>	<p>表記の整理 （防災基本計画等）</p> <p>表記の整理</p>
<p>178</p>	<p>2 県（防災局、農林水産部、産業労働部）における措置</p> <p>(1) 県は、被害状況の把握とともに、<u>必要食料品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に米穀等主食の応急供給、副食品の調達あつせんの措置を講じる。</u></p>	<p>2 県（防災局、農林水産部、産業労働部）における措置</p> <p>(1) 県は、被害状況の把握とともに、<u>必要な食品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に食品（米穀等の主食、飲料水（ペットボトル）、副食品、調味料等）を輸送する。</u> <u>なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待たないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する食品を確保し輸送する。</u></p> <p>(2) <u>輸送する食品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。</u></p> <p>ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あつせん</p> <p>イ 他の地方公共団体、国等への応援要請、要求</p> <p><u>なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国によ</u></p>	<p>対策の追加 （防災基本計画当）</p> <p>対策の追加</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
179	<p>(2) 市町村の実施する炊出し、その他による食品の給与について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。</p> <p>3 主食等の備蓄</p> <p>4 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>5 米穀の原料調達</p>	<p>る物資輸送が開始される場合があることに留意する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除) ※第 2 章第 6 節に記載</p> <p>(削除) ※「1 市町村における措置」の「(1) 炊き出しその他による食品の供給」に一部修正して記載</p> <p>(削除) ※「1 市町村における措置」の「(3) 米穀の原料調達」に一部修正して記載</p>	<p>(災害対策基本法)</p> <p>記載箇所の変更 記載箇所の変更 記載箇所の変更</p>
180	<p>6 副食品、調味料の調達あっせん</p> <p>7 災害救助法の適用</p> <p>第 3 節 生活必需物資の供給</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 市町村は、災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努力するものとする。</p> <p>なお、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p>(2) 市町村は、自ら生活必需品の供給を行うこととする。</p> <p>(3) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。</p> <p>2 県（防災局、農林水産部、産業労働部）における措置</p> <p>(1) 県は、災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努力するものとする。</p> <p>(2) 県は災害時に迅速に生活必需物資を調達あっせんできるよう、関係</p>	<p>(削除) ※「2 県（防災局、農林水産部、産業労働部）における措置」に一部修正して記載</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>第 3 節 生活必需品の供給</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(削除) ※第 2 編第 6 章に記載</p> <p>(1) 市町村は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、<u>県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。</u></p> <p>(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。</p> <p>なお、事態に照らし緊急を要する場合は、<u>応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</u></p> <p>2 県（防災局、農林水産部、産業労働部）における措置</p> <p>(削除) ※第 2 編第 6 章に記載</p> <p>(削除) ※第 2 編第 6 章に記載</p>	<p>記載箇所の変更 記載箇所の変更 記載箇所の変更 表記の整理</p> <p>記載箇所の変更</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正等)</p> <p>対策の追加 (災害対策基本法)</p> <p>記載箇所の変更</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
182	<p><u>業界との連携を深めるよう努力するものとする。</u></p> <p><u>(3) 県は、災害の状況により、中部経済産業局に物資の調達を、自衛隊に物資の供給の実施を要請する。</u></p> <p><u>(4) 県は、特に必要と認めるときは、市町村に対し、他市町村の生活必需物資供給活動の応援を要請する。</u></p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（大手スーパー）」</p> <p>第12章 環境汚染防止及び<u>廃棄物処理対策</u></p> <p>■ 基本方針</p> <p>（追加） ※第8章に記載されている内容</p> <p>○ <u>市町村及び県は、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。</u></p>	<p><u>(1) 県は、災害の状況により、必要な生活必需品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に生活必需品を輸送する。</u></p> <p><u>なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する生活必需品を確保し輸送する。</u></p> <p><u>(2) 輸送する生活必需品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。</u></p> <p><u>ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あつせん</u></p> <p><u>イ 他の地方公共団体、国（中部経済産業局、自衛隊）等への応援要請</u></p> <p><u>なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</u></p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対大手スーパー12社）」</p> <p>第12章 環境汚染防止及び<u>地域安全対策</u></p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。</u></p> <p>（削除） ※第4編第2章に記載</p>	<p>対策の追加 （防災基本計画）</p> <p>対策の追加 （災害対策基本法）</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>記載箇所の変更</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行 (平成 27 年 6 月修正)	改 正 案	改正理由																																																																																					
	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3 日</th> <th>1 週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>○し尿・ごみの収集・運搬、処分 ○応援要請 (廃棄物処理)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 環境汚染防止計画</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 節 廃棄物処理計画</td> <td>県</td> <td>1(1) 連絡調整及び支援・協力の実施 1(2) 事業者に対する指導</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 2(2) 処理体制の確立 2(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 2(4) 周辺市町村及び県への応援要請</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">※第 8 章に記載されている内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3 日	1 週間	復旧対応期	(追加)	(追加)				県	(略)				市町村	○し尿・ごみの収集・運搬、処分 ○応援要請 (廃棄物処理)				区 分	機関名	主な措置	第 1 節 環境汚染防止計画	(略)	(略)	第 2 節 廃棄物処理計画	県	1(1) 連絡調整及び支援・協力の実施 1(2) 事業者に対する指導	市町村	2(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 2(2) 処理体制の確立 2(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 2(4) 周辺市町村及び県への応援要請	(追加)	(追加)	(追加)		※第 8 章に記載されている内容			(追加)	(追加)	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3 日</th> <th>1 週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県警察</td> <td>○地域安全活動の強化</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 環境汚染防止対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">※第 4 編第 2 章に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 節 地域安全対策</td> <td>県警察</td> <td>1(1) 社会秩序の維持対策 1(2) 広報、相談活動 1(3) 一般社団法人愛知県警備業協会 に対する出動要請</td> </tr> <tr> <td>第四管区 海上保安 本部</td> <td>2 海上犯罪予防のための情報収集、 警戒、取締り</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3 日	1 週間	復旧対応期	県警察	○地域安全活動の強化				県	(略)				(削除)	(削除)				(削除)	(削除)				区 分	機関名	主な措置	第 1 節 環境汚染防止対策	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(削除)		(削除)	(削除)		※第 4 編第 2 章に記載		第 2 節 地域安全対策	県警察	1(1) 社会秩序の維持対策 1(2) 広報、相談活動 1(3) 一般社団法人愛知県警備業協会 に対する出動要請	第四管区 海上保安 本部	2 海上犯罪予防のための情報収集、 警戒、取締り	
機関名	発災	3 日	1 週間	復旧対応期																																																																																				
(追加)	(追加)																																																																																							
県	(略)																																																																																							
市町村	○し尿・ごみの収集・運搬、処分 ○応援要請 (廃棄物処理)																																																																																							
区 分	機関名	主な措置																																																																																						
第 1 節 環境汚染防止計画	(略)	(略)																																																																																						
第 2 節 廃棄物処理計画	県	1(1) 連絡調整及び支援・協力の実施 1(2) 事業者に対する指導																																																																																						
	市町村	2(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 2(2) 処理体制の確立 2(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 2(4) 周辺市町村及び県への応援要請																																																																																						
(追加)	(追加)	(追加)																																																																																						
	※第 8 章に記載されている内容																																																																																							
	(追加)	(追加)																																																																																						
機関名	発災	3 日	1 週間	復旧対応期																																																																																				
県警察	○地域安全活動の強化																																																																																							
県	(略)																																																																																							
(削除)	(削除)																																																																																							
(削除)	(削除)																																																																																							
区 分	機関名	主な措置																																																																																						
第 1 節 環境汚染防止対策	(略)	(略)																																																																																						
(削除)	(削除)	(削除)																																																																																						
	(削除)	(削除)																																																																																						
	※第 4 編第 2 章に記載																																																																																							
第 2 節 地域安全対策	県警察	1(1) 社会秩序の維持対策 1(2) 広報、相談活動 1(3) 一般社団法人愛知県警備業協会 に対する出動要請																																																																																						
	第四管区 海上保安 本部	2 海上犯罪予防のための情報収集、 警戒、取締り																																																																																						

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）		改正案		改正理由	
		(追加)	(追加)	市町村	3 県警察の実施する地域安全活動に対する協力	
183	<p>第 1 節 環境汚染防止計画 県（環境部）における措置 (4) 人員、機材等の応援依頼 必要に応じて、隣接県等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼するとともに、事業者に対し応急対策の実施を指導する。</p> <p>第 2 節 廃棄物処理計画 (追加) ※第 8 章第 1 節に記載されている内容を整理 (第 8 章 地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策) 第 1 節 地域安全対策 1 県警察における措置 (2) 広報、相談活動 イ 相談活動 警察本部、警察署に災害相談所を開設し、または避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。</p> <p>第 1 3 章 遺体の取扱い 第 1 節 遺体の搜索 1 市町村における措置 (2) 検視（調査） 遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視（調査※）を得る。現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。 ※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察官が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）</p>		<p>第 1 節 環境汚染防止対策 県（環境部）における措置 (4) 人員、機材等の応援依頼 必要に応じて、隣接県等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼する。</p> <p>(削除) ※第 4 編第 2 章に記載</p> <p>第 2 節 地域安全対策 1 県警察における措置 (2) 広報、相談活動 イ 相談活動 警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。</p> <p>第 1 3 章 遺体の取扱い 第 1 節 遺体の搜索 1 市町村における措置 (2) 検視（調査） 遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視（調査※）を得る。現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。 ※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）</p>		<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>表記の整理</p>	
(158)						
186						
189	<p>第 1 4 章 交通施設の応急対策</p>		<p>(削除) ※第 8 章に記載</p>		<p>構成の整理</p>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由												
197	<p>第15章 ライフライン施設等の応急対策</p> <p>第1節 電力施設対策</p> <p>中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置</p> <p>(6) 広報活動の実施</p> <p>ア 利用者に対する広報</p> <p>(7) 災害時におけるPR</p> <p>電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、ホームページ等の広報機関その他を通じてPRする。</p>	<p>第14章 ライフライン施設等の応急対策</p> <p>第1節 電力施設対策</p> <p>中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置</p> <p>(6) 広報活動の実施</p> <p>ア 利用者に対する広報</p> <p>(7) 災害時におけるPR</p> <p>電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、<u>Webサイト</u>等の広報機関その他を通じてPRする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>												
198	<p>第2節 ガス施設対策</p> <p>2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置</p> <p>(追加)</p>	<p>第2節 ガス施設対策</p> <p>2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置</p> <p>◆ 附属資料15「災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定（県対県LPガス協会）」</p>	<p>附属資料の追加</p>												
200	<p>第5節 下水道施設対策</p> <p>下水道管理者（県（建設部）及び市町村）における措置</p> <p>(追加)</p>	<p>第5節 下水道施設対策</p> <p>下水道管理者（県（建設部）及び市町村）における措置</p> <p><u>下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。</u></p>	<p>表記の整理 (防災基本計画の修正)</p>												
201	<p>第6節 通信施設の応急措置</p> <p>2 移动通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社）における措置</p>	<p>第6節 通信施設の応急措置</p> <p>2 移动通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置</p>	<p>表記の整理</p>												
204	<p>第16章 住宅対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</td> <td>県、市町村、住宅供給公社、都市再生機構</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	県、市町村、住宅供給公社、都市再生機構	(略)	<p>第15章 住宅対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</td> <td>県、市町村、<u>地方</u>住宅供給公社、都市再生機構</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	県、市町村、 <u>地方</u> 住宅供給公社、都市再生機構	(略)	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置													
第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	県、市町村、住宅供給公社、都市再生機構	(略)													
区分	機関名	主な措置													
第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	県、市町村、 <u>地方</u> 住宅供給公社、都市再生機構	(略)													
	<p>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</p> <p>(2) 建設用地の確保</p> <p>ア 市町村は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市町村が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企</p>	<p>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</p> <p>(2) 建設用地の確保</p> <p>市町村は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市町村が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の</p>	<p>表記の整理 (防災基本計画の修正)</p>												

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由																											
	<p>業等の民有地の順に選定し、報告する。</p> <p>なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。</p> <p><u>イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、各市町村は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</u></p>	<p>民有地の順に選定し、報告する。</p> <p>なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。<u>また、二次災害に充分配慮する。</u></p> <p>(削除) ※第2編第6章に記載</p>	記載箇所の変更																											
211	<p>第17章 学校における対策</p>	<p>第16章 学校における対策</p>	表記の整理																											
215	<p>第4編 災害復旧</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置</p>	<p>第4編 災害復旧・復興</p> <p>(削除) ※第4章に記載</p>	構成の整理																											
222	<p>第2章 公共施設等災害復旧対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>(追加) ※第1章に記載されている内容</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="235 890 1070 1276"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">※第1章第5節に記載されている内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	(追加)	(追加)	(追加)	※第1章第5節に記載されている内容				(追加)	(追加)	<p>第1章 公共施設等災害復旧対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。</u></p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1124 890 1960 1276"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 暴力団等への対策</td> <td>県警察</td> <td>1(1) 暴力団等の動向把握 1(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 1(3) 暴力団排除に関する広報活動等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県、市町村</td> <td>2(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 2(2) 公の施設からの暴力団排除</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第3節 暴力団等への対策	県警察	1(1) 暴力団等の動向把握 1(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 1(3) 暴力団排除に関する広報活動等		県、市町村	2(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 2(2) 公の施設からの暴力団排除	表記の整理 記載箇所の変更
区分	機関名	主な措置																												
(略)	(略)	(略)																												
(追加)	(追加)	(追加)																												
※第1章第5節に記載されている内容																														
	(追加)	(追加)																												
区分	機関名	主な措置																												
(略)	(略)	(略)																												
第3節 暴力団等への対策	県警察	1(1) 暴力団等の動向把握 1(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 1(3) 暴力団排除に関する広報活動等																												
	県、市町村	2(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 2(2) 公の施設からの暴力団排除																												
	<p>(追加) ※第1章第5節に記載されている内容</p> <p>(第1章 民生安定のための緊急措置)</p> <p>第5節 暴力団等への対策</p>	<p>第3節 暴力団等への対策</p>	構成の整理																											

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由																										
<p>(221)</p> <p>(182)</p> <p>(182)</p> <p>(183)</p>	<p>1 県警察における措置</p> <p>2 県及び市町村における措置</p> <p>(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 (略)</p> <p>(2) 公の施設からの暴力団排除 (略)</p> <p>(追加) ※第3編第12節に記載されている内容</p> <p>(第3編 災害応急対策)</p> <p>(第12章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策)</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 市町村及び県は、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。</p> <p>(第3編 災害応急対策)</p> <p>(第12章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="235 810 1070 1086"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第2節 廃棄物処理計画</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村</td> <td>2(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>2(2) <u>処理体制の確立</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2(3)、2(4) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(第3編 災害応急対策)</p> <p>(第12章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策)</p> <p>(第2節 災害廃棄物処理計画)</p> <p>1 県（環境部）における措置</p> <p>(1) 連絡調整及び支援・協力の実施</p> <p>県は、災害時における災害廃棄物等の収集・運搬、処分について、<u>愛知県衛生事業協同組合及び一般社団法人愛知県産業廃棄物協会と平成17年4月1日付けで、愛知県解体工事業連合会と平成21年3月25日付けで、</u></p>	区分	機関名	主な措置	第2節 廃棄物処理計画	県	(略)	市町村	2(1) (略)	2(2) <u>処理体制の確立</u>			2(3)、2(4) (略)	<p>1 県警察における措置</p> <p>2 県及び市町村における措置</p> <p>(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 (略)</p> <p>(2) 公の施設からの暴力団排除 (略)</p> <p>第2章 災害廃棄物処理対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 市町村及び県は、被災状況に即した<u>災害廃棄物</u>の処理を迅速に実施する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1120 810 1955 1086"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>災害廃棄物処理対策</u></td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2(2) <u>災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2(3)、2(4) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害廃棄物処理対策</p> <p>1 県（環境部）における措置</p> <p>(1) 連絡調整及び支援・協力の実施</p> <p>※第2編第6章に記載</p>	区分	機関名	主な措置	<u>災害廃棄物処理対策</u>	県	(略)	市町村	2(1) (略)			2(2) <u>災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</u>			2(3)、2(4) (略)	<p>表記の整理</p> <p>記載箇所の変更</p>
区分	機関名	主な措置																											
第2節 廃棄物処理計画	県	(略)																											
	市町村	2(1) (略)																											
		2(2) <u>処理体制の確立</u>																											
		2(3)、2(4) (略)																											
区分	機関名	主な措置																											
<u>災害廃棄物処理対策</u>	県	(略)																											
	市町村	2(1) (略)																											
		2(2) <u>災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</u>																											
		2(3)、2(4) (略)																											

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
	<p>「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を締結している。</p> <p>また、愛知県フロン回収・処理推進協議会と被災地で廃棄される冷凍空調機器等のフロン類回収について、平成17年4月1日付で「災害時等におけるフロン類の回収に関する協定」を締結している。</p> <p>県は、これらの協定に基づく災害応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるため、必要な情報を収集・整理し、県内市町村、廃棄物処理業者の団体等の連絡調整を行い、廃棄物の円滑な処理を推進する。</p> <p>また、必要に応じて、廃棄物の広域的な処理体制を図るため、国、他県、市町村、廃棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支援・協力をし、廃棄物の円滑な処理を推進する。</p> <p>(2) 事業者に対する指導</p> <p>産業廃棄物の処理については、事業者に対し適切な措置を講ずるよう指導する。また、アスベスト含有廃棄物の処理については、飛散防止措置を講ずるよう指導する。</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定</p> <p>市町村は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、<u>災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）</u>を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。また、災害時においては、被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、<u>災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。</u></p> <p>(2) 処理体制の確立</p> <p>廃棄物の処理を円滑に推進するため、<u>収集運搬器材、仮置場及び処理、処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立する。</u>特に、<u>浸水した畳、家具、家電の処理については、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の浸水した畳、家</u></p>	<p>県は、市町村から次の事項等について要請があった場合は、事業者団体との協定に基づき応援を要請するとともに、災害応援が円滑かつ迅速に実施されるよう、必要な情報を収集・整理し、県内市町村、廃棄物処理業者の団体等の連絡調整を行う。</p> <p><u>ア し尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬</u></p> <p><u>イ 災害廃棄物の撤去</u></p> <p><u>ウ 災害廃棄物の収集及び運搬</u></p> <p><u>エ 災害廃棄物の処分</u></p> <p><u>オ 被災地域で廃棄される冷凍空調機器等からのフロン類の回収</u></p> <p>また、必要に応じて、廃棄物の広域的な処理体制を確保するため、国、他県、市町村、廃棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支援・協力をを行う。</p> <p>(2) 事業者に対する指導</p> <p>県は、産業廃棄物の処理について、事業者に対し適切な措置を講ずるよう指導する。また、アスベスト含有廃棄物の処理について、飛散防止措置を講ずるよう指導する。</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定</p> <p>市町村は、被災状況を調査し、<u>発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。</u></p> <p>(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</p> <p><u>ア 市町村は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬器材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理 (防災基本計画の修正)</p> <p>対策の追加等 (防災基本計画の修正)</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
<p>(184)</p>	<p><u>具、家電の最終処分までの処理体制を確立する。</u> なお、解体現場において分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、<u>分別・リサイクルに努めるとともに、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、<u>埋立処分するものとする</u>。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。 なお、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p> <p>(4) 周辺市町村及び県への応援要請 市町村等は、<u>地震等による大規模災害が発生した場合に備えて</u>、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。 市町村等は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、<u>周辺市町村及び県に</u>応援要請を行う。</p>	<p>イ <u>災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、<u>仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。</u>また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</u></p> <p>ウ <u>環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。</u></p> <p>(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、<u>避難所や</u>緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、<u>破砕処理や埋立処分等</u>を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。</u> なお、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p> <p>(4) 周辺市町村及び県への応援要請 <u>県及び市町村等は</u>、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。 市町村は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、<u>周辺市町村又は県に</u>応援要請を行う。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	現行 (平成 27 年 6 月修正)	改正案	改正理由
<p>(215)</p>	<p style="text-align: center;">災害時の支援体制 現行 (平成 27 年 6 月修正)</p> <p>(第 1 章 民生安定のための緊急措置)</p> <p>■ 基本方針 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>○ <u>地震災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、県は災害救助法等を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに、関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。</u></p> <p>○ <u>被災者の早期生活再建を支援するため、市町村は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる罹災証明書について、その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるな</u></p>	<p style="text-align: center;">災害時の支援体制 改正案</p> <p>第 4 章 被災者等の再建等の支援</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</u></p> <p>○ <u>被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除) ※第 2 章第 6 章に記載</p>	<p>「東三河総局・県民事務所等」及び「被災市町村等」の「等」を削除</p> <p>方針の追加 (防災基本計画の修正等)</p> <p>表記の整理</p> <p>記載箇所の変更</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由																																						
(215)	<p>ど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。</p> <p>○ 暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。</p> <p>（第1章 民生安定のための緊急措置）</p> <p>■ 主な機関の措置</p>	<p>（削除） ※第1章に記載</p> <p>■ 主な機関の措置</p>	記載箇所の変更																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加) ※第1節1(3)に記載されている内容</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加) ※第1節2(2)に記載されている内容</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第1節 義援金その他 資金等による 支援</td> <td>県</td> <td>(追加) (追加) (追加) 1(1) 義援金の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給 1(3) 被災者に関する情報の提供</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(追加) 2(1) 災害弔慰金等の支給 2(2) 罹災証明書の交付等 (追加) (追加)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td>3 義援金品の受付、配分</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 金融対策</td> <td>東海財務局、日本銀行名古屋支店</td> <td>(1)～(5) (略) (追加) ※第5節に記載している内容</td> </tr> </tbody> </table>	区分		機関名	主な措置	(追加)	(追加)	(追加) ※第1節1(3)に記載されている内容	(追加)	(追加) ※第1節2(2)に記載されている内容	第1節 義援金その他 資金等による 支援	県	(追加) (追加) (追加) 1(1) 義援金の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給 1(3) 被災者に関する情報の提供	市町村	(追加) 2(1) 災害弔慰金等の支給 2(2) 罹災証明書の交付等 (追加) (追加)	日本赤十字社愛知県支部	3 義援金品の受付、配分	(略)	(略)	第2節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店	(1)～(5) (略) (追加) ※第5節に記載している内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 罹災証明書の交付等</td> <td>県</td> <td>1(1) 市町村の支援等 1(2) 市町村への情報の提供</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 罹災証明書の交付 2(2) 被災者台帳の作成</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2節 被災者への経済的支援等</td> <td>県</td> <td>1(1) 被災者生活再建支援金の支給 1(2) 県税の減免等 1(3) 被災者の権利・利益の保全 1(4) 義援金の受付、配分 1(5) 災害見舞金の支給 (削除) ※第1節1(2)に記載</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2(2) 災害弔慰金等の支給 (削除) ※第1節2(1)に記載 2(3) 市税等の減免等 2(4) 義援金の受付、支給</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td>3 義援金等の受付、配分</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 金融対策</td> <td>東海財務局、日本銀行名古屋支店</td> <td>(1)～(5) (略) 3 暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付等	県	1(1) 市町村の支援等 1(2) 市町村への情報の提供	市町村	2(1) 罹災証明書の交付 2(2) 被災者台帳の作成	第2節 被災者への経済的支援等	県	1(1) 被災者生活再建支援金の支給 1(2) 県税の減免等 1(3) 被災者の権利・利益の保全 1(4) 義援金の受付、配分 1(5) 災害見舞金の支給 (削除) ※第1節1(2)に記載	市町村	2(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2(2) 災害弔慰金等の支給 (削除) ※第1節2(1)に記載 2(3) 市税等の減免等 2(4) 義援金の受付、支給	日本赤十字社愛知県支部	3 義援金等の受付、配分	(略)	(略)	第3節 金融対策
区分	機関名	主な措置																																							
(追加)	(追加)	(追加) ※第1節1(3)に記載されている内容																																							
	(追加)	(追加) ※第1節2(2)に記載されている内容																																							
第1節 義援金その他 資金等による 支援	県	(追加) (追加) (追加) 1(1) 義援金の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給 1(3) 被災者に関する情報の提供																																							
	市町村	(追加) 2(1) 災害弔慰金等の支給 2(2) 罹災証明書の交付等 (追加) (追加)																																							
	日本赤十字社愛知県支部	3 義援金品の受付、配分																																							
	(略)	(略)																																							
第2節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店	(1)～(5) (略) (追加) ※第5節に記載している内容																																							
区分	機関名	主な措置																																							
第1節 罹災証明書の交付等	県	1(1) 市町村の支援等 1(2) 市町村への情報の提供																																							
	市町村	2(1) 罹災証明書の交付 2(2) 被災者台帳の作成																																							
第2節 被災者への経済的支援等	県	1(1) 被災者生活再建支援金の支給 1(2) 県税の減免等 1(3) 被災者の権利・利益の保全 1(4) 義援金の受付、配分 1(5) 災害見舞金の支給 (削除) ※第1節1(2)に記載																																							
	市町村	2(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2(2) 災害弔慰金等の支給 (削除) ※第1節2(1)に記載 2(3) 市税等の減免等 2(4) 義援金の受付、支給																																							
	日本赤十字社愛知県支部	3 義援金等の受付、配分																																							
	(略)	(略)																																							
第3節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店	(1)～(5) (略) 3 暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止																																							

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）			改正案			改正理由
		(略)	(略)		(略)	(略)	
	第 3 節 住宅等対策	県	1(1) (略) 1(2) 復旧相談に係る協力要請	第 4 節 住宅等対策	県	1(1) (略) 1(2) 相談業務の支援	
		市町村	2(1) (略) 2(2) 被災住宅等の復旧相談		市町村	2(1) (略) 2(2) 相談窓口の設置	
		住宅金融支援機構東海支店	3 住宅相談所の設置及び貸付金の返済猶予等 (追加) (追加) (追加)		住宅金融支援機構東海支店	(削除) 3(1) 住宅復興資金 3(2) 住宅相談窓口の設置 3(3) 既存貸付者に対する救済措置	
	第 4 節 労働者対策	愛知労働局	(1)～(6) (略) (追加) ※第 5 節に記載している内容	第 5 節 労働者対策	愛知労働局	(1)～(6) (略) 1(7) 暴力団等における不正受給の防止	
		(追加)	(追加)		県	2(1) 相談窓口の設置 2(2) 就業促進	
	第 5 節 暴力団等への対策	県警察	1(1) 暴力団等の動向把握 1(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 1(3) 暴力団排除に関する広報活動等	(削除)	(削除)	(削除) ※第 1 章に記載	
		県、市町村	2(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 2(2) 公の施設からの暴力団排除		(削除)	(削除) ※第 1 章に記載	
		愛知労働局	3 暴力団等による不正受給の防止		(削除)	(削除) ※第 5 節に記載	
		東海財務局、日本銀行名古屋支店	4 暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止		(削除)	(削除) ※第 3 節に記載	
	(追加) ※第 1 章第 1 節に記載されている内容			第 1 節 罹災証明書の交付等 1 県（防災局）における措置 (1) 市町村の支援等			対策の追加

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
(216)	<p>（第1章 民生安定のための緊急措置） （第1節 義援金その他資金等による支援） （1 県（会計局、健康福祉部、防災局）における措置） （3）被災者に関する情報の提供 災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する<u>ものとする。</u></p>	<p><u>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。</u> （2）市町村への情報の提供 <u>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</u></p>	<p>（防災基本計画） 表記の整理</p>
(217)	<p>（第1章 民生安定のための緊急措置） （第1節 義援金その他資金等による支援） 1 県（会計局、健康福祉部、防災局）における措置 （2）罹災証明書の交付等 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 <u>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</u></p>	<p>2 市町村における措置 （1）罹災証明書の交付 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 （2）被災者台帳の作成 <u>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u></p>	<p>表記の整理 表記の整理</p>
216	<p>第1節 義援金その他資金等による支援 1 県（会計局、健康福祉部、防災局）における措置 （追加） （追加）</p>	<p>第2節 被災者への経済的支援等 1 県（総務部、健康福祉部、防災局、会計局、各種免許・手数料等所管部局）における措置 <u>（1）被災者生活再建支援金の支給</u> <u>県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</u> <u>なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館）に委託している。</u> （2）県税の減免等 <u>県は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの</u></p>	<p>表記の整理 表記の追加 表記の追加</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
217	<p>(追加)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 被災者に関する情報の提供 <u>災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請 に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。</u></p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 災害弔慰金等の支給 (略)</p> <p>(2) 罹災証明書の交付等 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>3 日本赤十字社愛知県支部における措置 義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その</p>	<p><u>義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。</u></p> <p>(3) 被災者の権利・利益の保全 <u>特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、特定非常災害に指定された災害時には、政令で定める各種免許証の有効期限の延長等の措置が講じられる。</u> <u>このような場合、県は、手数料等の減免等について、県独自の特例措置を検討するとともに、国の特例措置や県独自の特例措置について広報する。</u></p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>(削除) ※本章第1節1(2)に記載</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 <u>市町村は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。</u></p> <p>(2) 災害弔慰金等の支給 (略)</p> <p>(削除) ※第1節2(1)、(2)に記載</p> <p>(3) 市税等の減免等 <u>市町村は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。</u></p> <p>(4) 義援金の受付、支給 <u>各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。</u></p> <p>3 日本赤十字社愛知県支部における措置 義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その</p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理 記載箇所の変更</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理 対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
	<p>他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。 なお、原則として義援品の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。</p> <p>4 県社会福祉協議会における措置 （略） <u>ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わないものとする。</u></p> <p>5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館）における措置 「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。 （略）</p> <p>7 農林漁業災害資金 （略） 8 中小企業復興資金 （略） 9 住宅復興資金 （略） 10 激甚災害特別貸付金 （略）</p>	<p>他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。 なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。</p> <p>4 県社会福祉協議会における措置 （略） <u>なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。</u></p> <p>5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館）における措置 「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。 （略） （削除） ※第4章に記載 （削除） ※第4章に記載 （削除） ※本章第4節3（1）に記載 （削除）</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
218	<p>第2節 金融対策</p> <p>1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置 (2) 金融機関等に対する要請 ア 預金取扱金融機関への措置 (7) （略） (4) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置 a 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、<u>り</u>災証明書<small>の</small>呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。 （略） (エ) 営業停止等における対応に関する措置 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自</p>	<p>第3節 金融対策</p> <p>1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置 (2) 金融機関等に対する要請 ア 預金取扱金融機関への措置 (7) （略） (4) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置 a 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、<u>罹</u>災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。 （略） (エ) 営業停止等における対応に関する措置 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
	<p>動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p> <p>イ 保険会社及び少額短期保険業者への措置</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置</p> <p>生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。</p> <p>(ウ) 営業停止等における対応に関する措置</p> <p>保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。</p> <p>ウ 証券会社等への措置</p> <p>(エ) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p> <p>エ 電子債権記録機関への措置</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 営業停止等における対応に関する措置</p> <p>営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p> <p>(追加) ※第5節4に記載されている内容</p>	<p>動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p> <p>イ 保険会社及び少額短期保険業者への措置</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置</p> <p>生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。</p> <p>(ウ) 営業停止等における対応に関する措置</p> <p>保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底する。</p> <p>ウ 証券会社等への措置</p> <p>(エ) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p> <p>エ 電子債権記録機関への措置</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 営業停止等における対応に関する措置</p> <p>営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p> <p>3 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>災害時の混乱に乗じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>表記の整理</p>
219	<p>第3節 住宅等対策</p> <p>1 県（建設部）における措置</p>	<p>第4節 住宅等対策</p> <p>1 県（建設部）における措置</p>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
	<p>(1) 災害公営住宅の建設 被害が甚大で市町村において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が市町村に代わり災害公営住宅を建設するものとする。</p> <p>(2) 復旧相談に係る協力要請 被災した住宅・建築物の所有者に対する補修・復旧方法等についての技術的な助言に関して、復旧相談業務に関する協定に基づき関係団体に協力を要請する。</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(2) 被災住宅等の復旧相談 被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における被災住宅・建築復旧相談業務に関する協定書（県対県建築士事務所協会）」</p> <p>3 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置 (追加) ※第1節に記載されている内容</p> <p>(追加) 県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じるため、住宅相談所を設置し、復興に資する情報を提供する。</p> <p>(追加)</p>	<p>(1) 災害公営住宅の建設 被害が甚大で市町村において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が市町村に代わり災害公営住宅を建設するものとする。 <u>なお、災害公営住宅等の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(2) 相談業務の支援 市町村が実施する住宅の再建・補修等に係る相談業務を支援するため、<u>住宅の再建、修理、購入に係る融資等支援情報、既存不適格建築物に係る建築協定の活用等について市町村へ情報提供を行うものとする。</u> <u>また、相談業務に関する協定に基づき、関係団体に対し、相談員の派遣を要請するとともに、必要に応じて県職員の応援派遣を行うものとする。</u></p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における被災住宅・建築復旧相談業務に関する協定書（県対県建築士事務所協会）」</p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書」</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(2) 相談窓口の設置 相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。</p> <p>3 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置</p> <p><u>(1) 住宅復興資金</u> 住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。</p> <p><u>(2) 住宅相談窓口の設置</u> 県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。</p> <p><u>(3) 既存貸付者に対する救済措置</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

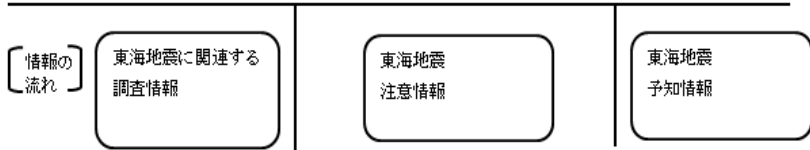
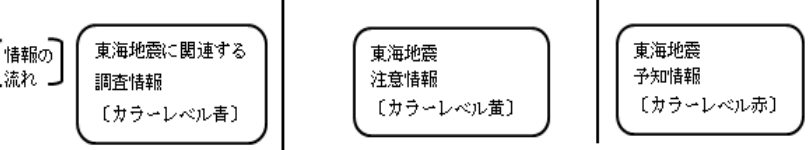
地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
220	<p>また、独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」</p> <p>第4節 労働者対策 愛知労働局における措置</p> <p>(5) 職業のあっせん</p> <p>ア 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、県下の企業を始め他県の企業に働きかけ、希望と能力に適合した就職先の確保につとめる。</p> <p>(追加) ※第5節3に記載されている内容</p> <p>(追加)</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書」</p> <p>第5節 労働者対策 1 愛知労働局における措置</p> <p>(5) 職業のあっせん</p> <p>ア 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、県下の企業を始め他県の企業に働きかけ、希望と能力に適合した就職先の確保に努める。</p> <p><u>(7) 暴力団等における不正受給の防止</u> 被災労働者に対する労災補償や雇用保険求職者給付における基本手当の支給等について、暴力団等による不正受給を防止するために県警察と連携して身分確認等を徹底する。</p> <p>2 県（産業労働部）における措置</p> <p><u>(1) 相談窓口の設置</u> 事業所の被災状況を把握するとともに、被災離職者からの相談に対して迅速に対応できる窓口を設置する。相談に当たっては、愛知労働局等が設置する相談窓口等との連携を図る。</p> <p><u>(2) 就業促進</u> 雇用を維持する事業主への支援策や、臨時的な雇用創出策等を検討し、必要に応じて実施する。 また、被災離職者に対する適切な職業訓練を実施して再就職に対する取組を支援する。</p> <p>(削除)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
221	<p>第5節 暴力団等への対策</p> <p>(追加)</p>	<p>第4章 商工業・農林水産業の再建支援 ■ 基本方針</p> <p>○ 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供するこ</p>	<p>構成の整理</p> <p>章の新設</p>

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由													
(218)	<p>(第 1 章 民生安定のための緊急措置) (第 1 節 義援金その他資金等による支援) 8 中小企業復興資金 <u>被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。</u></p>	<p>とにより、早期の事業再開を支援する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1122 276 1960 938"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 1 節 商工業の再建支援</td> <td>県</td> <td>1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討 1(4) 観光振興</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 節 農林水産業の再建支援</td> <td>県</td> <td>1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 施設復旧</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 2(2) 金融支援等 2(3) 施設復旧</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 1 節 商工業の再建支援 1 県（産業労働部、振興部）における措置 (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 <u>県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報をとりまとめ、市町村、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。</u> <u>また、商工団体等が設置する相談窓口を補完するため、必要に応じて、総合的な相談窓口を設置する。</u> (2) 金融支援等</p>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 商工業の再建支援	県	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討 1(4) 観光振興	市町村	2(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置	第 2 節 農林水産業の再建支援	県	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 施設復旧	市町村	2(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 2(2) 金融支援等 2(3) 施設復旧	
区分	機関名	主な措置														
第 1 節 商工業の再建支援	県	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討 1(4) 観光振興														
	市町村	2(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置														
第 2 節 農林水産業の再建支援	県	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 施設復旧														
	市町村	2(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 2(2) 金融支援等 2(3) 施設復旧														

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
<p>(217)</p>	<p>（第1章 民生安定のための緊急措置） （第1節 義援金その他資金等による支援） 7 農林漁業災害資金 <u>災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資する。</u> （1）天災資金 <u>暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要の再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額償還年限につき有利な条件で融資する。</u> （2）株式会社日本政策金融公庫資金 <u>農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。</u></p>	<p><u>県は、被災した中小企業に対する資金対策として、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。</u> （3）仮設工場・店舗等の確保策の検討 <u>県は、被災した事業所が、修理・建替え等を行う間に一時的に使用する仮設工場・店舗等の貸与又は建設に対する支援措置を検討する。</u> （4）観光振興 <u>県は、必要に応じて、被災した観光資源の復旧支援策を検討するとともに、観光客誘致のためのイベント等を実施する。</u> 2 市町村における措置 （1）支援情報の提供及び相談窓口の設置 <u>市町村は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。</u> 第2節 農林水産業の再建支援 1 県（農林水産部）における措置 （1）支援情報の提供及び相談窓口の設置 <u>県は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。</u> （2）金融支援等 <u>県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。</u> （3）施設復旧 第1章 公共施設等災害復旧対策 参照</p>	

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由																								
227	<p>第 5 編 東海地震に関する事前対策 第 1 章 対策の意義及び東海地震に関連する情報 第 2 節 東海地震に関連する情報 1 情報の種類</p> <p>東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。</p> <p>なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。</p> <table border="1" data-bbox="235 1117 1064 1428"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容 等</th> <th>防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震予知情報 カラー<u>レ</u>ベル赤</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報 カラー<u>レ</u>ベル黄</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海地震に関連する調査情報 カラー<u>レ</u>ベル青</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容 等	防災対応	東海地震予知情報 カラー <u>レ</u> ベル赤	(略)	(略)	東海地震注意情報 カラー <u>レ</u> ベル黄	(略)	(略)	東海地震に関連する調査情報 カラー <u>レ</u> ベル青	(略)	(略)	<p>2 市町村における措置</p> <p>(1) <u>支援情報の提供及び相談窓口の設置</u> 市町村は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。</p> <p>(2) <u>金融支援等</u> 市町村は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。</p> <p>(3) <u>施設復旧</u> 第1章 公共施設等災害復旧対策 参照</p> <p>第 5 編 東海地震に関する事前対策 第 1 章 対策の意義及び東海地震に関連する情報 第 2 節 東海地震に関連する情報 1 情報の種類</p> <p>東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。</p> <p>なお、「東海地震に<u>関</u>連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。</p> <table border="1" data-bbox="1124 1117 1953 1428"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容 等</th> <th>防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震予知情報 カラー<u>レ</u>ベル赤</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報 カラー<u>レ</u>ベル黄</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海地震に関連する調査情報 カラー<u>レ</u>ベル青</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容 等	防災対応	東海地震予知情報 カラー <u>レ</u> ベル赤	(略)	(略)	東海地震注意情報 カラー <u>レ</u> ベル黄	(略)	(略)	東海地震に関連する調査情報 カラー <u>レ</u> ベル青	(略)	(略)	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
種 類	内 容 等	防災対応																									
東海地震予知情報 カラー <u>レ</u> ベル赤	(略)	(略)																									
東海地震注意情報 カラー <u>レ</u> ベル黄	(略)	(略)																									
東海地震に関連する調査情報 カラー <u>レ</u> ベル青	(略)	(略)																									
種 類	内 容 等	防災対応																									
東海地震予知情報 カラー <u>レ</u> ベル赤	(略)	(略)																									
東海地震注意情報 カラー <u>レ</u> ベル黄	(略)	(略)																									
東海地震に関連する調査情報 カラー <u>レ</u> ベル青	(略)	(略)																									

頁	現行 (平成 27 年 6 月修正)	改正案	改正理由																						
231	<p>2 警戒宣言発令までの流れ</p>  <p>第 2 章 地震災害警戒本部の設置等 第 2 節 警戒宣言発令時等の情報伝達 2 代替伝達系統 何らかの事情により通信が困難な場合、県から市町村への代替伝達系統は、第3編第2章第1節「通信手段の確保」で定める非常通信によるものとする。</p>	<p>2 警戒宣言発令までの流れ</p>  <p>第 2 章 地震災害警戒本部の設置等 第 2 節 警戒宣言発令時等の情報伝達 2 代替伝達系統 何らかの事情により通信が困難な場合、県から市町村への代替伝達系統は、第3編第3章第2節「通信手段の確保」で定める非常通信によるものとする。</p>	<p>カラーレベルを表示</p>																						
235	<p>第 3 章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="235 810 1070 1053"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害応急対策等に 必要な資機材 及び人員の配備</td> <td>日本赤十字社 愛知県支部</td> <td>8 救護要員の確保、医療救護班の派遣準備、血液製剤の確保及び供給準備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 1 節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保 1 県 (防災局、農林水産部、産業労働部、健康福祉部、建設部) における措置</p>	区分	機関名	主な措置	第 2 節	(略)	(略)	災害応急対策等に 必要な資機材 及び人員の配備	日本赤十字社 愛知県支部	8 救護要員の確保、医療救護班の派遣準備、血液製剤の確保及び供給準備	(略)	(略)	<p>第 3 章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1124 810 1960 1053"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害応急対策等に 必要な資機材 及び人員の配備</td> <td>日本赤十字社 愛知県支部</td> <td>8 救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備、血液製剤の確保及び供給準備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 1 節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保 1 県 (防災局、農林水産部、産業労働部、健康福祉部、建設部) における措置</p>	区分	機関名	主な措置	第 2 節	(略)	(略)	災害応急対策等に 必要な資機材 及び人員の配備	日本赤十字社 愛知県支部	8 救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備、血液製剤の確保及び供給準備	(略)	(略)	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																							
第 2 節	(略)	(略)																							
災害応急対策等に 必要な資機材 及び人員の配備	日本赤十字社 愛知県支部	8 救護要員の確保、医療救護班の派遣準備、血液製剤の確保及び供給準備																							
	(略)	(略)																							
区分	機関名	主な措置																							
第 2 節	(略)	(略)																							
災害応急対策等に 必要な資機材 及び人員の配備	日本赤十字社 愛知県支部	8 救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備、血液製剤の確保及び供給準備																							
	(略)	(略)																							
236	<p>(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保 県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に、応急仮設住宅の建設のため一般社団法人プレハブ建築協会始め 3 団体、被災住宅の応急修理のため一般社団法人愛知県建設業協会始め 1 2 団体及び住宅相談のため独立行政法人住宅金融支援機構東海支店に対し、建設、修理、相談等の協力要請を行う。</p>	<p>(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保 県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に、応急仮設住宅の建設のため一般社団法人プレハブ建築協会始め 3 団体、被災住宅の応急修理のため一般社団法人愛知県建設業協会始め 1 3 団体及び住宅相談のため独立行政法人住宅金融支援機構東海支店に対し、建設、修理、相談等の協力要請を行う。</p>	<p>団体の追加</p>																						

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
237	<p>3 愛知県赤十字血液センターにおける措置 愛知県赤十字血液センターは、東海地震注意情報の発表に伴い、血液製剤の確保及び供給の準備その他必要な措置をとる。</p> <p>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</p> <p>3 水道事業者等における措置</p>	<p>3 愛知県赤十字血液センターにおける措置 <u>日本赤十字社愛知県支部（愛知県赤十字血液センター）</u>は、東海地震注意情報の発表に伴い、血液製剤の確保及び供給の準備その他必要な措置をとる。</p> <p>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</p> <p>3 水道事業者等における措置</p>	表記の整理
238	<p>(3) 下水道管理者 下水道管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、<u>次の措置をとる。</u> ア 「愛知県流域下水道地震時対応マニュアル」に基づき、必要な体制を<u>整える。</u> イ 発災後の応急復旧に備えて資機材の点検、確保及び要員の確保に努める。</p>	<p>(3) 下水道管理者 下水道管理者（<u>県（建設部）及び市町</u>）は、東海地震注意情報が発表された段階から、<u>所人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。</u></p>	主体の明確化等
239	<p>7 電気通信事業者及び移動通信事業者における措置 (1) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。 (2) あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる</p> <p>8 日本赤十字社愛知県支部における措置 日本赤十字社愛知県支部は、東海地震注意情報が発表された段階から、災害の発生に備え、救護要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、血液製剤の確保及び供給の準備を行う。</p>	<p>7 電気通信事業者及び移動通信事業者における措置 (1) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。 (2) あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。</p> <p>8 日本赤十字社愛知県支部における措置 日本赤十字社愛知県支部は、東海地震注意情報が発表された段階から、災害の発生に備え、<u>救護班要員の確保</u>、医療救護班の派遣準備を行うとともに、血液製剤の確保及び供給の準備を行う。</p>	表記の整理
			表記の整理

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由																																																								
245	<p>第 4 章 発災に備えた直前対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 9 節 飲料水、電気、 ガス、通信及び 放送関係</td> <td>通 信 事 業 者</td> <td>6(1)、6(2) (略) 6(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害 用ブロードバンド伝言板の運用 6(4)、6(5) (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 10 節 生活必需品の確 保</td> <td>国、県、市 町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県、市町村</td> <td>2 2 各家庭における <u>3 日分以上</u>の 飲料水、食料等の備蓄についての 周知徹底（平常時から）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 9 節 飲料水、電気、 ガス、通信及び 放送関係	通 信 事 業 者	6(1)、6(2) (略) 6(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害 用 ブロードバンド 伝言板の運用 6(4)、6(5) (略)	第 10 節 生活必需品の確 保	国、県、市 町村	(略)	県、市町村	2 2 各家庭における <u>3 日分以上</u> の 飲料水、食料等の備蓄についての 周知徹底（平常時から）	<p>第 4 章 発災に備えた直前対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 9 節 飲料水、電気、 ガス、通信及び 放送関係</td> <td>通 信 事 業 者</td> <td>6(1)、6(2) (略) 6(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害 用伝言板の運用 6(4)、6(5) (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 10 節 生活必需品の確 保</td> <td>国、県、市 町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県、市町村</td> <td>2 各家庭における <u>1 週間分程度</u>の飲 料水、食料等の備蓄についての周 知徹底（平常時から）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 9 節 飲料水、電気、 ガス、通信及び 放送関係	通 信 事 業 者	6(1)、6(2) (略) 6(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害 用伝言板の運用 6(4)、6(5) (略)	第 10 節 生活必需品の確 保	国、県、市 町村	(略)	県、市町村	2 各家庭における <u>1 週間分程度</u> の飲 料水、食料等の備蓄についての周 知徹底（平常時から）																																			
区分	機関名	主な措置																																																									
第 9 節 飲料水、電気、 ガス、通信及び 放送関係	通 信 事 業 者	6(1)、6(2) (略) 6(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害 用 ブロードバンド 伝言板の運用 6(4)、6(5) (略)																																																									
第 10 節 生活必需品の確 保	国、県、市 町村	(略)																																																									
	県、市町村	2 2 各家庭における <u>3 日分以上</u> の 飲料水、食料等の備蓄についての 周知徹底（平常時から）																																																									
区分	機関名	主な措置																																																									
第 9 節 飲料水、電気、 ガス、通信及び 放送関係	通 信 事 業 者	6(1)、6(2) (略) 6(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害 用伝言板の運用 6(4)、6(5) (略)																																																									
第 10 節 生活必需品の確 保	国、県、市 町村	(略)																																																									
	県、市町村	2 各家庭における <u>1 週間分程度</u> の飲 料水、食料等の備蓄についての周 知徹底（平常時から）																																																									
250	<p>第 4 節 道路交通対策</p> <p>1 県公安委員会における措置</p> <p>(2) 交通規制の内容</p> <p>ア 緊急交通路の確保</p> <p>(ア) 第 1 次</p> <p> b 強化地域周辺規制</p> <p>強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、次の主要 箇所において必要な規制等を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交差点名</th> <th>路線名</th> <th>住 所</th> <th>規制方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>鳥居松北</u></td> <td>国道 19 号</td> <td>春日井市瑞穂 通 <u>1</u> 丁目</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>新大橋南</u></td> <td>国道 363 号</td> <td>瀬戸市共栄通 3 丁目</td> <td>南進・西進</td> </tr> <tr> <td>東本町</td> <td>国道 155 号</td> <td>瀬戸市東本町 1 丁目</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>上郷大橋北</td> <td>国道 153 号</td> <td>豊田市大野瀬 町</td> <td><u>西</u>進</td> </tr> </tbody> </table>	交差点名	路線名	住 所	規制方向	<u>鳥居松北</u>	国道 19 号	春日井市瑞穂 通 <u>1</u> 丁目	南進	(略)				<u>新大橋南</u>	国道 363 号	瀬戸市共栄通 3 丁目	南進・西進	東本町	国道 155 号	瀬戸市東本町 1 丁目	南進	(略)				上郷大橋北	国道 153 号	豊田市大野瀬 町	<u>西</u> 進	<p>第 4 節 道路交通対策</p> <p>1 県公安委員会における措置</p> <p>(2) 交通規制の内容</p> <p>ア 緊急交通路の確保</p> <p>(ア) 第 1 次</p> <p> b 強化地域周辺規制</p> <p>強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、次の主要 箇所において必要な規制等を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交差点名</th> <th>路線名</th> <th>住 所</th> <th>規制方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>瑞穂通 5 丁目</u></td> <td>国道 19 号</td> <td>春日井市瑞穂 通 <u>5</u> 丁目</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>新共栄橋南</u></td> <td>国道 363 号</td> <td>瀬戸市共栄通 3 丁目</td> <td>南進・西進</td> </tr> <tr> <td>東本町</td> <td>国道 155 号</td> <td>瀬戸市西本町 1 丁目</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>上郷大橋北</td> <td>国道 153 号</td> <td>豊田市大野瀬 町</td> <td><u>南</u>進</td> </tr> </tbody> </table>	交差点名	路線名	住 所	規制方向	<u>瑞穂通 5 丁目</u>	国道 19 号	春日井市瑞穂 通 <u>5</u> 丁目	南進	(略)				<u>新共栄橋南</u>	国道 363 号	瀬戸市共栄通 3 丁目	南進・西進	東本町	国道 155 号	瀬戸市西本町 1 丁目	南進	(略)				上郷大橋北	国道 153 号	豊田市大野瀬 町	<u>南</u> 進	表記の整理
交差点名	路線名	住 所	規制方向																																																								
<u>鳥居松北</u>	国道 19 号	春日井市瑞穂 通 <u>1</u> 丁目	南進																																																								
(略)																																																											
<u>新大橋南</u>	国道 363 号	瀬戸市共栄通 3 丁目	南進・西進																																																								
東本町	国道 155 号	瀬戸市東本町 1 丁目	南進																																																								
(略)																																																											
上郷大橋北	国道 153 号	豊田市大野瀬 町	<u>西</u> 進																																																								
交差点名	路線名	住 所	規制方向																																																								
<u>瑞穂通 5 丁目</u>	国道 19 号	春日井市瑞穂 通 <u>5</u> 丁目	南進																																																								
(略)																																																											
<u>新共栄橋南</u>	国道 363 号	瀬戸市共栄通 3 丁目	南進・西進																																																								
東本町	国道 155 号	瀬戸市西本町 1 丁目	南進																																																								
(略)																																																											
上郷大橋北	国道 153 号	豊田市大野瀬 町	<u>南</u> 進																																																								

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
254	<p>第 5 節 鉄道</p> <p>6 名古屋市営地下鉄における措置</p> <p>(1) 東海地震注意情報発表時 イ 利用者への案内及び広報 (エ) 地震に関する情報、地下鉄の運行状況、警戒宣言時には地下鉄の運行を中止すること等を、<u>ホームページ</u>などにより広報する。</p> <p>(2) 警戒宣言発令時 イ 利用者への案内及び広報 (エ) 地震に関する情報、地下鉄の運行中止の状況等を、<u>ホームページ</u>などにより広報する。</p>	<p>第 5 節 鉄道</p> <p>6 名古屋市営地下鉄における措置</p> <p>(1) 東海地震注意情報発表時 イ 利用者への案内及び広報 (エ) 地震に関する情報、地下鉄の運行状況、警戒宣言時には地下鉄の運行を中止すること等を、<u>Web サイト</u>などにより広報する。</p> <p>(2) 警戒宣言発令時 イ 利用者への案内及び広報 (エ) 地震に関する情報、地下鉄の運行中止の状況等を、<u>Web サイト</u>などにより広報する。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
258	<p>第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>3 中部電力株式会社における措置</p> <p>(3) 安全広報 テレビ、ラジオ等の報道機関及び<u>ホームページ</u>を通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。</p>	<p>第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>3 中部電力株式会社における措置</p> <p>(3) 安全広報 テレビ、ラジオ等の報道機関及び <u>Web サイト</u>を通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。</p>	<p>表記の整理</p>
261	<p>第 10 節 生活必需品の確保</p> <p>2 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置</p> <p>県及び市町村は、平常時から次の対応について周知徹底に努める。 各家庭においては、警戒宣言発令時には市町村から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、<u>3 日以上（可能な限り 1 週間分程度）</u>の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。</p> <p>第 11 節 金融対策</p> <p>1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(1) 預金取扱金融機関への措置 ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応 (イ) 取引者に対する営業停止等の周知徹底 営業停止等並びに継続して現金自動預け払い機等を稼働させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や<u>インターネットのホームページ</u>に</p>	<p>第 10 節 生活必需品の確保</p> <p>2 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置</p> <p>県及び市町村は、平常時から次の対応について周知徹底に努める。 各家庭においては、警戒宣言発令時には市町村から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、<u>可能な限り 1 週間分程度、最低でも 3 日間分</u>の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。</p> <p>第 11 節 金融対策</p> <p>1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(1) 預金取扱金融機関への措置 ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応 (イ) 取引者に対する営業停止等の周知徹底 営業停止等並びに継続して現金自動預け払い機等を稼働させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や<u>Web サイト</u>に掲載することによる。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
270	<p>掲載することによる。</p> <p>(3) 証券会社等への措置 ア 強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応</p> <p>(4) 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。</p> <p>(4) 電子債権記録機関への措置 ア 強化地域内に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応</p> <p>(4) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。</p> <p>第 5 章 県が管理又は運営する施設に関する対策 第 6 節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置</p> <p>(1) 強化地域内にある県の庁舎で、地震防災応急対策の実施上重要な建物となる庁舎の管理者は、第 4 節 1 に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>(2) 県警戒本部の現地対策本部、支部等が置かれる県の庁舎・事務所を管理する者は、(1)に掲げる措置をとるほか、県警戒本部開設に必要な資機材、緊急車両等の確保に関する措置をとるものとする。(略)</p> <p>(4) 強化地域内市町村の防災計画が定める避難場所又は応急救護所が置かれる県立学校等の管理者は、第 4 節 2 に掲げる措置をとるとともに、市町村が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</p>	<p>(3) 証券会社等への措置 ア 強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応</p> <p>(4) 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載することによる。</p> <p>(4) 電子債権記録機関への措置 ア 強化地域内に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応</p> <p>(4) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載することによる。</p> <p>第 5 章 県が管理又は運営する施設に関する対策 第 6 節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置</p> <p>(1) 強化地域内にある県の庁舎で、地震防災応急対策の実施上重要な建物となる庁舎の管理者は、第 5 節 1 に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>(2) 県警戒本部の現地対策本部、<u>方面本部</u>等が置かれる県の庁舎・事務所を管理する者は、(1)に掲げる措置をとるほか、県警戒本部開設に必要な資機材、緊急車両等の確保に関する措置をとるものとする。(略)</p> <p>(4) 強化地域内市町村の防災計画が定める<u>緊急避難場所、避難所</u>又は応急救護所が置かれる県立学校等の管理者は、第 5 節 2 に掲げる措置をとるとともに、市町村が行う<u>緊急避難場所、避難所</u>又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

3 防災活動拠点の区分と要件等

要件等		1 地区防災 活動拠点	2 地域防災 活動拠点	3 広域防災 活動拠点	4 中核広域 防災活動拠点	5 航空広域 防災活動拠点	6 臨海広域 防災活動拠点
(追加)		(追加)	(追加)	(追加)	(追加)		
災害想定 の規模		市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土 砂災害等	複数の市町村 に及ぶ災害 ・相当規模の 林野火災 ・相当規模の 風水害、土 砂災害等	広域の市町村 に及ぶ災害 ・大規模な地 震災害 ・大規模な風 水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等		
応援の規模		隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等		
役割		被災市町村内 の活動拠点	郡単位、広域 圏単位の活動 拠点	広域、全県的 な活動拠点	全県で中心と なる活動拠点	主に空輸され る要員、物資 の集積拠点	海上輸送される 要員、物資の揚 陸・集積拠点
拠点数		市町村で1か 所程度	郡又は圏域単 位で1か所程 度	県内に数か所 程度	県内に1か所 程度	県内に1か所 程度	県内に3か所程 度
要件	面積	1ヘクタール 程度以上 できれば中型 ヘリコプター の離着陸が可 能	3ヘクタール 程度以上 中型ヘリコプ ターの離着陸 が可能	10ヘクタール 程度以上 中型ヘリコプ ターの離着陸 が可能で、複 数機の駐機が 可能	30ヘクタール 程度以上 中型ヘリコプ ターの離着陸 が可能で、相 当機の駐機が 可能	中型ヘリコプ ターの離着陸 が可能で、相 当機の駐機が 可能	ストックヤード 10ヘクタール 程度以上
	施設 設備	できれば 倉庫等	できれば 倉庫、宿泊施 設等	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万ト级以上の 船舶の係留施設

表 1 防災活動拠点の区分と要件等

区分	1 地区防災 活動拠点	2 地域防災 活動拠点	3 広域防災 活動拠点	4 中核広域 防災活動拠点	5 航空広域 防災活動拠点	6 臨海広域 防災活動拠点	
設置主体	市町村	県 及び 政令市	県 及び 政令市	県			
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土 砂災害等	複数の市町村 に及ぶ災害 ・相当規模の 林野火災 ・相当規模の 風水害、土 砂災害等	広域の市町村 に及ぶ災害 ・大規模な地 震災害 ・大規模な風 水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			
応援の規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			
役 割	被災市町村内 の活動拠点	郡単位、広域 圏単位の活動 拠点	広域、全県的 な活動拠点	全県で中心と なる活動拠点	主に空輸され る要員、物資の 集積拠点	海上輸送され る要員、物資 の揚陸・集積 拠点	
拠点数	市町村で 1 か 所程度	郡又は圏域単 位で 1 か所程 度	県内に数か所 程度	県内に 1 か所 程度	県内に 1 か所 程度	県内に 3 か所 程度	
要 件	面積	1 ヘクタール 程度以上 できれば中型 ヘリコプター の離着陸が可 能	3 ヘクタール 程度以上 中型ヘリコプ ターの離着陸 が可能	10 ヘクター ル程度以上 中型ヘリコプ ターの離着陸 が可能で、複 数機の駐機が 可能	30 ヘクター ル程度以上 中型ヘリコプ ターの離着陸 が可能で、相 当機の駐機が 可能	中型ヘリコプ ターの離着陸 が可能で、相 当機の駐機が 可能	ストックヤード 10 ヘクター ル程度以上
	施設 設備	できれば 倉庫等	できれば 倉庫、宿泊施 設等	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1 万トン級以上 の船舶の係留 施設

表 2 南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能

分類	機能	主な設置主体
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの	広域応援部隊の派遣機関
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動すると際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの	広域応援部隊の派遣機関
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの	県・市町村
航空機用救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点	県・市町村
広域物資輸送拠点	国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置するもの	県
地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受け入れの拠点であり、市町村が設置するもの	市町村
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの	国・県(港湾管理者)
大規模な広域防災拠点	南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受け入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点	県

表 3 「東海地震」及び「東南海・南海地震」応急対策活動要領に基づく愛知県広域受援計画

分類	機能
前進拠点	東海地震警戒宣言時に、部隊が派遣される強化地域周辺の拠点
進出拠点	地震発生後、各部隊が被災地に進出する際、強化地域内等の拠点に一時集結する拠点
活動拠点	部隊が被災地において活動するに当たり、宿営等を行う拠点
広域物資拠点	非被災地域から物資を輸送する拠点